

毎月2回10日·25日発行 発行所

川崎市役所 (総務企画局総務部法制課) 川崎市川崎区宮本町1 電話 044-200-2062 FAX 044-200-3748

# 目 次

条  例
◇川崎市職員の自己啓発等休業に関す
る条例(第74号)4
◇川崎市職員の配偶者同行休業に関す
る条例(第75号)5
◇川崎市情報公開条例等の一部を改正
する条例(第76号)7
◇川崎市職員の自己啓発等休業に関す
る条例及び川崎市職員の配偶者同行
休業に関する条例の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例(第77号)7
◇県費負担教職員の給与負担等の移譲
に伴う関係条例の整備に関する条例
(第78号)
◇職員の懲戒の手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例(第79号) … 9
◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例(第80号) … 9
◇川崎市職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例 (第81号) 9
◇川崎市職員退職手当支給条例の一部
を改正する条例 (第82号) 10
◇川崎市市税条例の一部を改正する条
例(第83号) 11
◇川崎市スポーツセンター条例及び川
崎市スポーツ・文化総合センター条
例の一部を改正する条例(第84号) 11
◇川崎市国際交流センター条例の一部
を改正する条例 (第85号) 11
◇川崎市農業委員会の委員及び農地利
用最適化推進委員に関する条例(第
86号)
◇川崎市コンベンションホール条例
(第87号)
◇川崎市休日急患診療所条例及び川崎
市多摩休日夜間急患診療所条例を廃

止する条例(第88号)	14
◇川崎市不燃化重点対策地区における	
建築物の不燃化の推進に関する条例	
(第89号)	14
◇川崎市地区計画の区域内における建	
築物等の形態意匠の制限に関する条	
例の一部を改正する条例(第90号)	16
◇川崎市地区計画の区域内における建	
築物に係る制限に関する条例の一部	
を改正する条例(第91号)	17
◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を	
改正する条例(第92号)	18
◇川崎市準用河川占用料徴収条例の一	
部を改正する条例(第93号)	21
◇川崎市都市公園条例の一部を改正す	
る条例(第94号)	21
◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す	
る条例(第95号)	22
◇川崎市高等学校奨学金支給条例の一	
部を改正する条例(第96号)	24
◇川崎市職員の給与に関する条例の一	
部を改正する条例(第97号)	24
規則	
◇川崎市農業委員会委員選考委員会規	
則(第88号)	38
◇川崎市コンベンションホール条例施	
行規則 (第89号)	38
◇川崎市都市公園条例施行規則の一部	
を改正する規則(第90号)	41
◇川崎市職員退職手当支給条例施行規	
則の一部を改正する規則(第91号)	42
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改	
正する規則 (第92号)	48
◇川崎市スポーツ・文化総合センター	
条例の施行期日を定める規則(第93	0.7
号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
◇川崎市スポーツ・文化総合センター	
条例施行規則の一部を改正する規則 (第94号) ····································	67
	67
◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を	

改正する規則(第95号)	70	◇指定障害児通所支援事業者の指定	
告 示		(第729号)	84
◇道路区域の変更 (第699号)	72	◇指定障害福祉サービス事業者の指定	
◇道路の供用開始(第700号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72	(第730号)	84
◇議決された予算の公表 (第701号)		◇個人情報保護条例の規定による目的	
◇自転車等の撤去と保管 (第702号)	76	外利用等の届出 (第731号)	84
◇生活保護法等による指定介護機関の		◇多摩川緑地バーベキュー広場の指定	
指定 (第703号)	76	管理者の指定(第732号)	85
◇生活保護法等による指定介護機関の		◇自転車等の撤去と保管 (第733号)	85
変更(第704号)	76	◇情報通信の技術を利用する方法によ	
◇生活保護法等による指定介護機関の		り行う行政手続等の一部改正(第	
廃止 (第705号)	76	734号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85
◇生活保護法等による指定医療機関の		◇港湾施設の名称、位置、規模等(第	
指定 (第706号)	76	735号)	86
◇生活保護法等による指定施術機関の		◇市営自転車等駐車場の指定管理者の	
指定 (第707号)	76	指定 (第736号)	86
◇生活保護法等による指定医療機関の		◇道路区域の変更(第737号)	87
廃止(第708号)	77	公 告	
◇市道路線の認定(第709号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I	◇一般競争入札の執行(第648号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
◇道路区域の決定(第710号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77	◇マンション建替えの円滑化等に関す	
◇歩行者専用道路の指定(第711号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		る法律に基づくマンション建替組合	
◇道路の供用開始(第712号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78	の解散の認可 (第649号)	88
◇市道路線の廃止(第713号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79	◇一般競争入札の執行(第650号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
◇道路区域の変更(第714号)	79	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更	
◇道路の供用開始(第715号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79	の届出(第651号)	89
◇道路区域の変更(第716号)	79	◇道路位置の指定(第652号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
◇道路区域の変更(第717号)	79	◇道路位置の指定(第653号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
◇道路の供用開始(第718号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80	◇条例環境影響評価審査書の公告(第	
◇道路区域の変更に関する告示の訂正		654号)	90
(第719号)	80	◇開発行為に関する工事の完了(第655	
◇居宅介護サービス事業者等の指定		号)	96
(第720号)	80	◇農用地利用集積計画の制定(第656	
◇指定地域密着型サービス事業者等の		号)	96
指定 (第721号)	81	◇一般競争入札の執行 (第657号)	97
◇居宅介護サービス事業者等の廃止		◇一団地の総合的設計制度の認定(第	
(第722号)	81	658号)	99
◇地域密着型サービス事業者等の廃止		◇条例環境影響評価審査書の公告(第	
及び辞退 (第723号)	82	659号)	99
◇指定障害児相談支援事業者の指定		◇都市公園の供用開始(第660号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
(第724号)	82	◇大規模小売店舗立地法に基づく意見	
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止		書の概要(第661号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
(第725号)	83	◇特定非営利活動法人の設立認証申請	
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止		(第662号)	104
(第726号)	83	◇特定非営利活動法人の定款の変更認	
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止		証申請 (第663号)	105
(第727号)	83	公告(調達)	
◇指定特定相談支援事業者の指定(第		◇一般競争入札の公告(第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
728号)	84	◇落札者等の公示(第2号)	108

◇公募型プロポーザルの実施(第3号) … 108	教育委員会規則
◇一般競争入札の公告(第4号) 109	◇川崎市立学校の施設の開放に関する
税公告	規則の一部を改正する規則(第19号) 135
◇納税通知書の公示送達(第187号)・・・・・・ 110	◇川崎市立学校特別開放施設の使用に
◇納税通知書(課税額変更(取消)通	関する規則の一部を改正する規則(第20号) 135
知書)の公示送(第188号)・・・・・・・・・・・ 111	◇川崎市立高等学校奨学金支給条例施
◇公告の訂正(第189号)・・・・・・・・・・・111	行規則の一部を改正する規則(第21号) 135
◇公売公告兼見積価額公告(第190号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教育委員会告示
◇差押解除通知書の公示送達(第191号)・・・・・・・ 113	◇教育委員会定例会の招集(第33号) 136
◇参加差押通知書の公示送達(第192号)・・・・・・・ 113	人事委員会規則
◇市税に係る督促状の公示送達(第193号)・・・・・・ 114	◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関
上下水道局規程	する規則の一部を改正する規則(第19号) 136
◇川崎市上下水道局企業職員の初任	◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等
給、昇格、昇給等に関する規程の一部	に関する規則の一部を改正する規則(第20号) 137
を改正する規程(第30号) 115	区公告
◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時	◇国民健康保険料に係る督促状の公示
間、休日、休暇等に関する規程の一部	送達(川崎区第141号)
を改正する規程(第31号) 115	◇国民健康保険料に係る督促状の公示
上下水道局告示	送達(川崎区第142号)
◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第52号) 116	◇国民健康保険料に係る督促状の公示
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	送達(川崎区第143号)
事業者の指定(第53号) 116	◇介護保険料に係る督促状の公示送達
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	(川崎区第144号)138
事業者の廃止(第54号) 116	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
上下水道局公告	の公示送達 (川崎区第145号) 139
◇一般競争入札の執行(第108号)・・・・・・・ 117	◇住民票の職権消除(川崎区第146号)・・・・・・ 139
◇一般競争入札の執行(第109号)・・・・・・・ 117	◇印鑑登録の抹消(川崎区第147号)・・・・・・ 139
◇一般競争入札の執行(第110号)・・・・・・・ 118	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
上下水道局公告(調達)	の公示送達(幸区第52号)
◇一般競争入札の公告(第1号) 119	◇介護保険料に係る督促状の公示送達
◇一般競争入札の公告(第 2 号) 123	(幸区第53号)
交通局規程	◇国民健康保険料に係る督促状の公示
◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、	送達(幸区第54号)
休日、休暇等に関する規程の一部を改	◇国民健康保険料に係る督促状の公示
正する規程(第26号) 126	送達(中原区第55号)
◇川崎市交通局企業職員の初任給、昇	◇国民健康保険料の滞納処分に係る書
格、昇給等に関する規程の一部を改正	類の公示送達(中原区第56号) 141
する規程(第27号) 127	◇介護保険料に係る納入通知書の公示
病院局規程	送達(高津区第47号)
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通
休日、休暇等に関する規程等の一部を	知書の公示送達(高津区第48号) 142
改正する規程(第19号) 127	◇国民健康保険料に係る督促状の公示
病院局公告(調達)	送達(高津区第49号)
◇一般競争入札の公告(第1号) 128	◇介護保険料に係る督促状の公示送達
消防局公告	(高津区第50号)
◇消防法第17条の4第1項の規定によ	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
る措置命令(第17号)	の公示送達(高津区第51号) 143
◇サイレンの吹鳴(第18号) 134	◇国民健康保険料に係る督促状の公示

送達 (宮前区第39号) 143
◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第67号)
◇住民票の職権消除(多摩区第68号) … 144
◇印鑑登録の抹消(多摩区第69号) 144
◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第66号) 145
正誤
<b>◇</b> 第1713号······ 145
 条     例

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第74号

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第 261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5 項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業 (同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下 同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が3年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修(同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として任命権者が定める場合は、3年)、国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業にあっては3年とする。

(大学等教育施設)

- 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設 は、次に掲げる教育施設とする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定 する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定す る専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
  - (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課

- 程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする 職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学
- (4) 前3号に掲げる教育施設のほか、これらに準ずる ものとして任命権者が認めるもの (奉仕活動)
- 第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動 は、次に掲げる奉仕活動とする。
  - (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。)
  - (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に 資する外国における奉仕活動のうち職員として参加 することが適当であると任命権者が認めるもの (自己啓発等休業の承認の申請)
- 第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

- 第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。
  - 2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則 で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限る ものとする。
  - 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の 承認について準用する。(自己啓発等休業の承認の 取消事由)
- 第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
  - (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
  - (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

- 第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。
  - (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
  - (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停 学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又 はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を 行っていない場合
  - (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際 貢献活動に支障が生じている場合
- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職手当の取扱い)

- 第11条 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市 条例第73号)第5条の4第1項及び第10条第1項第3 号の規定の適用については、自己啓発等休業をした期 間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務 に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 2 自己啓発等休業をした期間についての川崎市職員退職手当支給条例第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の任命権者が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者 が定める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第75号

川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

- 第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。
  - (1) 外国での勤務
  - (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う 活動であって外国において行うもの
  - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由 として任命権者が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者

同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業を しようとする期間が第3条に規定する期間を超えない 範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明 らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間 の延長を申請することができる。

- 2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。
- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
  - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
  - (2) 配偶者同行休業をしている職員が川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)第12条又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程の規定による特別休暇(職員の出産を事由とするものに限る。)を取得することとなったこと。
  - (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

- 第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
  - (1) 配偶者が死亡した場合
  - (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
  - (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
  - (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間 (以下この項及び第3項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって 当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間につ いて1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を 採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなけ ればならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用 された職員の任期が申請期間に満たない場合にあって は、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新 することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する 場合について準用する。
- 5 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用 された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当 該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職手当の取扱い)

- 第11条 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市 条例第73号)第5条の4第1項及び第10条第1項第3 号の規定の適用については、配偶者同行休業をした期 間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務 に従事することを要しない期間に該当するものとする。
- 2 配偶者同行休業をした期間についての川崎市職員退職手当支給条例第10条第1項第3号の規定の適用については、同号中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者 が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)
- 2 平成29年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の適用を受けることとなったものについて、施行日前に職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年神奈川県条例第77号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第76号

川崎市情報公開条例等の一部を改正する条例 (川崎市情報公開条例の一部改正)

第1条 川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1 号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項第5号中「第27条第1項」を「第28条第 1項」に改める。

(川崎市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例 第26号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。 (川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一 部改正)

第3条 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 (平成27年川崎市条例第44号)の一部を次のように改 正する。

第3条のうち、川崎市個人情報保護条例第2条に1 号を加える改正規定のうち同条第5号中「第2項」の 次に「(これらの規定を番号法第26条において準用す る場合を含む。)」を加える。

第3条のうち川崎市個人情報保護条例第30条第6項 後段の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情 報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報 照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行 する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第77号

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例 及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する 条例の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」を加える。

(川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例(平成17年川崎市条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業の状況

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部改正)

第3条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条の5を第14条の7とし、第14条の2から第14条の4までを2条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の2条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第14条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

14条の3 地方公務員法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(川崎市上下水道局企業職員定数条例の一部改正)

第4条 川崎市上下水道局企業職員定数条例(昭和42年 川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」 を加える。

(川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正)

第5条 川崎市交通局企業職員定数条例(昭和42年川崎 市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」

を加える。

(川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正)

第6条 川崎市病院局企業職員定数条例(平成16年川崎 市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員」を加える。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

>K)116( | ///20 | 1/11 | A // 3//211 / 5/

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の 整備に関する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第78号

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う 関係条例の整備に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処 遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員 の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号) の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

5 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の 前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職 員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革 の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例の適用 を受けることとなったもののうち、移譲日前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和63年神奈川県条例第7号)第2条第1項の規定により派遣された職員は、この条例第3条第1項に規定する派遣職員とみなして、この条例第6条の規定を適用する

附則第6項を削る。

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例(昭和34年川崎市条例第30号)の一部を次のよう に改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(川崎市旅費支給条例の一部改正)

第3条 川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21 号)の一部を次のように改正する。

別表の付表を次のように改める。

行政職給料表(1)の各級に相当する職務の級

等級	行政職 給料表 (1)	行政職 給料表 (2)	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	大学教育職 給料表	高等学校 教育職 給料表	義務教育諸 学校教育職 給料表	
1	8級		5級		4級(学長に限る。)			8級
2	7級		4級	7級				7級
3	6級 5級		3級	6級 5級	4級(学長を除く。)	5級 4級	5級 4級	6級 5級
4	4級以下の 級	4級以下の 級	2級以下の 級	4級以下の 級	2級以下の 級	3級以下の 級	3級以下の 級	4級以下の 級

(川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する 特別措置に関する条例

(昭和46年川崎市条例第59号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置 に関する条例

第1条中「川崎市立高等学校(以下「市立高等学校」を「川崎市立学校(川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」に改める。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。 第3条第1項中「市立高等学校」を「市立学校」に 改める。

第6条第1項及び第2項中「市立高等学校」を「市立学校」に改め、同項第4号中「生徒」の次に「、児童又は幼児」を加える。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第79号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の 一部を改正する条例

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」 という。」を加え、「第29条第4項」を「第29条第2項及 び第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)

第1条の2 法第29条第2項に規定する条例で定める 法人は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 第7条の2第1項に規定する公庫等及び地方独立行政法 人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に規定する 一般地方独立行政法人とする。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市条例第80号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成19年川 崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

- (13) 特別支援学校業務手当
- (14) 夜間学級業務手当

第15条第1項各号列記以外の部分中「市立高等学校」を「川崎市立学校(川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。)」に改め、同項第1号中「市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校(以下「市立高等学校等」という。)」を「市立学校」に改め、同項第2号中「生徒」の次に「、児童又は幼児(以下「生徒等」という。)」を加え、同項第3号中「生徒」を「生徒等」という。)」を加え、同項第3号中「生徒」を「生徒等」に改め、同項第4号中「市立高等学校等」を「市立学校」に、「生徒」を「生徒等」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条第 1項中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第19条と し、第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加え る。

(特別支援学校業務手当)

- 第16条 特別支援学校業務手当は、川崎市立特別支援学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で生徒等に対して行う指導の業務に従事したもの(規則で定めるものに限る。)に支給する。
- 2 特別支援学校業務手当の額は、従事した日1日につき600円を超えない範囲内において規則で定める。 (夜間学級業務手当)
- 第17条 夜間学級業務手当は、夜間学級を置く川崎市立 中学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で夜間学級にお いて生徒に対して行う指導の業務に従事したもの(規 則で定めるものに限る。)に支給する。
- 2 夜間学級業務手当の額は、従事した日1日につき 2,200円を超えない範囲内において規則で定める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市条例第81号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26

条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第22条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の 1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

9 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き給与条例の適用を受けることとなったものについて、移譲日前に職員の育児休業等に関する条例(平成4年神奈川県条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 川崎市条例第82号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正 する条例

川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「所管に属する市費支弁の」を削る。 第8条第5項中「又は広域求職活動費」を「又は求職 活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額 附則に次の4項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

6 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「市給与条例」という。)の適用を受けることとなったもの(以下「旧県費負担教職員」という。)が移譲日以後に退職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退職した

理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同日における職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。

- 7 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の 規定により退職手当を支給されないで国等の職員とな り、第10条第2項の規定により、第5条の2第2項第 2号に掲げる期間が第10条第1項に規定する職員とし ての引き続いた在職期間に含まれる者であって、移譲 日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期 間に含まれる期間に含まれるものが、移譲日以後に退 職した場合において、その者が移譲日の前日に現に退 職した理由と同一の理由により職員として退職したも のとし、かつ、その者の同日までの勤続期間として取 り扱われるべき期間及び同日において県給与条例の規 定により受けていた給料月額に相当する額として規則 で定める額を基礎として、同日における県条例の規定 により計算した退職手当の額が、この条例の規定によ り計算した退職手当の額より多いときは、当該規定に かかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき 当該規定による退職手当の額とする。
- 8 市給与条例附則第26項から第28項までの規定による 職務の級及び号給の切替えに伴う旧県費負担教職員の 給料月額の減額は、この条例第5条の2第1項に規定 する給料月額の減額改定とみなして、同項の規定を適 用する。
- 9 職員のうち、移譲日前に県条例第7条の5第4項の 規定により退職手当を支給されないで国等の職員とな ったものの第10条第2項の規定の適用については、同 項中「第20条第2項」とあるのは「職員の退職手当に 関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)第7条の 5第4項」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただ し、第8条第5項の改正規定及び次項の規定は、同年 1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第8条第5項第6号の規定は、退職職員(退職した川崎市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって求職活動に伴い前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、改正前の条例

(以下「旧条例」という。) 第8条第5項第6号に掲げる退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。) をしたものについて適用し、退職職員であって同日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する旧条例第8条第5項第6号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市条例第83号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部 を次のように改正する。

附則第8項第4号中「附則第15条第2項第6号」を 「附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第13号を第 17号とし、第12号を第15号とし、同号の次に次の1号を 加える。

(16) 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合 5分の4

附則第8項中第11号を第14号とし、第10号を第13 号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の2号 を加える。

- (11) 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定め る割合 2分の1
- (12) 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合 3分の1

附則第8項中第8号を第9号とし、第7号の次に 次の1号を加える。

(8) 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合 2分の1

## 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (固定資産税又は都市計画税に関する経過措置)
- 2 改正後の条例附則第8項第8号、第11号及び第12号 の規定は平成29年度以後の年度分の固定資産税につい て、改正後の条例附則第8項第16号の規定は平成29年 度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について 適用する。

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文 化総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第84号

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市 スポーツ・文化総合センター条例の一部 を改正する条例

(川崎市スポーツセンター条例の一部改正)

第1条 川崎市スポーツセンター条例(昭和60年川崎市 条例第21号)の一 部を次のように改正する。

別表の4駐車場利用料の表中

中型自動車 大型自動車

を「

Γ

準中型自動車 中型自動車 大型自動車

に改め、同表備考中「普通自動車」の次に「、準中型 自動車」を加える。

(川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部改正)

第2条 川崎市スポーツ・文化総合センター条例(平成 26年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。 別表の4駐車場利用料の表中

中型自動車 大型自動車

を

準中型自動車 中型自動車 大型自動車

に改め、同表備考中「普通自動車」の次に「、準中型 自動車」を加える。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

1

#### 川崎市条例第85号

川崎市国際交流センター条例の一部を改正 する条例

川崎市国際交流センター条例(平成6年川崎市条例第

- 3号) の一部を次のように改正する。 別表に次のように加える。
- 3 駐車場利用料

種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分まで
準中型自動車	200円	ごとに 100円

備考 普通自動車又は準中型自動車とは、それぞれ道 路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定 する普通自動車又は準中型自動車をいう。

#### 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 に関する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第86号

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適 化推進委員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、川崎市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、川崎市農業委員会委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、14人とする。 (農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数 は、6人とする。

(選考委員会)

- 第4条 農業委員会の委員の選考に関して調査審議する ため、選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、委員3人をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員は、学識経験を有する者及び関係 団体の役職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 選考委員会の委員の任期は、3年とし、補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を 妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び 運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月19日から施行する。ただ し、第4条の規定は、公布の日から施行する。 (川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する 条例の廃止)

2 川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する 条例(平成10年川崎市条例第22号)は、廃止する。

川崎市コンベンションホール条例をここに公布する。 平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第87号

川崎市コンベンションホール条例

(目的及び設置)

第1条 企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、これらの者の間における連携を促進し、もって地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与するため、川崎市コンベンションホール(以下「コンベンションホール」という。)を設置する。

(位置)

第2条 コンベンションホールの位置は、川崎市中原区 小杉町2丁目276番地1とする。

(事業)

- 第3条 コンベンションホールは、第1条の目的を達成 するため、次の事業を行う。
  - (1) コンベンション(会議、討論会、講習会、展示会 その他これらに類する集会をいう。以下同じ。)等 のための施設及び設備(以下「施設等」という。) を利用に供すること。
  - (2) 施設等を利用する者に対するコンベンションの開催に係る支援を行うこと。
  - (3) コンベンションの誘致に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者)

- 第4条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を 満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理 者」という。)にコンベンションホールの管理を行わ せる。
  - (1) コンベンションホールの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
  - (2) 事業計画書の内容が、コンベンションホールの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書の内容に沿ったコンベンションホール の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書そ の他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければ ならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示

する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則 の規定に従い、コンベンションホールの管理を行わな ければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務 その他のコンベンションホールの管理のために必要な 業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 コンベンションホールの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間	午前9時から午後10時まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

- 第8条 コンベンションホールの施設等を利用しようと する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (利用料金)
- 第9条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指 定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限 りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市 長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利 用料金の一部を納付金として徴収することができる。 (利用料金の減免)
- 第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に 従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (利用料金の返還)
- 第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不適当であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消し、 又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することが できる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により第8条の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに 基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条 の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を 原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償等)

第18条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の 指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠 償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない 理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免 除することができる。

(入館等の制限)

第19条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある 者その他管理上支障があると認められる者について は、入館を断り、又は退館させることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施 のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、 第4条(指定管理者にコンベンションホールの管理を行 わせることに係る部分を除く。)及び第20条の規定は、 公布の日から施行する。

#### 別表 (第9条関係)

### 1 施設利用料

				金	額	
	種 別		午 前	午 後	夜 間	全 日
			9 時~ 12時	1 時~ 5 時	6 時~ 10時	9 時~ 10時
	区画し	ない場合	251,530円	335, 370円	335, 370円	922, 270円
÷ n .		ホールA	94, 370円	125,820円	125, 820円	346,010円
ホール	図画する 場 合	ホールB	78, 470円	104,630円	104,630円	287,730円
	一场 口	ホールC	78, 690円	104, 920円	104, 920円	288, 530円
		第1控室	2,730円	3,650円	3,650円	10,030円
控	室	第2控室	2,350円	3, 140円	3,140円	8,630円
		第3控室	2,480円	3,310円	3,310円	9,100円
	ホワイエ		55,650円	74, 200円	74, 200円	204,050円
		第1会議室	5,830円	7,770円	7,770円	21,370円
	義室	第2会議室	5,940円	7,920円	7,920円	21,780円
会 詩	義室	第3会議室	5, 160円	6,880円	6,880円	18,920円
		第4会議室	5, 180円	6,910円	6,910円	19,000円

- 備考 1 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。
  - 2 ホワイエの施設利用料は、ホールを区画しない場合その他管理上支障がない場合であって指定管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

#### 2 設備利用料

単 位	金 額
1式、1本、1組、1台、1個、1枚、1キロワットその他1単位 1回	30,000円

- 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
  - 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩休日夜間急 患診療所条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 川崎市条例第88号

川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩 休日夜間急患診療所条例を廃止する条例 川崎市休日急患診療所条例(昭和51年川崎市条例第34 号)及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例(平成6年 川崎市条例第34号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の 推進に関する条例をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第89号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物 の不燃化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、不燃化重点対策地区における建築

物の不燃化の推進に関し、市及び建築物の所有者等の 責務を明らかにするとともに、建築基準法(昭和25年 法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定によ る構造に関する制限の付加その他必要な事項を定める ことにより、地震による火災が発生した場合の不燃化 重点対策地区における延焼により生ずる被害を軽減す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げる もののほか、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令 第338号。以下「令」という。)で使用する用語の例に よる。
  - (1) 建築物の不燃化 地震による火災に対する安全性 の向上を目的として、建築物の建築、修繕、模様替 その他必要な措置を講ずることをいう。
  - (2) 不燃化重点対策地区 第5条第1項の規定により 市長が指定した地区をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不燃化 重点対策地区における建築物の不燃化の推進に係る意 識の啓発を図る等必要な施策を推進しなければならな い。

(建築物の所有者等の責務)

第4条 不燃化重点対策地区内にある建築物の所有者、 管理者若しくは占有者又は不燃化重点対策地区内の建 築物の建築主は、建築物の不燃化について理解を深 め、積極的に建築物の不燃化を推進するよう努めなけ ればならない。

(不燃化重点対策地区の指定等)

- 第5条 市長は、地震による火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地区で、特に建築物の不燃化を推進する必要があると認めるものを不燃化重点対策地区として指定することができる。
- 2 市長は、不燃化重点対策地区を指定しようとすると きは、その旨を公告し、当該不燃化重点対策地区の指 定の案(以下「指定案」という。)を、当該公告の日 の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供するものと する。
- 3 前項の規定により縦覧に供された指定案に意見を有する者は、同項の縦覧期間内に、市長に対し、意見書を提出することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により不燃化重点対策地区を 指定したときは、その旨を告示する。

(不燃化重点対策地区の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、不燃化重 点対策地区の指定を変更し、又は解除することができ る。 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に より不燃化重点対策地区の指定を変更し、又は解除す る場合について準用する。

(不燃化重点対策地区内の建築物)

- 第7条 不燃化重点対策地区内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以内である建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は令第136条の2第1号から第7号までに掲げる基準に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物(防火地域内にある延べ面積が50平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものを除く。)の全部又は一部が防火地域内にあるもの(その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。)については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
  - (1) 延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物
  - (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
  - (3) 門又は塀

(建築物が不燃化重点対策地区の内外にわたる場合 の措置)

第8条 建築物が不燃化重点対策地区の内外にわたる場合においては、その全部について不燃化重点対策地区内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が不燃化重点対策地区外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第38条の規定に該当する建築物については、 第7条第1項の規定は、市長がその構造方法又は建築 材料がこの規定に適合するものと同等以上の効力があ ると認めた場合においては、適用しない。

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物又 は建築物の部分で、令第136条の10各号に掲げる基準 に適合するものについては、第7条第1項の規定は、 適用しない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第85条第5項の規定に基づき市長が許可した 仮設建築物については、第7条第1項の規定は、適用 しない。 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁 の開口部に対する制限の特例)

第12条 法第86条の4第1項の規定に該当する建築物に ついては、第7条第1項の規定を適用する場合におい ては、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火 建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当 する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存建築物に対する制限の緩和)

- 第13条 法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の適用を受けない建築物(木造の建築物にあっては、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が防火構造のものに限る。)について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項の規定は、適用しない。
  - (1) 工事の着手が基準時(法第3条第2項の規定により引き続き第7条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。)以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計(当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計をいう。)は、50平方メートルを超えないこと。
  - (2) 増築又は改築後における階数が2以下であること。
  - (3) 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 2 法第86条第1項若しくは第2項の規定により認定を受け、同条第8項の規定により公告され、又は法第86条の2第1項の規定により認定を受け、同条第6項の規定により公告された建築物については、前項の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。
- 3 法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の 適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規 模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第 3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項の 規定は、適用しない。

(財政上の措置)

第14条 市は、不燃化重点対策地区における建築物の不 燃化の推進に関する施策を推進するために必要な財政 上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第16条 第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書に記載された認定建築材

料等(型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は第9条の規定による認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。)の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)においては当該建築物の工事施工者)は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があった場合において、その違 反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計 者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して 同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前 2項の違反行為をした場合においては、その行為者を 罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑 を科する。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第13条まで及び第16条の規定は、平成29年7月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠 の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 川崎市条例第90号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(平成21年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

12	小杉町1・2	都市計画法第20条第1	B地区
	丁目地区整備	項の規定により告示さ	C地区
	計画区域	れた小杉町1・2丁目	
		地区地区計画の区域の	
		うち再開発等促進区で	
		地区整備計画が定めら	
		れた区域	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に 関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 川崎市条例第91号

川崎市地区計画の区域内における建築物に 係る制限に関する条例の一部を改正する条

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に 関する条例(昭和62年川崎市条例第40号)の一部を次の ように改正する。

別表第1に次のように加える。

51	小杉町1・2丁目	都市計画法第20条第1項の	
	地区整備計画区域	規定により告示された小杉	
		町1・2丁目地区地区計画	
		の区域のうち再開発等促進	
		区で地区整備計画が定めら	
		れた区域	

別表第2に次のように加える。

51 小杉町1·2丁目地区整備計画区域

	51 7991 2 7 日地区走岬市闽区域				
B地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。) (4) 自動車教習所 建築物の建厳率は、10分の6(法第53条第3項第2号の規定に該当する建築物にあ			
	最高限度	っては、10分の7)以下でなければならない。			
	建築物の敷地面積の 最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。			
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分 (2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分			
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、45メートル以下でなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。			
C地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 工場(自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。) (4) 自動車教習所			

建築物の建蔽率の	建築物の建蔽率は、10分の6(法第53条第3項第2号の規定に該当する建築物にあ	
最高限度	っては、10分の7)以下でなければならない。	
建築物の敷地面積の	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。	
最低限度		
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて	
	はならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りで	
	ない。	
(1) 道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩順		
	の用に供する建築物の部分	
	(2) 巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分	
建築物の高さの	建築物の高さは、180メートル以下でなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、	
最高限度	装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合	
	計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、	
	12メートルを限度として算入しない。	

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

る条例 川崎市道路占用料徴収条例(昭和30年川崎市条例第7

号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正す

## 川崎市条例第92号

別表(第2条、第5条関係)

		占	用料		
	占 用 物 件	単位	所 在	所 在 地	
			特別地域	普通地域	
法第32条第	第1種電柱	1月1本につき		230	
1項に掲げ	第2種電柱			350	
る工作物	第3種電柱			470	
	第1種電話柱			200	
	第2種電話柱		320		
	第3種電話柱		440		
	その他の柱類		20		
	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき	2		
	地下に設ける電線その他の線類		1		
	路上に設ける変圧器	1月1個につき			
	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき		120	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1月1個につき		400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			170	
	広告塔	1月1平方メートルにつき	1, 100	760	
	その他のもの			400	

去第32条第	法第35条に 規定する事		1月1メートルにつき	
	規定する事 業のために			
- 胸() る物 牛	乗のために 設けるもの	外径が0.07メートル以上		
T	及び法第36	0.1メートル未満のもの		
	条に規定す	外径が0.1メートル以上		
	るもの	0.15メートル未満のもの		
	<b>3</b> 0 12	外径が0.15メートル以上		
		0.2メートル未満のもの		
		外径が0.2メートル以上		
		0.3メートル未満のもの		
		外径が0.3メートル以上		
		0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上		
		0.7メートル未満のもの		
		外径が0.7メートル以上		1
		1メートル未満のもの		
		外径が1メートル以上		2
		のもの		
	架空管	外径が0.4メートル		1
		未満のもの		
		外径が0.4メートル以上の		4
		もの		
	その他の	外径が0.07メートル		
	もの	未満のもの		
		外径が0.07メートル以上		
		0.1メートル未満のもの		
		外径が0.1メートル以上		
		0.15メートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上		
		0.2メートル未満のもの		
		外径が0.2メートル以上		
		0.3メートル未満のもの		
		外径が0.3メートル以上		
		0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上		1
		0.7メートル未満のもの		
		外径が0.7メートル以上		1
		1メートル未満のもの		1
		外径が1メートル以上		3
ト 佐 o o 夕 ゲ	1 活然 0 旦 1-	のもの	18157	¥.
	1項第3号に		1月1平方メートルにつ	
去第32条第	1項第4号に	掲げる施設		

法第32条第 1項第5号		階数が1のもの	1月1平方メートルにつき	Aに0.004を乗じ して得た額	 、これを12で防
に掲げる施 設		階数が2のもの		Aに0.007を乗じ して得た額	 、これを12で関
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じ して得た額	 、これを12で関
ļ	上空に設ける	 る诵路			570
ļ	地下に設ける	-			340
ļ	その他のもの				130
 法第32条第	1項第6号に			1, 100	760
施行令第7	看板			245	15
				590	37
掲げる物件			1月1本につき		32
ļ	旗ざお	-		1, 100	76
	幕(施行令)	第7条第4号に掲げる工事 るものを除く。)	1月1平方メートルにつき	1, 100	76
ļ	アーチ	車道を横断するもの	   1月1基につき	11,000	7, 60
ļ		その他のもの		. 1	5, 70
 施行令第 7 ៖	⊥ 条第2号に掲		1月1平方メートルにつき		40
	条第3号に掲			Aに0.028を乗じ これを12で除して	
		場げる工事用施設及び 5月材料	1月1平方メートルにつき	1, 100	76
施行令第7		場げる仮設建築物及び			40
施行令第7 条第9号に 掲げる施設 並びに同条				Aに0.012を乗じ して得た額	 、これを12でB
第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	その他のもの	D		Aに0.009を乗じ して得た額	 、これを12で®
条第11号に	路面下に設め			Aに0.012を乗じ して得た額	 、これを12でM 
掲げる応急 仮設建築物	その他のもの	0		Aに0.028を乗じ して得た額	、これを12で阝
 施行令第 7 纟	- 条第12号に掲	げる器具		Aに0.028を乗じ して得た額	 、これを12でM

施行令第7	上空、トンネルの上又は自動車専用道	1月1平方メートルにつき	Aに0.012を乗じ、これを12で除
条第13号に	路(高架のものに限る。)の路面下に設		して得た額
掲げる休憩	けるもの		
所、給油所	その他のもの		Aに0.028を乗じ、これを12で除
及び自動車			して得た額
修理所			

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料 に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第93号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改 正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例(平成12年川崎市条例 第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「182円」を「230円」に、「279円」を「350円」 に、「377円」を「470円」に、「162円」を「200円」に、 「260円」を「320円」に、「357円」を「440円」に、「16 円」を「20円」に、「325円」を「400円」に、「7円」を 「8円」に、「10円」を「12円」に、「15円」を「18円」 に、「19円」を「24円」に、「29円」を「36円」に、「39円」

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例 | を「48円」に、「68円」を「85円」に、「97円」を「120円」 に、「195円」を「240円」に、「100円」を「130円」に、 「500円」を「760円」に改める。

### 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公 布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 川崎市条例第94号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一 部を次のように改正する。第8条の2第3項の表中

	生田緑地	普通自動車	1台1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		中型自動車	1台1回	1時間まで	500円
駐車場		大型自動車		超過時間30分までごとに	250円
	富士見公園	普通自動車	1台1回	20分までごとに	100円
		中型自動車	1台1回	20分までごとに	400円
		大型自動車			

備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規 定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

を Γ

> 駐車場 生田緑地 普通自動車 1台1回 1時間まで 200円 超過時間30分までごとに 100円

駐車	巨場		準中型自動車	1台1回	1時間まで	500円
			中型自動車		超過時間30分までごとに	250円
			大型自動車			
		富士見公園	普通自動車	1台1回	20分までごとに	100円
			準中型自動車	1台1回	20分までごとに	400円
			中型自動車			
			大型自動車			

備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

に改める。

第17条第1項の表中「377円」を「470円」に、「325円」を「400円」に、「162円」を「190円」に、「487円」を「580円」に、「195円」を「230円」に、「260円」を「310円」に、「552円」を「660円」に、「130円」を「160円」に、「844円」を「1,010円」に改める。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項の表の改正規定は、同年3月12日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公 布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の 一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

## 川崎市条例第95号

## 別表第1 (第13条関係)

ふ頭用地使用料

	<b>经</b> 即	使 用	使 用 料		
	種別	単 位	金額		
電柱	第1種電柱	1本1月までごとに	230円		
	第2種電柱		350円		
	第3種電柱		470円		
電話柱	第1種電話柱	1本1月までごとに	200円		
	第2種電話柱		320円		
	第3種電話柱		440F.		
その他の柱類	類	1本1月までごとに	20円		
共架電線	電柱に共架する場合	共架柱1本	220円		
		1月までごとに			
	電話柱に共架する場合		250円		
公衆電話所		1個1月までごとに	400円		

郵便差出箱及	び信書便差出箱		1個1月までごとに	170円
送電塔			1月1平方メートル	400円
		までごとに		
特別高圧架空	送電線	1月1メートルまで	7円	
		ごとに		
		外径0.07メートル	1月1メートルまで	16日
		未満のもの	ごとに	
		外径0.07メートル以上		22
		0.1メートル未満のもの		
		外径0.1メートル以上		34₽
		0.15メートル未満のもの		
		外径0.15メートル以上0.2メ		45P
		ートル未満のもの		
	埋設管その他	外径0.2メートル以上0.3メー		67 F
地下埋設物	これに類するもの	トル未満のもの		
		外径0.3メートル以上0.4メー		90 F
		トル未満のもの		
		外径0.4メートル以上0.7メー		110
		トル未満のもの		
		外径0.7メートル以上1メー		180F
		トル未満のもの		
		外径1メートル以上のもの		380
	その他のもの		1月1平方メートル までごとに	380F
40 da 1641.	to dake a so his silving	4/70 4 ) ) ) 1 4 4 5 1 5		1005
架空工作物		外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまで ごとに	180 F
	するもの	HAZO A A TARILO TO		4505
		外径0.4メートル以上のもの		450 F
	支持物		1月1平方メートル	450 F
	7 0 11 0 1 0		までごとに 	4505
ALL SVI	その他のもの			450
鉄道事業法(	昭和61年法律第92号)に	よる鉄道及び用地横断工作物	1月1平方メートル	400 F
<b>产</b> ₽₩₩₩₩	Let Mark		までごとに	5005
広告塔及び看	· 极類		1月1平方メートル までごとに	760 F
工事のための一時作業所又は工事用材料置場				170
			1月1平方メートル までごとに	170F
洪添华無の			1月1平方メートル	100
港湾貨物の一	时但勿		1月1平万メートル   までごとに	120F
事務所及びそ	の附帯施設		1月1平方メートル	290F
事物別及いて	マノドリ 行旭収		までごとに	2901
			前各項類似の項目に準じて市:	

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第96号

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改 正する条例

川崎市高等学校奨学金支給条例(昭和37年川崎市条例 第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「後期課程及び」を「後期課程、」に改め、「高 等部」の次に「、高等専門学校(第1学年から第3学年 までに限る。)及び専修学校の高等課程」を加え、「在学 する生徒」を「入学を許可された者又は在学する者」に、 「困難な者」を「困難なもの」に改める。

第6条第1項各号を次のように改める。

(1) 国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第 2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同 じ。) 又は地方公共団体が設置する高等学校(以下 「国立又は公立の高等学校」という。) に入学を許 可された者

入学支度金 年額 45,000円

(2) 国立又は公立の高等学校に在学する者

ア 第1学年 年額 36,000円 イ 第2学年 年額 61,000円 ウ 第3学年 年額 46,000円 工 第4学年以降 年額 36,000円

- (3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規 定する学校法人が設置する高等学校(専修学校の高 等課程を除く。) 又は国若しくは地方公共団体以外 の者が設置する専修学校の高等課程(以下「私立の 高等学校」という。) に入学を許可された者 入学 支度金 年額 70,000円
- (4) 私立の高等学校に在学する者

ア 第1学年 年額 60,000円 イ 第2学年 年額 85,000円 ウ 第3学年 年額 70,000円

工 第4学年以降 年額 60,000円

第7条中第5号を第6号とし、第1号から第4号まで を1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加 える。

(1) 入学を取りやめたとき。

第8条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、 同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

第9条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、 同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

附則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市条例第97号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例

川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例 第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教員特別手当」を「義務教育等教員特別手 当」に改める。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次 の1号を加える。

(7) 義務教育諸学校教育職給料表(別表第5の2)

第16条の4の見出しを「(義務教育等教員特別手当)」 に改め、同条第1項中「教員特別手当」を「義務教育等 教員特別手当」に改め、「高等学校教育職給料表」の次 に「及び義務教育諸学校教育職給料表」を加え、同条第 2項から第4項までの規定中「教員特別手当」を「義務 教育等教員特別手当」に改める。

第19条第5項中「市立高等学校」を「市立学校(看護 短期大学を除く。)」に改める。

第19条の4第2号中「及び川崎市立学校教職員互助 会」を「、川崎市立学校教職員互助会及び神奈川県教育 福祉振興会」に改め、同条第5号中「火災共済事業」の 次に「及び消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号) 第10条第1項第4号に規定する事業」を加える。

附則に次の7項を加える。

(旧県費負担教職員の職務の級の切替え)

26 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前 日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32 年神奈川県条例第56号。以下「県条例」という。)の 適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の 施行に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることと なったもの(以下「旧県費負担教職員」という。)の 移譲日における職務の級(以下「新級」という。)は、 附則別表第4に掲げられている移譲日の前日において その者が属していた職務の級(以下「旧級」という。) に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。こ の場合において、同欄に2の職務の級が掲げられてい るときは、人事委員会規則の定めるところにより、そ のいずれかの職務の級とする。

(旧県費負担教職員の号給の切替え)

27 旧県費負担教職員(次項に規定する旧県費負担教職

員を除く。)の移譲日における号給(以下「新号給」という。)は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧級及び移譲日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第5に定める号給とする。

28 附則第26項後段の規定により新級を決定される旧県 費負担教職員の新号給は、第4条第1項の規定にかか わらず、新級及び旧号給に応じて附則別表第6に定め る号給とする。

(旧県費負担教職員の移譲日の昇給)

- 29 旧県費負担教職員の移譲日における昇給は、第4条 第3項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同 年3月31日までにおけるその者の勤務成績に応じて、 行うものとする。
- 30 前項の規定により旧県費負担教職員を昇給させるか 否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、第4条第 4項の規定にかかわらず、前項に規定する期間の全部 を良好な成績で勤務した旧県費負担教職員の昇給の号 給数を1号給とすることを標準として人事委員会規則 で定める基準に従い決定するものとする。

(旧県費負担教職員の住居手当に関する経過措置)

- 31 旧県費負担教職員に対して移譲日から平成30年3月 31日までに支給する住居手当に関する第7条第1項の 規定の適用については、同項中「24,750円」とあるの は、「33,750円」とする。
- 32 移譲日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により住居手当を支給される旧県費負担教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、住居手当を支給する。

附則別表第3の次に次の3表を加える。

附則別表第4 旧県費負担教職員の職務の級の切替表 (附則第26項関係)

(1) 移譲日の前日に県条例別表第1の教育職給料表の 適用を受けていた旧県費負担教職員の切替表

移譲日に適用される給料表	旧級	新級
義務教育諸学校教育職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

(2) 移譲日の前日に県条例別表第2の学校栄養職給料表の適用を受けていた旧県費負担教職員の切替表

移譲日に適用される給料表	旧級	新級
医療職給料表(2)	1級	1級

2級	2級
3級	2級
4級	3級
	4級

移譲日に適用される給料表

旧級 新級

(3) 移譲日の前日に県条例別表第3の学校行政職給料表の適用を受けていた旧県費負担教職員の切替表

移譲日に適用される給料表	旧級	新級
行政職給料表(1)	1級	1級
		2級
	2級	2級
	3級	2級
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第5 旧級がこれに対応する附則別表第4の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である 旧県費負担教職員以外の旧県費負担教職員の号給の切替表(附則第27項関係)

(1) 旧県費負担教職員で義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

シ 週川で文ける概点の別々相					
旧号給	旧級				
旧夕和	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18

19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	
Ī	I	ļ	I	ı	1

59         59         59         59         59           60         60         60         60         60           61         61         61         61         61           62         62         62         62         62           63         63         63         63         63           64         64         64         64         64           65         65         65         65         65           66         66         66         66         66           67         67         67         67         67           68         68         68         68         68           69         69         69         69         69           70         70         70         70         70           71         71         71         71         71         71           72         72         72         72         72         72           73         73         73         73         73         73         73         73         73         73         73         73         73         73         77         77         <						
61         61         61         61         61           62         62         62         62         62           63         63         63         63         63           64         64         64         64         64           65         65         65         65         65           66         66         66         66         66           67         67         67         67         67           68         68         68         68         68           69         69         69         69         69           70         70         70         70         70           71         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77	59	59	59	59	59	
62         62         62         62         62           63         63         63         63         63         63           64         64         64         64         64         64         64         64         64         64         66         69         96         96         96         96         96         96 <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td></td>	60	60	60	60	60	
63         63         63         63         63           64         64         64         64         64         64           65         65         65         65         65         65         65         66         69         96         96         96         96         96         96         96         96         96         96         96         96         96         96         96 <td>61</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>61</td> <td></td>	61	61	61	61	61	
64         64         64         64         64           65         65         65         65         65           66         66         66         66         66           67         67         67         67         67           68         68         68         68         68         68           69         69         69         69         69         70         71         71         71         71         71         71         71         71         71         71         71         71         71         71         72         72         72         72         72         72         72         73         73         73         73         73         73         73         73         73         73         77         77         77         77         77	62	62	62	62	62	
65         65         65         65         65           66         66         66         66         66         66           67         67         67         67         67         67           68         69         69         69         69         69         69         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         71         71         71         71         71         71         71         71         71         74         74         74         74         74         74         74         74         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77 <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> <td>63</td> <td></td>	63	63	63	63	63	
66         66         66         66         66           67         67         67         67         67           68         68         68         68         68         68           69         69         69         69         69         70         71         71         71         71         71         71         71         71         71         74         74         74         74         74         74         74         74         74         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77 <td>64</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>64</td> <td></td>	64	64	64	64	64	
67         67         67         67         67           68         68         68         68         68           69         69         69         69         69           70         70         70         70         70           71         71         71         71         71         71           72         72         72         72         72         72         72         72         72         73         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77	65	65	65	65	65	
68         68         68         68         68         68         68         68         68         68         68         68         68         69         69         69         69         70         71         71         71         71         71         71         71         71         71         73<	66	66	66	66	66	
69         69         69         69         69           70         70         70         70         70           71         71         71         71         71         71           72         72         72         72         72         72           73         74         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77	67	67	67	67	67	
70         70         70         70           71         71         71         71         71           72         72         72         72         72           73         73         73         73         73         73           74         74         74         74         74         74         74         74         74         74         74         75         75         75         75         75         76         76         76         76         76         77         78         88         80         80         80	68	68	68	68	68	
71         71         71         71         72         72         72         72         72         72         72         73         75         75         75         75         75         75         75         75         75         75         75         76         76         76         76         76         76         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77         77<	69	69	69	69	69	
72         72         72         72         72           73         73         73         73         73         73           74         77         77         77         77         77 <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td></td>	70	70	70	70	70	
73         73         73         73         73         73         74         74         74         74         74         74         74         74         74         74         74         74         74         75         75         75         75         75         75         76         76         76         76         76         77         78         88         80         80         80         80<	71	71	71	71	71	
74         74         74         74         74         74         75         75         75         75         75         75         75         75         76         76         76         76         76         76         77         79         79         99         99         90         90         80         80         80         80         80         80         80         83         83         83<	72	72	72	72	72	
75         75         75         75         75           76         76         76         76         76         76           77         79         79         99         79         99         99         90         80         80         80         80         80         80         80         82         82         82         82         85         85         85         85         85 <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>73</td> <td></td>	73	73	73	73	73	
76         76         76         76         76           77         77         77         77         77           78         78         78         78         78           79         79         79         79         79           80         80         80         80         80           81         81         81         81         81           82         82         82         82         82           83         83         83         83         83           84         84         84         84         84           85         85         85         85         85           86         86         86         86         86           87         87         87         87         87           88         88         88         88         88           89         89         89         89         99           90         90         90         90         90           91         91         91         91         91           92         92         92         92         92	74	74	74	74	74	
77         77         77         77           78         78         78         78           79         79         79         79           80         80         80         80           81         81         81         81           82         82         82         82           83         83         83         83           84         84         84         84           85         85         85         85           86         86         86         86           87         87         87         87           88         88         88         88           89         89         89         89           90         90         90         90           91         91         91         91         91           92         92         92         92         92           93         93         93         93         93           94         94         94         94         94           95         95         95         95           96         96         96         96	75	75	75	75	75	
78         78         78         78         78           79         79         79         79         79           80         80         80         80         80           81         81         81         81         81           82         82         82         82         82           83         83         83         83         83           84         84         84         84         84           85         85         85         85         85           86         86         86         86         86           87         87         87         87         87           88         88         88         88         88           89         89         89         89         89           90         90         90         90         90           91         91         91         91         91           92         92         92         92         92           93         93         93         93         93           94         94         94         94         94	76	76	76	76	76	
79         79         79         79         79           80         80         80         80         80           81         81         81         81         81           82         82         82         82         82           83         83         83         83         83           84         84         84         84         84           85         85         85         85         85           86         86         86         86         86           87         87         87         87         87           88         88         88         88         88           89         89         89         89         89           90         90         90         90         90           91         91         91         91         91           92         92         92         92         92           93         93         93         93         93           94         94         94         94         94           95         95         95         95           96	77	77	77	77	77	
80       80       80       80       80         81       81       81       81       81         82       82       82       82       82         83       83       83       83       83         84       84       84       84       84         85       85       85       85       85         86       86       86       86       86         87       87       87       87       87         88       88       88       88       88         89       89       89       89       89         90       90       90       90       90         91       91       91       91       91       91         92       92       92       92       92         93       93       93       93       93         94       94       94       94       94         95       95       95       95       95         96       96       96       96       96         97       97       97       97       97	78	78	78	78	78	
81     81     81     81     81       82     82     82     82     82       83     83     83     83     83       84     84     84     84     84       85     85     85     85     85       86     86     86     86     86       87     87     87     87       88     88     88     88       89     89     89     89       90     90     90     90     90       91     91     91     91     91       92     92     92     92     92       93     93     93     93     93       94     94     94     94     94       95     95     95     95     95       96     96     96     96     96       97     97     97     97     97	79	79	79	79	79	
82       82       82       82       82         83       83       83       83       83         84       84       84       84       84         85       85       85       85       85         86       86       86       86       86         87       87       87       87         88       88       88       88         89       89       89       89         90       90       90       90         91       91       91       91         92       92       92       92         93       93       93       93         94       94       94       94         95       95       95       95         96       96       96       96         97       97       97       97	80	80	80	80	80	
83       83       83       83       83         84       84       84       84       84         85       85       85       85       85         86       86       86       86       86         87       87       87       87         88       88       88       88         89       89       89       89         90       90       90       90         91       91       91       91       91         92       92       92       92       92         93       93       93       93       93         94       94       94       94       94         95       95       95       95       95         96       96       96       96       96         97       97       97       97       97	81	81	81	81	81	
84       84       84       84       84         85       85       85       85         86       86       86       86       86         87       87       87       87         88       88       88       88         89       89       89       89         90       90       90       90         91       91       91       91       91         92       92       92       92       92         93       93       93       93       93         94       94       94       94       94         95       95       95       95         96       96       96       96       96         97       97       97       97       97	82	82	82	82	82	
85     85     85     85       86     86     86     86     86       87     87     87     87       88     88     88     88       89     89     89     89       90     90     90     90       91     91     91     91     91       92     92     92     92     92       93     93     93     93     93       94     94     94     94     94       95     95     95     95     95       96     96     96     96     96       97     97     97     97     97	83	83	83	83	83	
86     86     86     86     86       87     87     87     87       88     88     88     88       89     89     89     89       90     90     90     90       91     91     91     91       92     92     92     92       93     93     93     93       94     94     94     94       95     95     95     95       96     96     96     96       97     97     97     97	84	84	84	84	84	
87     87     87     87       88     88     88     88       89     89     89     89       90     90     90     90       91     91     91     91     91       92     92     92     92     92       93     93     93     93     93       94     94     94     94     94       95     95     95     95       96     96     96     96     96       97     97     97     97     97	85	85	85	85	85	
88       88       88       88       88         89       89       89       89         90       90       90       90         91       91       91       91         92       92       92       92         93       93       93       93         94       94       94       94         95       95       95       95         96       96       96       96         97       97       97       97	86	86	86	86	86	
89     89     89     89     89       90     90     90     90     90       91     91     91     91     91       92     92     92     92     92       93     93     93     93     93       94     94     94     94     94       95     95     95     95     95       96     96     96     96     96       97     97     97     97     97	87	87	87	87	87	
90     90     90     90       91     91     91     91       92     92     92     92       93     93     93     93       94     94     94     94       95     95     95     95       96     96     96     96       97     97     97     97	88	88	88	88	88	
91     91     91     91     91       92     92     92     92     92       93     93     93     93     93       94     94     94     94     94       95     95     95     95     95       96     96     96     96     96       97     97     97     97     97	89	89	89	89	89	
92     92     92     92       93     93     93     93       94     94     94     94       95     95     95     95       96     96     96     96       97     97     97     97	90	90	90	90	90	
93     93     93     93       94     94     94     94       95     95     95     95       96     96     96     96       97     97     97     97	91	91	91	91	91	
94     94     94     94       95     95     95     95       96     96     96     96       97     97     97     97	92	92	92	92	92	
95     95     95     95       96     96     96     96       97     97     97     97	93	93	93	93	93	
96     96     96     96       97     97     97     97	94	94	94	94	94	
97 97 97 97	95	95	95	95	95	
	96	96	96	96	96	
98 98 98 98 98	97	97	97	97	97	
	98	98	98	98	98	

99	99	99	99	99	
100	100	100	100	100	
101	101	101	101	101	
102	102	102	102	102	
103	103	103	103	103	
104	104	104	104	104	
105	105	105	105	105	
106	106	106	106	106	
107	107	107	107	107	
108	108	108	108	108	
109	109	109	109	109	
110	110	110	110	110	
111	111	111	111	111	
112	112	112	112	112	
113	113	113	113	113	
114	114	114	114	114	
115	115	115	115	115	
116	116	116	116	116	
117	117	117	117	117	
118	118	118	118	118	
119	119	119	119	119	
120	120	120	120	120	
121	121	121	121	121	
121	121	122	122	121	
123	123	123	123		
124	124	124	124		
125	125	125	125		
126	126	126	126		
127	127	127	127		
128	128	128	128		
129	129	129	129		
130	130	130	130		
131	131	131	131		
132	132	132	132		
133	133	133	133		
134	134	134	134		
135	135	135	135		
136	136	136	136		
137	137	137	137		
138	138	138			

139	139	139			
140	140	140			
141	141	141			
142	142	142			
143	143	143			
144	144	144			
145	145	145			
146	146	146			
147	147	147			
148	148	148			
149	149	149			
150	150	150			
151	151	151			
152	152	152			
153	153	153			
154	154	154			
155	155	155			
156	156	156			
157	157	157			
158	158	158			
159	159	159			
160	160	160			
161	161	161			
162	162	162			
163	163	163			
164	164	164			
165	165	165			
166		166			
167		167			
168		168			
169		169			
170		170			
171		171			
172		172			
173		173			
174		174			
175		175			
176		176			
177		177			
178		178			
1	1	ı	1	1	1

179	179		
180	180		
181	181		
182	182		
183	183		
184	184		
185	185		

## (2) 旧県費負担教職員で医療職給料表(2)の適用を受け る職員の新号給

旧县绘		旧級	
旧号給	1級	2級	3級
1	7	17	49
2	8	18	50
3	10	19	50
4	11	20	51
5	11	20	52
6	13	21	52
7	14	22	53
8	15	23	54
9	16	24	54
10	16	24	55
11	17	25	55
12	18	26	56
13	19	27	57
14	20	28	57
15	21	29	58
16	22	31	59
17	23	32	60
18	24	33	61
19	25	34	62
20	26	35	63
21	27	35	64
22	28	36	65
23	29	37	66
24	29	38	67
25	30	39	68
26	31	39	69
27	32	40	70
28	33	41	71
29	33	42	72

30	34	43	73
31	35	43	74
32	35	44	75
33	36	45	76
34	37	46	77
35	38	46	78
36	38	47	79
37	39	48	80
38	40	48	81
39	40	49	82
40	41	50	83
41	42	50	84
42	42	51	85
43	43	51	86
44	43	52	87
45	44	52	88
46	45	53	89
47	45	54	90
48	46	55	92
49	46	55	93
50	47	56	95
51	47	57	96
52	48	58	98
53	48	59	99
54	49	60	101
55	49	61	103
56	50	62	104
57	50	62	105
58	50	63	107
59	51	64	108
60	51	65	110
61	52	66	111
62	52	67	111
63	53	68	112
64	53	69	114
65	54	70	115
66	54	71	116
67	54	72	117
68	55	72	117
69	55	73	117

70	56	74	117
71	56	75	117
72	56	76	117
73	57	76	117
74	57	77	117
75	58	78	117
76	58	79	117
77	58	80	117
78	59	80	117
79	59	81	117
80	59	82	117
81	59	83	117
82	60	84	117
83	60	84	117
84	60	85	117
85	60	86	117
86	00	87	117
87		87	117
88		88	117
89		88	117
90		89	117
91		89	117
92		90	
			117
93		91	117
94		91	117
95		91	117
96		92	117
97		92	117
98		93	117
99		93	117
100		94	117
101		95	117
102		95	117
103		96	117
104		96	117
105		97	117
106		97	
107		98	
108		98	
109		99	

110	100	
111	100	
112	101	
113	101	
114	102	
115	102	
116	103	
117	103	
118	104	
119	104	
120	105	
121	105	
122	106	
123	106	
124	107	
125	107	
126	107	
127	108	
128	108	
129	108	
130	109	
131	110	
132	111	
133	111	

## (3) 旧県費負担教職員で行政職給料表(1)の適用を受け る職員の新号給

10 日.公	旧級				
旧号給	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	40	16	13	5
2	22	40	17	14	6
3	23	41	18	15	6
4	24	42	19	16	7
5	24	43	20	17	8
6	25	44	21	18	9
7	26	45	21	19	10
8	27	45	22	20	11
9	28	46	23	21	12
10	29	47	24	22	13
11	30	48	25	23	14
12	31	49	26	24	15

13	32	49	27	26	16
14	33	50	28	27	16
15	34	51	29	28	17
16	35	52	30	29	18
17	35	52	31	30	19
18	36	53	32	31	20
19	37	54	33	32	21
20	38	55	34	33	21
21	39	56	35	34	22
22	40	57	36	35	23
23	40	58	37	36	24
24	41	59	38	37	25
25	42	60	39	37	26
26	43	61	40	38	26
27	44	62	41	39	27
28	44	63	42	40	28
29	45	64	43	41	29
30	46	65	44	42	30
31	46	66	45	43	30
32	47	67	47	44	31
33	47	68	47	45	32
34	48	69	48	45	32
35	49	70	49	46	33
36	49	71	50	47	34
37	50	71	52	48	35
38	51	72	53	49	35
39	51	73	54	49	36
40	52	74	55	50	36
41	53	75	56	51	37
42	54	76	58	52	38
43	54	77	59	52	38
44	55	78	60	53	39
45	56	79	62	54	39
46	56	80	63	54	40
47	57	81	64	55	40
48	58	82	65	56	40
49	58	83	67	56	41
50	59	84	68	57	41
51	60	85	69	58	41
52	60	86	71	58	42

53	61	87	72	59	42
54	61	88	73	60	43
55	62	89	74	61	43
56	63	91	76	62	44
57	63	92	78	62	44
58	64	93	79	63	45
59	65	94	80	64	45
60	65	96	81	64	46
61	66	97	82	65	46
62	66	98	83	66	47
63	67	99	84	67	47
64	67	100	86	68	48
65	68	102	86	68	48
66	68	103	87	69	49
67	69	104	89	70	49
68	69	105	90	71	50
69	70	106	91	72	51
70	70	107	92	72	52
71	71	109	94	73	53
72	71	110	95	74	54
73	71	111	96	75	54
74	72	112	97	76	55
75	72	113	99	77	56
76	72	114	100	78	58
77	72	115	101	79	58
78	73	115	102	80	59
79	73	116	104	81	60
80	73	117	105	83	62
81	73	117	106	84	62
82	73	117	108	85	64
83	73	117	109	86	65
84	73	117	109	87	66
85	74	117	111	88	67
86	74	117	112	89	68
87	74	117	114	91	69
88	74	117	115	92	70
89	74	117	117	93	71
90	75	117	118	95	72
91	75	117	119	96	74
92	75	117	121	97	75

93	75	117	123	99	76
94	75	117	126	100	
95	75	117	131	101	
96	75	117	137	103	
97	76	117	144	105	
98	76	117	149	106	
99	76	117	149	107	
100	76	117	149	109	
101	76	117	149	110	
102	76	117	149		
103	77	117	149		
104	77	117	149		
105	77	117	149		
106	77	117			
107	77	117			
108	78	117			
109	78	117			
110	78	117			
111	78	117			
112	78	117			
113	78	117			
114	78				
115	79				
116	79				
117	79				
118	79				
119	79				
120	79				
121	80				
122	80				
123	80				
124	80				
125	80				

附則別表第6 旧級がこれに対応する附則別表第4の新 級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である 旧県費負担教職員の号給の切替表(附則第28項関係)

(1) 旧級が県条例別表第2の学校栄養職給料表の4級である職員の号給の切替表

旧号給	新級		
口夕和	3級	4級	

1	24	9
2	25	10
3	26	11
4	27	12
5	28	13
6	29	14
7	30	15
8	31	16
9	32	17
10	33	18
11	34	19
12	35	20
13	36	21
14	37	22
15	38	23
16	39	24
17	41	25
18	42	26
19	43	27
20	44	28
21	45	29
22	46	30
23	47	31
24	48	32
25	49	32
26	50	33
27	51	34
28	52	35
29	53	36
30	54	37
31	55	38
32	56	39
33	58	39
34	59	40
35	60	41
36	62	42
37	63	43
38	65	44
39	66	45
40	68	45

41	70	46
42	71	47
43	72	47
44	74	48
45	76	48
46	77	49
47	79	49
48	81	50
49	83	51
50	84	51
51	87	52
52	88	53
53	90	53 53
54	92	54
55	94	55
56	96	55
57	97	56
58	99	56
59	101	57
60	103	57
61	104	58
62	105	59
63	107	59
64	108	60
65	109	60
66	111	61
67	113	62
68	114	63
69	115	63
70	116	64
71	118	64
72	119	65
73	120	66
74	121	67
75	123	67
76	127	68
77	131	69
78	136	70
79	141	71
10	111	1.1
80	146	72

81	149	72
82	149	73
83	149	74
84	149	75
85	149	76
86	149	77
87	149	79
88	149	80
89	149	81
90	149	82
91	149	83
92	149	84
93	149	86
94	149	87
95	149	88
96	149	89
97	149	90
98	149	92
99	149	93
100	149	94
101	149	96
102	149	97
103	149	98
104	149	100
105	149	101

## (2) 旧級が県条例別表第3の学校行政職給料表の1級 である職員の号給の切替表

旧号給	新級		
	1級	2級	
1	3	1	
2	4	1	
3	5	1	
4	6	1	
5	7	1	
6	8	1	
7	9	1	
8	10	1	
9	10	1	
10	11	1	
11	12	1	

12	13	1
13	14	2
14	15	3
15	16	4
16	16	4
17	17	5
18	18	6
19	19	7
20	20	8
21	20	8
22	22	10
23	23	+
		11
24	24	12
25	26	14
26	27	15
27	28	16
28	28	16
29	29	17
30	30	18
31	31	19
32	32	20
33	33	21
34	34	22
35	34	22
36	35	23
37	36	24
38	37	25
39	37	25
40	38	26
41	39	27
42	39	27
43	40	28
44	41	29
45	41	29
46	42	30
47	43	31
48	43	31
49	44	32
50	44	32
51	45	33

52	46	34
53	46	34
54	47	35
55	47	35
56	48	36
57	48	36
58	48	36
59	49	37
60	49	37
61	50	38
62	51	38
63	51	39
64	52	39
65	53	40
66	54	40
67	55	40
68	56	41
69	56	42
70	57	42
71	58	42
72	58	43
73	59	43
74	60	43
75	61	44
76	62	44
77	62	44
78	63	45
79	64	45
80	65	46
81	66	46
82	67	47
83	67	47
84	68	47
85	69	48
86	70	48
87	72	48
88	73	49
89	74	49
90	75	49

92	77	50
93	77	50

別表第4備考中「栄養士」の次に「、学校栄養職」を加

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2 (第3条関係)

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 150, 500 151, 900 153, 400 154, 900	円 166,000 168,100 170,100 172,300	円 242, 900 245, 300 247, 800 250, 100	円 281, 200 283, 700 286, 600 289, 100	円 396, 800 398, 300 399, 700 401, 200
	5	156, 500	174, 200	252, 700	291, 600	402, 600
	6	158, 400	176, 400	255, 100	293, 900	403, 900
	7	160, 100	178, 500	257, 200	296, 300	405, 400
	8	161, 900	180, 700	259, 400	298, 600	407, 000
	9	163, 700	182, 900	261, 500	301, 000	408, 300
	10	165, 700	185, 700	263, 700	303, 700	409, 700
	11	167, 700	188, 300	265, 800	306, 300	411, 100
	12	169, 600	190, 900	267, 900	309, 200	412, 300
	13	171, 600	193, 800	270, 100	311, 700	413, 600
	14	173, 700	195, 400	272, 100	313, 700	415, 000
	15	175, 900	197, 000	274, 100	315, 700	416, 300
	16	178, 000	198, 700	276, 000	318, 000	417, 700
	17	180, 300	200, 400	277, 900	320, 200	418, 900
	18	182, 800	202, 100	280, 300	322, 400	420, 200
	19	185, 300	203, 700	282, 600	324, 600	421, 300
	20	187, 700	205, 300	285, 000	326, 800	422, 600
	21	190, 200	207, 100	287, 200	328, 900	423, 700
	22	191, 800	208, 900	289, 600	331, 000	424, 800
	23	193, 500	210, 800	292, 000	333, 100	426, 100
	24	195, 100	212, 600	294, 600	335, 200	427, 400
	25	196, 600	214, 300	296, 900	337, 200	428, 700
	26	198, 300	216, 300	299, 300	339, 100	429, 800
	27	199, 900	218, 200	301, 700	341, 000	430, 800
	28	201, 500	220, 200	304, 100	343, 000	431, 900
	29	203, 000	222, 000	306, 400	345, 000	433, 200
	30	204, 600	224, 700	308, 600	346, 700	434, 200
	31	206, 300	227, 300	310, 600	348, 400	435, 400
	32	208, 000	230, 000	312, 800	350, 200	436, 500
	33	209, 500	232, 500	315, 000	351, 900	437, 700
	34	211, 300	235, 200	317, 100	353, 600	438, 500
	35	213, 000	237, 800	319, 200	355, 200	439, 400
	36	214, 800	240, 400	321, 200	357, 000	440, 100
	37	216, 400	242, 900	323, 300	358, 800	440, 900
	38	218, 100	245, 300	325, 400	360, 300	441, 700
	39	219, 900	247, 800	327, 500	361, 900	442, 500
	40	221, 600	250, 100	329, 700	363, 400	443, 200
	41	223, 300	252, 700	331, 600	364, 700	444, 100
	42	225, 000	255, 100	333, 700	366, 100	444, 900
	43	226, 500	257, 200	335, 800	367, 400	445, 700
	44	228, 100	259, 400	337, 900	368, 900	446, 500
	45	229, 700	261, 500	339, 900	370, 400	447, 300
	46	231, 000	263, 700	341, 700	371, 900	448, 100
	47	232, 300	265, 800	343, 800	373, 500	448, 900
	48	233, 600	267, 900	345, 700	375, 000	449, 700
	49	235, 000	270, 100	347, 500	376, 300	450, 600

員外職以の員	員以 外の	員以 外の	員以 外の	員以 外の	再任 用職								
84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104	85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96	85 86 87 88 89 90	85 86 87	84	81 82 83	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67 68	61 62 63 64	57 58 59 60	53 54 55 56	50 51 52
280, 400  281, 600 282, 700 283, 800 285, 000  286, 200 287, 300 288, 400 289, 600  290, 400 291, 400 292, 400 293, 600  294, 600 295, 700 296, 600 297, 700  298, 600 299, 700 300, 800 301, 700	280, 400 281, 600 282, 700 283, 800 285, 000 286, 200 287, 300 288, 400 289, 600 290, 400 291, 400 292, 400 293, 600	280, 400 281, 600 282, 700 283, 800 285, 000 286, 200 287, 300 288, 400	280, 400 281, 600 282, 700 283, 800		276, 900 278, 100 279, 200	272, 200 273, 400 274, 500 275, 700	266, 800 268, 200 269, 600 270, 800	261, 500 262, 900 264, 300 265, 700	255, 400 256, 800 258, 400 260, 100	250, 100 251, 500 252, 800 254, 000	245, 400 246, 500 247, 700 248, 800	240, 400 241, 600 243, 000 244, 100	236, 500 237, 700 239, 100
343, 900  345, 200  346, 800  348, 300  349, 700  351, 100  352, 400  353, 800  355, 100  356, 600  357, 900  359, 100  360, 300  361, 300  362, 300  363, 200  364, 200  365, 100  366, 100  367, 100  368, 000	343, 900 345, 200 346, 800 348, 300 349, 700 351, 100 352, 400 353, 800 355, 100 356, 600 357, 900 359, 100 360, 300	343, 900 345, 200 346, 800 348, 300 349, 700 351, 100 352, 400 353, 800	343, 900 345, 200 346, 800 348, 300		338, 700 340, 500 342, 100	331, 500 333, 300 335, 200 336, 900	323, 300 325, 400 327, 500 329, 700	315, 000 317, 100 319, 200 321, 200	306, 400 308, 600 310, 600 312, 800	296, 900 299, 300 301, 700 304, 100	287, 200 289, 600 292, 000 294, 600	277, 900 280, 300 282, 600 285, 000	272, 100 274, 100 276, 000
391, 200 392, 100 392, 100 392, 900 393, 800 394, 500 395, 300 395, 900 396, 600 397, 300 398, 500 399, 300 400, 000 400, 800 401, 500 402, 300 403, 000 403, 800 404, 400 405, 100 405, 800 406, 500	392, 100 392, 900 393, 800 394, 500 395, 300 395, 900 396, 600 397, 300 398, 500 399, 300 400, 000 400, 800	392, 100 392, 900 393, 800 394, 500 395, 300 395, 900 396, 600 397, 300	392, 100 392, 900 393, 800 394, 500		389, 400 390, 300	385, 600 386, 600 387, 700 388, 800	381, 700 382, 700 383, 800 384, 800	376, 800 377, 900 379, 200 380, 400	371, 800 373, 100 374, 300 375, 600	366, 600 367, 900 369, 300 370, 600	361, 200 362, 700 364, 100 365, 500	354, 800 356, 500 358, 200 359, 700	349, 400 351, 100 353, 000
411, 400 412, 600 413, 100 413, 700 414, 400 415, 100 415, 700 416, 300 416, 800 417, 200 417, 800 418, 400 419, 000 420, 000 420, 500 421, 100 421, 500 422, 100 423, 300	412, 000 412, 600 413, 100 413, 700 414, 400 415, 100 415, 700 416, 300 416, 800 417, 200 417, 800 418, 400 419, 000	412, 000 412, 600 413, 100 413, 700 414, 400 415, 100 415, 700 416, 300	412, 000 412, 600 413, 100 413, 700		410, 000 410, 700	407, 100 407, 800 408, 500 409, 200	404, 400 405, 100 405, 800 406, 500	400, 500 401, 500 402, 500 403, 400	396, 200 397, 300 398, 400 399, 500	391, 400 392, 400 393, 800 395, 000	386, 600 387, 800 389, 000 390, 200	381, 800 383, 100 384, 200 385, 200	377, 800 379, 300 380, 600
											457, 000	453, 800 454, 600 455, 400 456, 100	451, 400 452, 100 452, 900

107	(第1,714号) 十成29年(20)	ТТ-/1/110 Н	/ i	7 A TK		
110						
114   307, 900   376, 700   412, 500   428, 600   413, 500   429, 200   116   308, 900   378, 500   413, 500   429, 700   117   309, 500   378, 500   414, 500   429, 700   118   309, 900   380, 000   414, 100   430, 700   418, 100   431, 300   431, 300   416, 100   431, 300   431, 300   416, 500   431, 90	110 111	306, 000 306, 400	373, 300 374, 300	410, 500 411, 000	426, 400 427, 000	
118   309,900   380,000   414,600   430,700     129   310,300   381,500   415,600   431,300     121   311,300   382,100   416,100   432,300     122   311,700   382,900   416,600   432,300     123   312,200   383,600   417,100     124   313,600   384,300   417,600     125   313,300   384,900   418,200     126   313,600   386,500   419,200     127   314,300   386,600   419,200     128   314,200   386,600   419,200     129   314,300   387,300   420,300     130   314,600   387,900   420,700     131   314,600   388,400   421,200     131   314,600   388,900   421,200     133   315,400   388,900   421,200     134   315,600   389,200   422,300     135   315,800   339,300   423,300     136   316,100   339,300   423,300     137   316,400   339,300   423,300     138   316,600   392,600     139   314,900   394,600     140   317,200   393,600     141   317,400   393,600     142   317,600   394,600     143   318,800   396,200     144   318,100   395,200     145   318,800   396,200     146   318,600   396,200     147   318,800   396,200     148   319,100   397,300     153   320,300   398,600     154   322,300   403,300     155   320,900   400,200     155   320,900   400,200     156   321,200   401,200     157   321,300   401,800     158   321,600   402,300     161   322,300   403,200     161   322,300   403,800     162   322,600   403,800     163   322,600   403,800     164   322,600   404,300     165   322,600   403,800     166   322,200   403,800     167   322,600   403,800     17   418,400     418,4	114 115	307, 900 308, 400	376, 700 377, 600	412, 500 413, 000	428, 600 429, 200	
122	118 119	309, 900 310, 300	380, 000 380, 700	414, 600 415, 100	430, 700 431, 300	
126	122 123	311, 700 312, 200	382, 900 383, 600	416, 600 417, 100	432, 300	
130	126 127	313, 600 313, 900	385, 500 386, 000	418, 700 419, 200		
134	130 131	314, 600 314, 900	387, 900 388, 400	420, 700 421, 200		
138       316, 600       392, 000         140       317, 200       393, 600         141       317, 400       393, 600         142       317, 600       394, 100         143       317, 900       394, 600         144       318, 100       395, 200         145       318, 400       396, 200         147       318, 800       396, 200         147       318, 800       396, 200         148       319, 100       397, 300         150       319, 500       398, 200         151       319, 800       398, 600         152       320, 100       399, 100         153       320, 300       399, 700         154       320, 600       400, 200         155       320, 900       400, 700         156       321, 200       401, 200         157       321, 300       401, 800         158       321, 600       402, 700         160       322, 200       403, 200         161       322, 200       403, 800         162       322, 600       404, 300	134 135	315, 600 315, 800	389, 700 390, 300	422, 800 423, 300		
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	138 139	316, 600 316, 900	392, 000 392, 600	424, 400		
146       318, 600       396, 200         147       318, 800       396, 700         148       319, 100       397, 300         149       319, 300       397, 700         150       319, 500       398, 200         151       319, 800       398, 600         152       320, 100       399, 100         153       320, 300       399, 700         154       320, 600       400, 200         155       320, 900       400, 700         156       321, 200       401, 200         157       321, 300       401, 800         159       321, 900       402, 300         159       321, 900       402, 700         160       322, 200       403, 200         161       322, 300       404, 800	142 143	317, 600 317, 900	394, 100 394, 600			
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	146 147	318, 600 318, 800	396, 200 396, 700			
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	150 151	319, 500 319, 800	398, 200 398, 600			
158 159 160 321, 900 402, 700 403, 200 161 322, 300 162 322, 600 403, 800 404, 300	154 155	320, 600 320, 900	400, 200 400, 700			
162 322,600 404,300	158 159	321, 600 321, 900	402, 300 402, 700			
	162	322,600	404, 300			

再任 用職	183 184 185	227, 900	415, 100 415, 600 416, 100 264, 200	289, 100	316, 300	395, 300
	181 182		414, 100 414, 600			
	177 178 179 180		412,000 412,500 413,000 413,500			
	173 174 175 176		410,000 410,500 411,000 411,500			
	169 170 171 172		407, 900 408, 400 408, 900 409, 400			
	165 166 167 168	323, 200	405, 900 406, 400 406, 900 407, 300			
	164	323, 100	405, 300			

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、 講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
  - 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円 を加算した額とする。

別表第7高等学校教育職給料表の項の次に次のように加える。

義務教育諸学校教育職給料表	1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務
	2級	1 教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
		2 高度の知識、経験又は技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務
	3級	総括教諭又は主幹教諭の職務
	4級	副校長又は教頭の職務
	5級	校長の職務

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例の一部改正)

2 川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例(昭和42年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正す

第4条第2号中「教員特別手当」を「義務教育等教員特別手当」に改める。

### 

川崎市農業委員会委員選考委員会規則をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市規則第88号

川崎市農業委員会委員選考委員会規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例(平成28年条例第86号)第4条第5項の規定に基づき、川崎市農業委員会委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。(委員長)
- 第2条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により 定める。
- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき は、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長がその 会議の議長となる。
- 2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選考委員会の庶務は、経済労働局において処理 する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って 定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市コンベンションホール条例施行規則をここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市規則第89号

川崎市コンベンションホール条例施行規則 (趣旨)

- 第1条 この規則は、川崎市コンベンションホール条例 (平成28年川崎市条例第87号。以下「条例」という。) の実施のため必要な事項を定めるものとする。 (公告)
- 第2条 市長は、条例第4条第1項の規定により川崎市 コンベンションホール(以下「コンベンションホール」 という。)の管理を行わせるため、法人その他の団体 (以下「法人等」という。)を指定しようとするとき は、あらかじめ次に掲げる事項を公告する。
  - (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
  - (2) 条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下 「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業 務の範囲
  - (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
  - (4) 条例第4条第2項の規定による事業計画書その他 市長が必要と認める書類の提出(以下「事業計画書 等の提出」という。) の方法
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める 事項

(事業計画書等の提出)

- 第3条 事業計画書等の提出は、市長が定める期間内にしなければならない。
- 2 条例第4条第2項に規定する事業計画書その他市長 が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 指定予定期間に属する各年度のコンベンションホールの管理に係る事業計画書及び収支予算書
  - (2) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
  - (3) 事業計画書等の提出をする日(以下「提出日」という。)の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録とする。
  - (4) 提出日の属する事業年度及び翌事業年度における 法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める 書類

(指定管理予定者)

第4条 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が2 以上あるときは、条例第4条第1項各号に掲げる要件 (以下「指定要件」という。)を満たし、かつ、条例 第3条各号に掲げる事業を行う上で最も適切と認める 法人等を指定管理者の予定者(以下「指定管理予定者」 という。)とする。

- 2 市長は、事業計画書等の提出をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。
- 3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内 に事業計画書等の提出をした法人等がないとき、又は 前2項の指定管理予定者がないときは、再度、第2条 の規定による公告を行う。

(通知)

第5条 市長は、条例第4条第1項の指定をしたとき は、指定された法人等に対し、指定管理者指定書(別 記様式)により通知する。

(協定)

- 第6条 指定管理者は、市長とコンベンションホールの 管理に関する協定を締結するものとする。
- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用許可に関する事項
- (3) 利用に係る料金及び納付金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に 関する事項
- (6) 管理の業務の報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (8) 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)に 規定する作業報酬に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、経済労働 局長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

	指	定管理者	指定書									
			<u> </u>	奇市指令	第	号						
		<i>1</i>										
住所												
名称												
代表者の氏名 様												
を川崎市コンベンションホールの指定管理者に指定しましたので、川崎市コンベンションホール条例施行規則第5条の規定により通知します。												
C、川町ロコンハンションか一ル米別施11税則用の米U税上により連却しより。												
年	月日											
	T		川崎市長			印						
指定期間	年	月	日から	年	月	日まで						
11/2/91101	'	/ <b>,</b>	F.W. 3	'	, <b>,</b>	F 00 C						

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 川崎市規則第90号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正 する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第 6号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

## 占用料

種別		単位	金額
	第1種電柱		230
	第2種電柱		350
電柱その他	第3種電柱		470
これに類するもの (支線、支柱及び	第1種電話柱	1月1本につき	200
支線柱を含む。)	第2種電話柱		320
) (M. III G II G ()	第3種電話柱		440
	その他の柱類		201
電線その他	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき	21
これに類するもの	地下電線その他地下に設ける線類		1
鉄塔		1月1平方メートルにつき	400
変圧塔		1月1個につき	400
簡易型携帯電話システム	4無線基地局	1月1個につき	190
	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	20
	外径が0.7メートル以上0.1メートル未満のもの		29
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		44
水道管、下水道管、	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58
ガス管その他	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		87
これらに類するもの	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		290
	外径が1メートル以上のもの		580
通路、鉄道、軌道、公共	+ 共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で	1月1平方メートルにつき	230
地下に設けられるもの			
郵便差出箱及び信書便差	色出箱	1月1個につき	170
公衆電話所		1月1個につき	400
標識		1月1本につき	310
橋並びに道路、鉄道及び	<b>が軌道で高架のもの</b>	1月1平方メートルにつき	660
天体、気象又は土地観測	則施設	1月1平方メートルにつき	160
工事用施設及び工事用権	才料置場	1月1平方メートルにつき	1,010
競技会、展示会その他	<b>1</b> 看板、横断幕その他これらに類するもの	1 枚の表示面積	3, 400
これらに類する催しを		1日1平方メートルにつき	
行う際一時的に掲出す る広告物	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1日1点につき	11, 300
その他の占用物件		前各項類似の項目に準じて市	長が定める

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

Γ

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市規則第91号

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一 部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則(昭和24年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「就業促進定着手当を」を「就業促進定 着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を」に、 「同令第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当」 を「同号ロに該当する者に係る就業促進手当(就業促進 定着手当に限る。)」に改める。

第18条の2第1項中「及び第6号」、「同項第5号の規定による退職手当にあっては」及び「、同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費支給申請書(第12号様式)にそれぞれ」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第18条の3 受給資格者は、条例第8条第5項第6号の 規定による退職手当の支給を受けようとするときは、 同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第 1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支 援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費支 給申請書(広域求職活動費分)(第12号様式)に管轄 公共職業安定所の長の証明を受けた後当該申請書に、 同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支 援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費支 給申請書(短期訓練受講費分)(第12号様式の2)に、 同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支 援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費支 給申請書(求職活動関係役務利用費分)(第12号様式 の3)に受給資格証を添えて市長に提出しなければな らない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたと きは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資 格者に返付しなければならない。

第19条中「並びに第18条の2第1項」を「、第18条の2 第1項並びに第18条の3第1項」に改める。

様式目次中

	12	広域求職活動費支給申請書	第18条の2 第1項
を 「			J
	12	求職活動支援費支給申請書 (広域求職活動費分)	第18条の3 第1項
	12の 2	求職活動支援費支給申請書 (短期訓練受講費分)	第18条の3 第1項
	120 3	求職活動支援費支給申請書 (求職活動関係役務利用費 分)	第18条の3 第1項

に改める。

第6号様式中

Γ

5 沖縄振興特別措置法第81条の規定に基づく 職業訓練

を「

5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

に改める。

第8号様式(表面)中

| 待期満了年月日 | 年 年 月

を 「

待期満了年月日 年 年 月

に、

就業手当支給日数 早期就業支援金支給日数 を 就業手当支給日数 に改める。 第9号様式(表面)中 診療機関 所 在 地 称 名 電 診療担当者氏名 を 診療機関 所 在 地 名 電 話 番 号 診療担当者氏名 に、 (1) (2)(3)(4)(5)(7)を (1) (2) (3)(4)(5) (6) (7)(8)

に改める。

第9号様式(裏面)注意事項第1項中「受給資格者 証」を「受給資格証」に改め、同注意事項第2項中第7 号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り 下げ、第2号の次に次の1号を加える。

### (3) 船員法による傷病手当

第10号様式の2中「電話」を「電話番号」に、「を 受給したことがない」を「のいずれも受給したことが ない」に改め、同様式注意事項第1項中「(提出期限)」 及び「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事 情があると認められない限り受理されない。」を削る。

第10号様式の3 (裏面) 注意事項第1項中「再就職 手当」の次に「に相当する退職手当」を加え、「なお、 期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認 められない限り受理されないので注意すること。」を 削り、同注意事項第4項第1号及び第3号中「再就職 手当」の次に「に相当する退職手当」を加える。

第10号様式の4中「電話」を「電話番号」に改め、「を 受給したことがない」を「のいずれも受給したことが ない」に改め、同様式注意事項第1項中「(提出期限)」 及び「なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事 情があると認められない限り受理されない。」を削る。

第11号様式中「あて先」を「宛先」に、「退職手当 支給条例施行規則」を「川崎市職員退職手当支給条例 施行規則」に改め、同様式注意事項中第7項を第8項 とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同 注意事項に第1項として次の1項を加える。

1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月 以内に提出すること。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式

753	ΛΛ V <del>/→</del> L.6													
	給資格 番 号			求職	活動支	援費す	て給申	請書	(広域求	:職活	動扌	貴分)		
	(宛先	) ]  4	奇市長								年	Ξ.	月	日
						受約	合資格を		名					印
									所又は					
	田蔵士	磁具:	1.啦.羊	业士公久	加坡怎么	日田(学	10タの	居	所					
				当支給条 り、次の										
	777 1 78	V 2 1/3/L /				<del>r 明 U</del> 称	<u>~ Уо</u>				在	地		
1						///	1-1-							
広	ar 00	<del>-1-</del> -2	u											
域														
求														
職														
活	宿	泊	地		公共			公共		1	人共			公共
動				職業安治	定所関係	職業	安定所		職業安	定所關	<b></b>	職業	安定所関係	
		白 数						泊			泊			泊
2	$(1)\mathcal{O}$			動を指示		とを証	明する	0						
		1	丰	月 日	l			<i>/</i> .\	共職業領	医安部	E.			印
			鉄	道賃		船	賃	車		人足別	X		全生	道距離
		距離	.,,	· <u> </u>	計	距離	運賃	距離	支給					算キロ
*	区間	(キロ	1			キロ)		(キロ		宿泊		計	数	
		メー		(円)	(1.3)	メー	(1.47)	メー	(円)	円	)	(円)	-	ロメー
処		トル				トル		トル	J				1	n J
Ì														
理														
_														
攔														
閉														
	合計							<u> </u>					<u> </u>	
						_			給される	5広域	求暗	战活動		円
20.	ਤੇ¢ ਜੀਵ-ਕਰ				-	に多	要する多	• • • • •	·	ΔΛ <del>4</del>	,- <del>-</del>			
	意事項	ı+ı ≤+: =	<b>#</b> +>.7 *	\ <u>11. m\</u> h 204	<u></u>	11× - ,				給物			বৰ দ	円
1				と共職業:	- 17 - 77 1	指示	こよるノ	ム域求	職店動る	と終了	した	こ日の	翌日	かり起
2				提出する 込みをし	-	出出へ	業字定	正にも	ミルで記	田から	李儿士	た谷。	孪纶	*
				込みをし 出するこ		コナヤル	未从比	171 (LK	) 4 . 仁証	.917C 3	< 1)	/二次、	又和	貝佾証
2				E 米記の.	-	α <del>45</del>	<b>处江东</b>	カキム	の弗田・	⋷±∞	. 4 1	- t- H	$\triangle \nabla$	74士公

- ③欄には、訪問事業所の事業主から求職活動のための費用が支給された場合又は支給 される予定がある場合に、その額を記載すること。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

証	音資格 番 号 (宛先) 川崎市長	求職活動支援	費支給申記	清書(短期	訓練受講費分)	1	
,	75507 7116g 11-X	3	受給資格者	氏 名		年	月 日 印
				住所又は 居 所			
	崎市職員退職手当 1項の規定により、						
	教育訓練施設の 名称	講座名	受講開始 年月日	受講修了 年月日	当該講座に関連 的資格	車する公	受講費(入学 料含む)(円)
					資格名		
誹							
座							
						(1~9)	円
	支給決定年月日		<u> </u> 年 月	日		裏面参照	
\•/		計	算 欄			支約	給額(円)
※ 処							
理							
欄							
							円
備							
考							
欄							

### (裏面)

- 1 この申請書は、教育訓練を行う者(以下「教育訓練実施者」という。)の発行する短期訓練受 講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類(以下「教育訓練修了証 明書」という。) に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に提出すること。
- 2 受給資格証及び次項の確認書類を添付して、申請者本人が市長に提出すること。
- 3 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異な る場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があっ た際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼す ること。
  - (1) 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
  - (2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」

教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓 練実施者の発行する「クレジット契約証明書」 (必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジ ット伝票でもよい。)、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわ たるときはその全てを提出すること。

- ③ 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」(「領収書」又は「クレジット契約証明書」が 発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に 対して還付された(される)場合に必要。)
- 4 申請書の記載について
  - (1) 当該講座に関連する公的資格の分類については、次の区分に該当するものを記載すること。

1 輸送・機械運転関係

4 情報関係

7 技術関係

2 医療・社会福祉・保健衛生関係

5 事務関係

8 製造関係

3 専門的サービス関係

6 営業・販売・サービス関係

9 その他

(2) 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る 「領収書」(又はクレジット契約証明書)の両方に記載された額と同一額となっていることを 確認すること。

なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合は、 受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確 認すること。

③ ※印の欄には記載しないこと。

# 第12号様式の3

(表面)

受給資格 証 番 号	求職活動支援費支給申請書	(求職活動関係役務利用費分)			
(宛先) 川崎市長	_				
			年	月	日
	受給資格者	氏 名			印
		住所又は			
		居 所			
川崎市職員退職手当	支給条例施行規則第18条の3第1項の	)			
規定により、次のとお	り申請します。				

	項番	保育等サービス 利用理由	保育等サービス 事業者名	保育等 サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等サービス名	保育等サービス 利用期間内の 求職活動実施日	保育等サービス 利用期間内の求 職活動実施日数	費用(自己負担分) (円)
① 保	1	<ol> <li>面接等のため</li> <li>訓練のため</li> </ol>			日	( ※(01~14) 裏面参照		日	円
育等サ	2	<ol> <li>面接等のため</li> <li>訓練のため</li> </ol>			日	(01~14) 裏面参照		日	円
ビス	3	<ol> <li>面接等のため</li> <li>訓練のため</li> </ol>			B	(01~14)裏面参照		日	円
	4	<ol> <li>面接等のため</li> <li>訓練のため</li> </ol>			B	( ※(01∼14) 裏面参照		日	円

	支給決定年	月日	年	月	日		
	項番			計	算	欄	支給額(円)
*	1						円
処理	2						円
理欄	3						円
	4						н
	合計						円

備考			

(裏面)

### 注意事項

- 1 この申請書は、管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けようとする期間(前回の失業の証明を受 けた日から今回の証明を受ける日の前日までの期間。証明対象期間=支給対象期間(求職活動関係役務 利用費)) 中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するため に保育等サービスを利用した場合、その失業の証明を受けた後、遅滞なく市長のもとに出頭し(出頭日 =確認日(求職活動関係役務利用費))、受給資格証に次項の確認書類を添付して、申請者本人が市長 に提出すること。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合 は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際に は、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。
  - (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」 保育等サービス費用の支払をクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サ ービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」(必要事項を保育等サービス事業者が付記したク レジット伝票でもよい。)、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚 にわたるときはその全てを提出すること。
  - ② 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行す る求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類(「教育訓練修了証
  - (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を 証明する書類
- 申請書の記載について
- (1) ①欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの 全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであって、求職活動のために利 用するものではないものは、記載しないこと。
- ② ①欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施 日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数 のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
- ③ ①欄の保育等サービス名については、次の区分に該当する番号を記載すること

01 認可保育所で行う保育 06 居宅訪問型保育 11 延長保育事業 02 認可幼稚園で行う保育 07 事業所内保育 12 病児保育事業 03 認定こども園で行う保育 08 一時預かり事業 13 放課後児童クラブ 04 小規模保育 09 子育て短期事業 14 その他の保育等サービス 05 家庭的保育 10 子育て援助活動支援事業(フ (認可外保育施設が行う アミリー・サポート・セン 保育等) ター事業)

- (4) 費用(自己負担分)の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」 (又はクレジット契約証明書) の額と同一額となっていることを確認すること。
- (5) ※印の欄には記載しないこと。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、 引き続きこれを使用することができる。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 川崎市規則第92号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する 規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28

号)の一部を次のように改正する。

第14条の表10の項中「中小企業の新たな事業活動の促 進に関する法律 | を「中小企業等経営強化法 | に改める。

別表第2号様式中

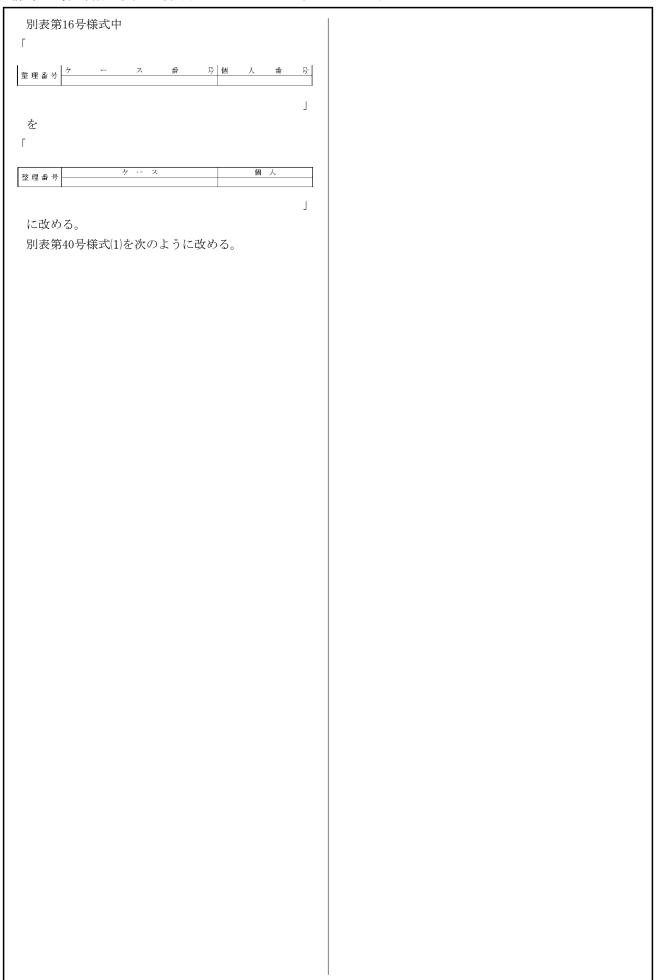


支払者の名称 支払者の法人番号 に改める。 別表第12号様式を次のように改める。

## 第12号様式

(	宛先	:) JI	<b> </b>	右長		ſ	弋 ·	表	村	目 糸	売	人	. 「 <b>元</b>	重	出	書			第 年		月		<del>号</del> 日
	目続っ	人のる代	市税表者	等に											相続 処分を ひで、	氏 氏 氏 氏 徐	: 名 : 名 : 。)	名 名 及	 び還	付け	こ関 <sup>、</sup>		印 印 <b>書</b> 類
相代	氏			名																			
続 表	法	人	番	号																			
の者	住			所													·				·		
被相	氏			名																			
被相続人			の住 - D																				
相	氏	<u> </u>	F月	名	 <del>.</del>		人			番	:		— 号	1.7	住			所	- 1	女相糸		相	続分
続																							
人																							
備考																							

- 1 「氏名」の欄は、法人にあっては名称を記載してください。
- 「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する法人のみ記載してください。
- 3 「住所」の欄は、法人にあっては事務所又は事業所の所在地を記載してください。



地方低光等11条及び第21条の4(第21条の6)第1項並びに11幅市市配条回路35条の5 及び第25条の8(第35条の8)の基に上って、 中央等与可能等に参加します。また、この通 船の高級事場に最高が全(変加しましたので、参のとおり通加します。また、この通 部の高級事場に一般がある場合は、この通知書を受け取った日の熱目から直覚して3 月以内に一様に対して海底がある場合は、この通知書を受け取った日の時間が不認定が定で取 消しな来める事を(以下 取消解説)といいます。)は、前沿の海塩清末に係る機及の 送車を受けた日の製日から上ができます。この海野の深度部分に表すな よります。別報当から上ができます。大は、取消解解として(市反が構造の代表者と なります。別報当から上ができます。大は、取消解解として、企業が なります。30年の第25年を表す。ことができないこととなれていますが、①準を漏水が あった日から31年を超りなことができないこととなれていますが、①準を漏水が より生で着し、現日を超りないとき、②他分、処分の解析文は丁輪の着市に より生で着し、現日を超りなどの必要があるとき、③その他級次を絶近いことにつき ます。 毌 川塚市県 金人称び (製製) (製製) (福更) (新校) 南辺) (学集)  $\sqsubseteq$ 氏名又は名称 24.9 34.9 14.9 54.9 2.13 / 3.13 / 4.17 / 5.13 / 5.13 2H32 3H32 4U32 5U32 2月分 3月分 1月分 5月分 47.55 57.55 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) 10.4.0x 11.7.0x 12.7.0x 1.7.0x 10.4% 11.4% 12.1% 1.1% 10月分 11月分 12月分 10月分 11月分 12月分 1月分 特別徵収義務者 10月分 11.H % 12.H % 1.H % 非課税人員 ш le: 8 6月分 1 7月分 6 8月分 6 9月分 変 更 月 6月分 (小 7月分 (小 8月分 (新 9月分 夜 9月分 夜 東 月 新 6月分 17月分 第 8月分 変 叉 万 類炎 籏 窓 課税人員 clt 4.11.02 5.11.53 1月分 特別徽収 税 額 E 特別徴失 発 額 特別徵收税 特別徹収 税 額 特別 第 2 微板 特額別 新付額 圄 国 = ⊞ 전 竹 特別徵収税額 6.13 x 1.13 x 1. I 军 遻 出 出 出 干凉 受給者 略 55 次 を が な な 拉巾 护中 版 經 **N** 海 # 1 七百年コード 出した 市西本 本国 中立 エール 市町村 コード 市町ギュード ci Şş 名字 ci ty 经护 を守 经式 40号様式 (1) 当部 俗符 汽柜 名神 俗海 ~ る を #  $\oplus$ 剒 定け きま 定じ 吊中 全字 定け 左和 左神 杂物 布め 布施 左布 無

-	給 与 支 払 報 告 書 特 別 徹 市 ◎異動があった場合は、		与所得者異動 に連やか	届出書 に提出して	マガネい		※ J 現年度 2 処 理 事 頃	新年度 3 両年度
		[番号]	1-7\$. A.V.	に使山して	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		特別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号 連絡者の 氏名 単数 連絡者の 氏名 単数 氏名 単数 にその電 話番号	) —
	給 与 所 得 者       フリガナ       氏 名 (旧姓 )	(ア) 特別微 収税額 (年税 額)	(イ) 徴収 済月	+ 微収	異 動	異 動 の	事 由	1月1日以     退職手当       降退職時     等の支払までの給額(支払与支払額)
	生年月日         年         月         日           1月1日現 住の住所	Ħ	月分 から	<b>4 H</b>		2 転 勤     次のいずれかの理       3 休 職     普B     他の事業所       4 長期欠勤     普C     給予が少り	(収不可)」を選択された場合は、 由を必ず選択してください。 行で特別液は 施度用名) にく粉額が引けたい。 引の約4支給額が100万円以下)	円 円 円 控除社会 勤続年数 保険料額
	現住所		月分 まで			6 会社解散 7 住所誤報 8 そ の 他 ※ F 生業専従者	(お不定別 4の支払が毎月でない。)	円 年
	与别 多别	に係る給 <sup>6</sup> 便番号 一	5所得者異動原 に速やかも	当出書 に提出して・	ください。		<ul><li>処理事項</li><li>特別徴収義務者指定番号</li><li>宛名番号</li></ul>	新年度 3 両年度
	年 月 日 女 収 名 か 代表者の 職氏名印 個人をラステ	:				ÉD	連絡者の 部署及び 氏名並び にその電 話番号 電話 (	) —
	総 与 所 得 者  フリガナ 氏 名 (旧姓 )  個人番号 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		(イ) 徴収 済月 月分 から	(ウ) 未徴収 税額 (ア)- (イ)	異 動 年月日	2 転 勤 次のいずれかの理!! 2 休 職 性の下業所		1月1日以 退職手当 降退職時 等の支払 までの給 額(支払 与支払額 予定額)
	現 住 所		月分まで			4 長期欠勤 5 死 亡 善任 一	く税額が引けない。 の給与支給額が100万円以下)	
	改める。 表第42号様式中							
		支	払 者	の <i>3</i>	名 移	î		
	支払者の	名 称	;			支払者の法人番号		
							<del></del>	

╛

別表第45号様式(1)中

Γ

	区分		既	確	定	額	等	更	正	決	定	額	等
	課税標準となる法人税額	1)											
	分割基準	2											
法	2以上の市町村に事務所又は事業所 する法人の課税標準となる法人税額												
人	税率	4											
税	法人税割額	(5)											
17L	外国の法人税等の控除額	6											
割	仮装経理に基づく控除額	7											
額	租税条約の実施に係る控除額	8											
	差引法人税割額	9											
	差引税額	10											
均等	均等割額	(11)											
均等割額	差引税額	12											
	納付すべき税額又は減少した税額						13						

を

	区分		既	確	定	額	等	更	正	決	定	額	等
	課税標準となる法人税額	1											
	分割基準	2											
法	2以上の市町村に事務所又は事業所 する法人の課税標準となる法人税額	を有 ③											
14	税率	4											
人	法人税割額	(5)											
税	市民税の特定寄附金税額控除額	6											
割	外国の法人税等の控除額	7											
額	仮装経理に基づく控除額	8											
118	租税条約の実施に係る控除額	9											
	差引法人税割額	10											
	差引税額	11)											
均等	均等割額	12											
均等割額	差引税額	13											
	納付すべき税額又は減少した税額					(1	4)						

に改める。

-54-

別表第45号様式 (2)を次のように改める。

### 第45号様式 (2)

ī	お民税・	県民税		更正(決 加算金》		通知書						:	年	月	分
特別徴収義務者															
氏名又は名称															
住所又は所在地												柞	長		
申告書提出期限		年	月	日	Ħ	告書提出	年	月日			4	手	月		П
						除額控除 等の金額		市	民	税	額	県	民	税	額
更正(決定)による税額	率	(	1)				円				円				円
既に納入の確定した税	額	(	2)												
この通知書により納入す	上べき税	額①-(	2)												

延滞

申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端 数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年1 4.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 については、年7.3ペーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当 該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定め られる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場 合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセ 金 ントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年 に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下 「特例基準割合」という。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合 適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特 例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準

割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合に は、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。延滞金額に100円未満の端数金額がある とき、又はその全額が1,000円未満の場合は、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

	100,0	3 ( 0)	T-H5(1)	7 1, 000  17 Cffel  02-29	20 LI 12/					
						基礎とな	る税額	課率	加算金額	
	過少	申	卟	通常分	3		円	$\frac{10}{100}$		円
	加算	金	額	5%加重分	4			$\frac{5}{100}$		
				15%適用分	5			15 100		
	不 「	<b>‡</b>	告	5%加重分	6			$\frac{5}{100}$		
更正(決定)	加算	金	額	10%加重分	7			$\frac{10}{100}$		
による加算				5%適用分	8			$\frac{5}{100}$		
金額				35%適用分	9			$\frac{35}{100}$		
	   重 加	当 仝	好百	10%加重分	10			$\frac{10}{100}$		
		中 亚	14只	40%適用分	<u>(1)</u>			$\frac{40}{100}$		
				10%加重分	12			$\frac{10}{100}$		
	納入額+9+0			(5)+(6)+(7) (12)	+®					
納期	限			年 月	日	納入場所				

地方税法第328条の9及び第328条の の規定により、上記のとおり更正(決定)及び加算金の 決定をしましたので、納期限までに納めてください。

月

川崎市長

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求 をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送 達を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。な お、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請 求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため 緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起するこ とができます。

別表第46号様式 (1)から第46号様式 (3)までを次のように改める。 第46号様式 (1)

(表)

	現在の住所		フリガナ		整理器号	[ ]	
宛先)			氏 名			料	
崎市長	年1月1日の住所		生年月日) 明・	大・昭・平	年 月 日	印番号	
年 月	提出(		個人番号				年度区分
	職業	電話番号	世帯主の 氏 名		世帯主と の 続 柄		
所得から	差し引かれる金額に関する事 損害の原因 損害年月		次産の毎毎				
	(現古の原凶 (現古年月)	日 損害を受けた ・	貝座の個類	1	事営業等	7	
自負控除 📗	損害金額 保険金などで補填さ 円	れる金額 差引損失額のうち災 円	書関連支出の金額 円	'		イ ウ	
	支払った医療費	保険金などで補填さ	れる金額	収	不 動 産 利 子	エ	
接費控除	円		円	1,		オ	裏
	社会保険の種類	支払った保	) 料 円	入		カ	t: = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
会保険		В		金	公的年金等	+	記入
控除		С			雑その他	ク	する
	合計額(A+B+C)	n und A (TRAM) n	<b>A</b> 1	額	磐 短 期	ケ	標が
-	A 新生命保険料の計 円	B 旧生命保険料の	aT — — — —	等	<b>長</b> 期	コ	あ リ ナ
命保険	C 新個人年金保険料の計	D 旧個人年金保険	料の計		一時	サ	ますか
控除	E 介護医療保険料の計			2		1	
	Ħ		no dol = 2"	-		2	意 1.
地震保 料控除	A 地震保険料の計 円	B 旧長期損害保	険料の計 円	所		3	τ <
	⑥ □ 寡婦(寡夫)控除	⑰ □ 勤労学生	控除	海		<u>4</u>   <u>5</u>	ださい
景(寡夫)、 哲学生控除	<ul><li>□ 死別 □ 生死不明</li><li>□ 離婚 □ 未帰還</li></ul>	(学校名)		得		(b)	, r,
	フリガナ	障害の	級	金		<u> </u>	
1	個人番号	程度	度	l l		8	控除
害者控除	フリガナ 2 氏名	障害の 程度	級度	額		9	
~20 i	個人番号   生年	月日 明・大・昭・平	<u> </u>	1		10	市民
B 类 体 R &	氏名   配偶者の 合計所名	)	円	4	医療費控除	(Ī)	税
(控除	個人番号			所		12	県民
フリガー 1 氏名	生年 明・大月日 昭・平	同居・別居 ロ の区分 ロ	同居 続別居 柄	得	小 規 模 企 業共済等掛金控除	13	税申
個人番: フリガ:	<del>.                                     </del>	控除額	H	から		14	告 の 手
2 氏名	生年期・大月日昭・平	・・・ 同居・別居 口 の区分 ロ	同居 続 別居 柄	差		15	<u></u>
個人番 <sup>-</sup> フリガ-		控除額	H H	し  引		(16) (1)~	に よ
3 氏名	生年明・大月日昭・平	の区分□	同居 統別居 柄	か		19 (19)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
個人番		控除額	四	れる		20	
4 氏名	月日 昭・平	の区分□	同居 続 網 柄	金		<u> </u>	ti e
個人番 フリガー	ナ	控除額   控除額	同居締	額	基 礎 控 除	22	330, 000
1 氏名	方自 平	の区分□	同居 別居 柄		合 計	<b>3</b>	
個人番	ナ 生年 豆	.   同居·別居 □	同居 続	∟ 5 å			—————————— 年4月1日
2 氏名 個人番	A P	の区分   □	別居 柄	にま	いて65歳未満の方は約 の納税方法		
フリガ-	生年	- 同居・別居 ロの区分 ロ	同居 続別居 柄	_			
3 氏名 個人番	A P		8世 悟	□ ※	ネ与から差引き (特別徴エ	収) □ 自分で	納付(普通徵収)
月居の控除対象	R配偶者·扶養親族がいる場合には、裏				税理士氏名	( )	印)
りに比名、個。	人番号及び住所を記入してください。	の合計		Ĺ⊞	話 番 号	( )	J
人確認		. 口表红色第二尺之间。	FROM DELVE		ロカード □市税端末・機構確i	5 DZ 0/4	受付
2 2 び 能与	申請者 □本人 □代理人(代理権確認 その他雑				ロカード 口市税端末・機構雑 (番号カード、運転免許証等) E等) 口その他	av ⊔-CV/TB	
生保			年少   大	質(保険割 特別	E等) □その他 微収 未発 希望 作成		
税地保	本未成年	学生 扶 特	老人養	内同居	希望 作成 生活 補充	$\vdash$	
良徴収税額	数	障害者 親 他	内同居 書	その他	無収入		
		1 105				(らないでください。)	
	左:	度分 市民 県民	税 山夕	上士	受付書		
	47	マ パ 県民	税 <sup>中市</sup>	□晋	又门音		

<ul><li>籍与新得のP</li><li>日給などの給</li></ul>		3人で、源泉徴収票 )	7 (所得)	がなかっ	た人の記入欄							裘
のない人は記人	してください		())))年中日	こ所得の	なかった人は、次の欄に御	1組入の上提出してくださ!			- 1 11 1			
月 日 給	勤務 日数	月月又	1 80)	人から扶	養又は仕送りをされていた	<u>-</u> r	3 ~	の他次のよ	うな状況	兄であった。		
1	14)	l,	1 <u>Ath</u>					副保険(失 )災保険の引		の受給		
2			- 民名	tan ( 180	続悔		ق ⊔	量族年金の少	ê kî			
3				:の人かり こてくだに	単身赴任又は海外出張の場 さい。	行には、次の梱にも		営事年金の委 三活保護法に		活挟助の受	絎	
-			— 勤務先名					415. Д	はら	ήs	月生で	
4					年 月から 年	11-12-rs / c-2/	□ %	疾疾炎中(				
5			_			<u> </u>			1から	44	月まで	
6			2 学生:	であった	0			の他				
7					大学 学校	存在学						
8			8 事業・	・不動産	所得に関する事項	.,,						
9			所得の	STORY I	所得の生ずる場所	取入金額	.22	要経費		青色电告	44.441.30KG	1906
_			/21 IV 625	THE ASI	12(14-45-17.37-49)(2)	双 八 亚 版		SC #1: 13	- 14	11 (234-1)	1972/13 11191	[1] stest
10			1			, ,						
11			J L									
12			9 ñL'18	<b>新得に関</b>	<b>के दे</b> के में में कि							
有与等		l,	1 配当度の 種		所得の生ずる場所	支払確定年月	収	人金額	į	必要	経費	
☆ 計		Į,		AST					Н			Н
勤務先所在地	!											
勤務先名			1		10 雑所得(公的年金等以	4.) to HHalo 2. (60)						
30 00 00 11	TEL	( )	_	Г	種目	所得の生ずる場所	157	人金額	i .	少. 奥	経 費	
ロー 南戸岩野郷行 マ	/土林 武/電流派	動所得割額の控除に関す	z. deni	-	16 11	171114 - 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1.	2X V. 16	· [4]		711 31	[1]
		等談護所得制額の控除を なび株式等譲渡所得割額		Ma L	10 5884 A 1 2 191 - F Z 16 16							
	化配当制额法			H1 [	12 寄附金に関する事項 都道府県、市区町村分	ניו	条例		ıli			13
合は、次の各権 い。	に配当制額は 控除額			₩	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 泰 神 奈 川 県 支 部 分		指定分	神奈川	脒	***1. 28	定額金川	ji)
合は、次の各権 い。 配当制額 株式等譲渡所名	尼二配当 判額法 控除額 其期額持額	び株式等譲渡所得側額 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を記入してくた	변송 <u> </u>  비   i	都道府県、市区町村分 師泰川県共同募金会、旧 旅 神 泰 川 県 支 部 分 支出した部併金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 ついては、上欄に記入せ何	ぐ、各欄にそれぞれ常附し 井営利活動法人以外の条り た、別途「市民税・県民税	指定分 た金額を記 で指定さ	神奈川 己入してくた れた特定井	県  ごさい。  営利活  芋(2)	動法人に対 。を提出し	する寄除 てくださ	円 営利 全に い。
合は、次の各権 い。 配当制額 株式等譲渡所名	ドニ配当物額を 控除額 大物額控除額 単新得の再	<b>文</b> 以朱式等旅遊所得側額	を記入してく♪	변송 <u> </u>  비   i	都道府県、市区町村分 市奈川県共同募金会、旧 赤 神 奈 川県 支 部 分 支出した部併金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 ついては、上欄に記入せ付 。 差別金額(a-b)	C、各欄にそれぞれ寄附し 井営利活動法人以外の条例	指定分 た金額を記 で指定さ	神奈川 神奈川 己人してくたれた特定井 真控除中告書	県  ごさい。  営利活  芋(2)	動法人に対	する寄除 てくださ	円 営利 全に い。
合は、次の各権 い。 配当制額 株式等譲渡所名	ドニ記写 割額(表 学験額) 本割額特別条額 単制所得の)) 気に 期	び株式等議護所得側額 行金額に関する事項 a 収入金額	を記入してく♪	ださ	都道府県、市区町村分 市奈川県共同募金会、旧 赤 神 奈 川県 支 部 分 支出した部併金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 ついては、上欄に記入せ付 。 差別金額(a-b)	ぐ、各欄にそれぞれ常附し 井営利活動法人以外の条り た、別途「市民税・県民税	指定分 た金額を記 で指定さ 寄附金税額	神奈川 己人してくたれた特定井 紅た特定井 介容除中告日	県  ごさい。  営利活  芋(2)	動法人に対 。を提出し	する寄除 てくださ	円 密剤 金に い。
合は、次の各権 い。 配当別額 株式等減渡所名 13 総合譲渡・	ドニ配当物額を 控除額 大物額控除額 単新得の再	び株式等議護所得側額 行金額に関する事項 a 収入金額	を記入してく♪	ださ	都道府県、市区町村分 市奈川県共同募金会、旧 赤 神 奈 川県 支 部 分 支出した部併金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 ついては、上欄に記入せ付 。 差別金額(a-b)	ぐ、各欄にそれぞれ常附し 井営利活動法人以外の条り た、別途「市民税・県民税	指定分 た金額を記 で指定さ 寄附金税額	神奈川 神奈川 己人してくたれた特定書	県  ごさい。  営利活  芋(2)	動法人に対 。を提出し	する寄除 てくださ	円 密剤 金に い。
合は、次の各権 い。 配当別額 株式等譲渡所名 13 総合譲渡・ 総合譲渡・	に配当物額及 持線額 事所得の利 類 期 良 期 時	び株式等譲渡所得側額 (書金額に関する事項 a 収入金額 円	を記人してく <i>f</i> b <b>必要</b>	ださ 一円 「	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 屋 神 奈 川 県 支 部 分 支出した宿田舎にはじて 活動法人及び免記律程に っいては、上欄に記入せす 。 売引金額(a-h)	ぐ、各欄にそれぞれ常附し 井営利活動法人以外の条り た、別途「市民税・県民税	指定分 た金額を記 で指定さ 寄附金税額	神奈川 己人してくたれた特定井 紅た特定井 介容除中告日	県  ごさい。  営利活  芋(2)	動法人に対 。を提出し	する寄除 てくださ	円 密剤 金に い。
<ul> <li>合は、次の各権</li> <li>配当問額</li> <li>株式等譲渡所?</li> <li>総合譲渡</li> <li>右上のイの企窓</li> <li>ださい。右のニ</li> <li>別居の扶養</li> </ul>	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	び株式等譲渡所得側額 (2)金額に関する事項 a 収入金額 円 こ、この金額を表面のコ 前の傷の所得金額欄へ記 つる事項	を記入してく/ b 必要 に、ハの全額を 入してくださり	ださ 円 ボ教 ア 	都道府県、市区町村分 神奈川県共同券金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した宿田舎に応じて 活動法人及び仮認定幹定。 っいては、上楣に記入せ回 。 差別金額(a-h) 月	<ul> <li>(、各欄にそれぞれ寄酵し 井営利活動法人以外の条分 た、別金「市民税・県民税 d 特別特除額</li> <li>合計 イ+ [(ロ+ハ)×L</li> <li>15 事業税に関する事項</li> </ul>	指定分 た金額を記 で指定さ 寄附金税額 円 「円	神奈川 正人こでくて、 れた特定 別 対 が中 告 オ	i県 ごさい。 営利活 ド(2)	動法人に対 を提出し 得金額(cー	する寄座 てくださ ()	関連をはない。
合は、次の各権 い。	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	b 必要 b 必要 た、ハの全額を 入してください	ださ	都道府県、市区町村分 神奈川県共同券金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高曜金に応じて 活動法人及び仮認定程定。 っいては、王楣に記入せ回 。 売月金額(a-h) リ	(、各欄にそれぞれ寄酵し 井営利活動法人以外の条句 た、別金「市民税・県民税 d 特別指除額 ch計 イ+ [(ロ+ハ)×1 15 事業税に関する事項 (この申告書を提出した力	指定分 た金額を計 で指定を 計 で特定を 計 合 附 金 税 着 附 全 税 着 ア で 行 ア で 行 ア で 行 ア と り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ と ろ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	神奈川神奈川神奈川神奈中告書	i県 ごさい。 営利活 (2) 。 所	動法人に対 を提出し 得金額(cー	する寄座 てくださ ()	関連をはない。
合は、次の各権 い。	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	び株式等譲渡所得側額 (得金額に関する事項)  「は金額に関する事項」  「以入金額]  「内面ののの所得金額欄へ記する事項」  「ののの所得金額欄へ記する事項」  「おりまする事業事業を表にて、のの金額を表面のののの所得金額機へ記する事業事業を表して、のの金額を表面ののののである事業を表して、ののでは、これに対していません。	b 必要 に、ハの全額を 人してください かいて記入して、	<ul><li>ださ</li></ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 屋 神 奈 川 県 支 部 分 支出した部併金に起じて 活動法人及び仮記を特定。 こ	<ul> <li>(、各欄にそれぞれ常併し 非常利活動法人以外の条例 、別途「市民税・県民税</li></ul>	指定分 た金額を記すで指定されている。 所で指定されている。 所で指定されている。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	神奈川神奈川神奈川神奈中告書	i県 ごさい。 営利活 (2) 。 所	動法人に対 。を提出し 得金額(c)	する寄座 てくださ ()	円 ※利 をに い。
合は、次の各権 い。     配当問額 株式等譲渡所      株式等譲渡所      総合譲渡      右上のイの金額 ださい。右のコ      は、別居の挟旋対     1    19月   1月   19月   19	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	び株式等譲渡所得側額  「得金額に関する事項  「別金額を表面のコーロの⑤の所得金額欄へ記  こ、ロの金額を表面のコーロの⑤の所得金額欄へ記  養親族・事業専従者にて	b 必要 b 必要 た、ハの全額を 入してください	<ul><li>ださ しり</li><li>り</li><li>り</li><li>し</li><li>た</li><li>よ</li><li>が</li><li>く</li><li>だ</li><li>さ</li><li>く</li><li>だ</li><li>さ</li><li>り</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し</li><li>し&lt;</li></ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同等金会、II 基 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高階金によじて 活動法人及び仮認定特定。 っいては、上欄に記入せり c 差別金額(a-b) リ	<ul> <li>○、各欄にそれぞれ常併し 非常利活動法人以外の条例 「小別金「市民税・県民税 」</li></ul>	指定分に全額を記すで指定されている。 おいておいている。 おいておいている。 おいておいている。 おいておいている。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 と前待といる。 とは、 とはいる。 とは、 とはいる。 とはいる。 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、	神奈川神奈川神奈川神奈中告書	世界 ござい。 ※利語 (2)	動法人に対 。を提出し 得金額(c)	する寄除 てくださ ()	円
合は、次の各権 い。	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	び株式等譲渡所得側額 (書金額に関する事項) コール人金額 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	b 必要 に、ハの全額を 人してください かいて記入して、	<ul><li>ださ し</li><li>円</li></ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 屋 神 奈 川 県 支 部 分 支出した部併金に起じて 活動法人及び仮認金特定。 こ	く、各欄にそれぞれ寄附し 東営利活動法人以外の条例 で、別途「市民税・県民税 は、特別皆除額 は、特別皆除額 は、特別皆除額 は、日本の中等は多様間したノ ・課、税、所、各、な、投、経動、第、の、不、・動、産、所 ・事業用資産の。譲渡相失が ・事業用資産の。譲渡相失が	指定分を確定されて た金額を言めて お附金額を にで指定の は、 ・事者 と 前得 と で で に で に で に で に で に と に に と に と に に と に と	神奈川 神奈川 神奈川 神管除中告。 イロハ	世界 ござい。 ※利語 (2)	動法人に対 を提出し 得金額(c) する必要が 再得金額	する寄除 てくださ ()	円
合は、次の各権  株式等譲渡所  株式等譲渡所  株式等譲渡所  お合譲渡  右上のイの合名 ださい。 右のコ  は 別居の接険対	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	では、「ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	b 必要 に、ハの金額を 入してください のいて記入して・	ださ	都道府県、市区町村分 神奈川県共同祭金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高曜金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 っいては、巨綱に記入せ回 。 第月金額(a-h) 「 門	<ul> <li>○、各欄にそれぞれ常併し 非常利活動法人以外の条例 「小別金「市民税・県民税 」</li></ul>	指定分を確定されている。 た金額を活む情報を開発 下で指定機器 下で指定機器 下で指定機器 下で指定機器 でおります。 でおります。 では、であります。 では、できます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 本 神奈川 中告書 かい 一 かい	県   ごさい   ごとい   ことい   ごとい   ことい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい   ごとい	動法人に対 を提出し 得金額(c) する必要が 再得金額	する寄除 てくださ (f) (b) ませ. (j)	円
合は、次の各権 株式等譲渡所名  株式等譲渡所名  株式等譲渡所名  おさい。 一名のつ  おきい。 「ののつ  は、別居の接険対 は、氏名 2 マリッナ は、名 2 マリッナ は、名 4 アリッナ は、4 アリット は、4	に配当物額が 控除額 ・場所得の項 毎 期 長 期 は 期 は 期 は 次表面のから の金額を表面のから 親族等に関す	では、でいる。 では、では、では、では、できます。 では、では、では、では、できまり、 では、できまり、 できまり、 できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり	b 必要 b 必要 に、ハの全額を 入してください いて記入して・	ださ	都道府県、市区町村分 神奈川県共同祭金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高曜金に応じて 活動法人及び仮認定程定。 っいては、上欄に記入せ回 。	て、各欄にそれぞれ寄附し 東営利活動法人以外の条金 に、別金「市民税・県民税	指金額を記される 中国 (本) 本名所 (本) と (を)	神奈川 神奈川 日 中原正 月 中原正 日本 中原正 日本 中原正 日本 中原正 日本 中原正 日本 中原正 日本 中国	限 にさい。	動法人に対 を提出し 谷を額(c) むる必要が 再常令額 損失額、被 二他都追磨!	する容体ででください。 おりませ、 最の事務	19
合は、次の各権 株式等譲渡所  株式等譲渡所  総合譲渡  右上のイの合 を ださい。 イカー	に配当物額が 控除額 ・時所得の利 毎 期 長 期 日を表面のケス 親庭臨者・扶 に関する事項	では、大学議選所得例が (記令額に関する事項 a 収入金額 円 こ、ロの金額を表面のコーロの③の所得金額欄へ記 であ事項 養親族・事業専従者にて 個人 番号 個人 番号 個人 番号 個人 番号 個人 番号 個人 番号 個人 番号 個人 番号	b 必要 に、ハの金額を 入してください のいて記入して・	<ul> <li>ださ</li></ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同祭金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高曜金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 っいては、巨綱に記入せ回 。 第月金額(a-h) 「 門	く、各欄にそれぞれ寄附し 定幹何活動法人以外の条句 と、別途「市民税・県民税 は、特別智能額 は、特別智能額 は、特別智能額 は、の中告もを提出した力 非、課、税、所、得、な、租益通算の参数の適用 の不、動、産、所 事業用資産の譲渡組長大利 年別廃棄 は、「等に残などで、 (当区内に主める所 に、「等に残などで、 は、「対していている。」	指金額を記される 中国 (本) 本名所 (本) と (を)	神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 中道 (は家屋敷が	限 にさい。	動法人に対 。 を提出し 得金額(c	する容体ででください。 おりませ、 最の事務	19
	に配当物額が 控除額 ・時所得の利 毎 期 長 期 日を表面のケス 親庭臨者・扶 に関する事項	では、でいる。 では、では、では、では、できば、できば、できば、できば、できば、できば、できば、できば、できば、できば	b 必要	<ul> <li>※ 終費</li> <li>p</li> <li>がさい。</li> <li>がさい。</li> <li>がらい。</li> <li>りょう</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高曜金に応じて 活動法人及び仮認定特定。 っいては、巨欄に記入せ回 。 意引金額(a-h) 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「	く、各欄にそれぞれ寄附し 定幹何活動法人以外の条句 と、別途「市民税・県民税 は、特別智能額 は、特別智能額 は、特別智能額 は、の中告もを提出した力 非、課、税、所、得、な、租益通算の参数の適用 の不、動、産、所 事業用資産の譲渡組長大利 年別廃棄 は、「等に残などで、 (当区内に主める所 に、「等に残などで、 は、「対していている。」	指定分を指定機能を指定機能を指定機能を指定機能を指定機能を指定機能を指定機能を (型)	神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 神奈川 中道 (は家屋敷が	限 にさい。	動法人に対 。 を提出し 得金額(c	する容隆されてください。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	円   円   円   円   円   円   円   円   円   円
合は、次の各権 株式等譲渡所  株式等譲渡所  株式等譲渡所  総合譲渡  右上のイの企  ださい。 右上のイの企  ださい。 右上の大  の知らの控除対  「長名  「現名  「現名  「現名  「現名  「現名  「現名  「現名	に配当物額が 控除額 ・時所得の利 毎 期 長 期 日を表面のから 親庭臨者・扶 に関する事項	(2)金額に関する事項	に、ハの全額をと	<ul> <li>※終費</li> <li>P</li> <li>が表面の**</li> <li>ください。</li> <li>・ は、</li> </ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同券金会、日 屋 神 奈 川 県 支 部 分 支出した常研金にはできる。 透明法人及び仮認定律定。 っいでは、上欄に記入せ回 。	て、各欄にそれぞれ寄附し 東営利活動法人以外の条約 た、別金「市民税・県民税 は、特別特除額 は、特別特除額 は、特別特除額 は、中国中の事業を提出したノ 非、課、税、所、符、な、成、の等、例、適、工 、事業税、所、行、な、たの、等、例、適、工 、事業利、資産の等。例、適、工 、事業利、資産の、等、例、適、工 、事業利、資産の、等、例、適、工 、事業利、資産の、等、例、適、工 、事業用、資産の、計算を 、当時、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、企業、	作名類を記されて   作名類を記されて   作名類を記されて   作名類を記されて   作名類には   作名類に   作る所   イント   できます   できまます   できまます   できまます   できまます   できます   できます   できまます   できます	神奈月 さんしてくます 中で さまから かん はい かん はい かん はい かん はい かん がい かん がい かん がい かん かい	以   ごさい。	動法人に対 ・ を提出し ・ おんで は ・ おんで は ・ ない は ・ でい	する容隆されてください。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	円
合は、次の各権   株式等譲渡所名   株式等譲渡所名   株式等譲渡所名   株式等譲渡所名   株式等譲渡   株式等譲渡   株式等譲渡   株式等譲渡   株式等譲渡   株式を設ける   株式を設ける   株式を設ける   は、ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	に配当物額が 持除額 ・ 地勢所得の利 ・ 地勢所得の利 ・ 放上 期 ・ 反 期 ・ 成上 期 ・ 反 上 期 ・ はを必然ができる。 ・ はなのでない。 ・ はなのでは、 ・ はないのでは、 ・ はないのではないのでは、 ・ はないのでは、 ・ はないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので	では、	b 必要	<ul> <li>(本本)</li>     &lt;</ul>	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 屋 神 奈 川 県 東 南 多 東田 上 古昭本会にで 活動法人及び収認定律には こ 定用金額(a-h) 「日 市 「日 市 「日 所 日 所 日 所 日 所 日 所 日 所 日 所 日 所		作名類を記されて   作名類を記されて   作名類を記されて   作名類を記されて   作名類には   作名類に   作る所   イント   できます   できまます   できまます   できまます   できまます   できます   できます   できまます   できます	神奈月 さんしてくます 中で さまから かん はい かん はい かん はい かん はい かん がい かん がい かん がい かん かい	映   ごさい。	動法人に対 ・ を提出し ・ おんで は ・ おんで は ・ ない は ・ でい	する存体されてくい。 おりませ、 があるない 類に 数の事務がない 類に 数であるない。	円
合は、次の各権 株式等譲渡所名  株式等譲渡所名  株式等譲渡所名  おきは、	に配当物額が 持除額 ・ 地勢所得の利 ・ 地勢所得の利 ・ 放上 期 ・ 反 期 ・ 成上 期 ・ 反 上 期 ・ はを必然ができる。 ・ はなのでない。 ・ はなのでは、 ・ はないのでは、 ・ はないのではないのでは、 ・ はないのでは、 ・ はないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないので	び株式等譲渡所得側額  (記令額に関する事項	を記入してく/ b 必要 に、ハの全額をい に、ハの全額をい のいて記入して、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレて、 カレス、 カレ、 カレス、 カレ、 カレス、 カレス、 カレス、 カレ、 カレ、 カレ、 カレ、 カレ、 カレ、 カレ、 カし、 カし、 カし、 カし、 カし、 カし、 カし、 カし	※終我 (ださい) 「リーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都道府県、市区町村分 神奈川県共同募金会、日 東 神 奈 川 県 支 部 分 支出した高曜金に応じた。 活動法人及び仮認定程定。 っいては、巨欄に記入せ回。 。 第月金額(a-h) 「 「 「	て、各欄にそれぞれ寄附し 東宮利活動法人以外の条約 下、別途「市民税・県民税	指金額を含む   作品   作品   作品   作品   作品   作品   作品   作	神奈月 中奈月 中奈月 中奈月 中京	世 ご言い に で (2)	動法人に対 ・ を提出し ・ おんで は ・ おんで は ・ ない は ・ でい	する存在されていた。 ちゅうません おおおお おおお ない おお ない お ない お ない	円   円   円   円   円   円   円   円   円   円

第46号様式	(2)
<b>先生0</b> 与 塚��	\\\ \( \)

退

		度分界	民	· 税 · 税	告書(分离	E 話 代	<del>寸</del> 用) 			整理番号		
フリガナ 氏名						<u>4</u>	年月日			資料番号		
個人番号					_		•	•		電話番号		( )
四八街ヶ										电面带 ク		,
2 分離課税の	短期・長	長期譲渡所 T	得に					_				Т
区分 所得の生	ずる場所	必要経		(収入金額	金額 i-必要経費)	特別	控除額		短期	一般分	シ	1-3
			円		円		円		譲渡	軽減分	ス	
								,	長	一般の譲渡	セ	
								収	期譲	優良住宅地等に 係る譲渡	ソ	
								ا ک	渡	居住用財産 の譲渡	タ	
								金	株式等の	未公開分	チ	
								額	護	上場分	ッ	
		特例適用	条文						渡上均	場株式等の配当	テ	
										先物取引	· +	
株式等の譲			系る方	所得に関す		2.		$\vdash$	短			円
所得の種類	和 // TN	/m\	<u> </u>		必要経費	· · · · · · ·	円		期譲	一般分	(25)	
	\_\/\ \	譲渡) 雑	<i>)</i>						渡	軽減分	(26)	
	\/ \	譲渡)(雑	)					5	長期	一般の譲渡	27	
	(事業)	譲渡)(雑	<u>)                                    </u>					所		優良住宅地等に 係る譲渡	28)	,
	4	特例適用条	文					得		居住用財産 の譲渡	29	
上場株式等	の配当剤	所得に関す	る事	頁				金	式等	未公開分	30	
所得の生ずる場所	新 支	払確定年月		収入金	金額	必	要経費	額	の譲渡	上場分	(31)	
		•			円		円		上均	場株式等の配当	(32)	
		•								先物取引	(33)	)
								_				•
	<b></b> 除の適用	 引がある場	一	 給与所得に	:関する事項	<u> </u>						
A 給与収入			定支出	の金額の合計額		所得金額 ごし赤字∅	(A-B) O場合は 0)					
	F	4			円		円					
7 山林所得·	退職配名	旦に思えて	車項		ı							
<u> 四番四哥。</u>		収入金額	子坦	B 必	要経費	С	特別控除額	頁	D	青色申告特别控	涂額	所得金額(A-B-C-D)
山 林			円		円			P.			円	円

□ 普通 □ 障害

年 (年月間)

# 第46号様式 (3)

	年度	分 市民税	申告書(事務所·事	業所・家屋敷用	)		整理番号		
(宛先) 川崎市長	としています。	ガナ		生年月日	明·大 昭·平		資 料 番 号		
年 月 日 提出	氏 個人 電話	番号		印 世帯 主氏 名	続柄(	)		年度区	分
種類	当する事 とつけて	項に ください。		事務所・事業	所(店舗	、工場等)	・家屋敷		
所不	玍	坩	川崎市	<u> </u>					
名 称 又	は	屋号	-			電話番号	7 (	)	
未作品口	8所・事 合に書い	業所の <b>、</b> てください。 <b>、</b>							
国内に住所を有	する場	<b>計に、前年</b>	三中の所得の金額等を	を書いてくださ	V %				
給 与 所	得収	八金額		円	所得				円
給与所得以外の形	府得 種	î E			金額				円
			所種		計				円
		フリガナ		生年月日	明・ナ	·昭·平		続柄	
	1	氏名		個人番号					
扶養親族	2	フリガナ		生年月日		· 昭 · 平		続柄	
				- I/1/1	明・ナ	( PM - T	• •	NOTEL 1	
		氏名		個人番号				NVLI I	
「 控除対象 ]	3	フリガナ		個人番号 生年月日		·昭·平		続柄	
	3	フリガナ 氏名		個人番号 生年月日 個人番号	明・ナ	·昭·平	• •	続柄	
「 控除対象 ]		フリガナ 氏名 フリガナ		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日	明・ナ				
「 <b>控除対象</b> ]	3 -	フリガナ 氏名 フリガナ 氏名		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号	明・ナ	、・昭・平 ・・昭・平	• •	続柄	
「 控除対象 ]	4	フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号 生年月日	明・ナ	·昭·平	• •	続柄	
【 控除対象 配偶者含む 】		フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ 氏名		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号 生年月日	明・ナ	、・昭・平 、・昭・平 平	• •	続柄	
【 控除対象 配偶者含む 】 16歳末満の	4 -	フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号	明・ナ	、・昭・平 ・・昭・平	• •	続柄	
【 控除対象 配偶者含む 】	4	フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号 生年月日	明・ナ	で ・ 昭・ 平 ・ 昭・ 平 ・ 平 ・ 平		統持不 統持不 統持不 統持不	
【 控除対象 配偶者含む。】 16歳末満の 扶養親族	4 -	フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ 氏名 フリガナ		個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号 生年月日 個人番号	明・ナ	、・昭・平 、・昭・平 平	• •	続柄	

- ◇ 住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷を有する方は、均等割を納付する義務があります。これは、事務所などを有していることにより、各種の行政サービスを享受していることから、そのための経費の一部を負担していただく趣旨に基づいています。
- ◇ 事務所及び事業所とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものです。具体的には、医師、弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、法律事務所、司法事務所、教授所など、また、事業主が住宅以外に設ける店舗などをいいます。
- ◇ 家屋敷とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の区の場所に設けた独立性のある家宅をいいます。

申告について御不明の点がありましたら、封筒の表面に記載してあります担当にお問い合わせください。

本人 確認	申請者 □本人 □代理人(□委任状 □その他)
番号 確認	□個人番号カード・通知カード □市税端末・機構確認 □その他
身元 確認	□1点で可の書類(個人番号カード、運転免許証等) □複数提示書類(保険証等) □その他

本人障害	未成年	寡フ 区分	控配	特定	老人	内同 老	その他	年少

受付

(切り取らないでください。) ------

年度分 市民税 県民税

申告書(事務所・事業所・家屋敷用) 受付書



様

提出期限は 月日です。 別表第46号様式 (4) 中 住 所 り が な (宛先) 印 氏 名 給与支払者又は公 川崎市長 的年金等支払者の 氏名·名称 年 月 日提出 同上の住所・ 所 在 地 ⅃ を Γ 住 所 Š り が な 印 (宛先) 氏 名 号 番 川崎市長 給与支払者又は公的年 金等支払者の住所(居 年 月 日提出 所)又は所在地 同上の氏名又は名称  $\rfloor$ に改める。 別表第46号様式 (5) 中 フリガナ 住 (宛先) 所 印 氏名 川崎市長 明・大 年 月 日 生年月日 昭・平 提出 年1月1日 現在の住所 電話番号 J を Γ フリガナ 所 住 氏名 即 (宛先) 個人番号 川崎市長 明・大 年 月 日 生年月日 昭・平 提出 年1月1日 現在の住所 電話番号

(宛先) 川崎市長		住所					フリ			 	印
年	月 日 提出	年1月1日 現在の住所					生年		明・大昭・平	•	•
							電話	番号			
(宛先)		住 所					フリ			 	印
川崎市長		個人番号								 	
年	月 日 提出	年1月1日			!	<u> </u>	生年	月日	明・大昭・平		•
		現在の住所					電話	番号			
がる。  表第46号様式	2 (7) 中	住		<u> </u>							
(宛先)		住 ふ り	がな	+							卸
	川崎市長	氏 給与支払									1 14
年	月日提出	日の八年	ム・名称								
		同上の 所 を									

			住			所							
(宛先)			ふ氏	り	が	な 名							印
	川山	奇市長	個	人	番	号							
年	月	日提出	金等	支払者 支払者 又は所る	の住所		·		·	·	·	·	·
			同上	の氏名	名又は:	名称							

に改める。

別表第46号様式 (8) を次のように改める。

第46号様式 (8)

### 年度分 市民税·県民税 配偶者控除·扶養控除申請書

(宛先)	住	所						
川崎市長	フ リ ガ	ナ名					印	
	個 人 番	号						
年 月 日提出	給与支払者又は公 金等支払者の住所 所)又は所在地							
	同上の氏名又は	名称						

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方で控除対象配偶者又は 控除対象扶養親族(以下「控除対象扶養親族等」という。)と生計を一にする他の納税義務者がある場合に、 年度の市民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された控除対象扶養親族等について の配偶者控除又は扶養控除と異なる配偶者控除又は扶養控除を受けようとする方は、この申請書を提出してく ださい。

- 「給与支払者又は公的年金等支払者の氏名・名称」及び「同上の住所・所在地」の欄には、あなたの前
- 「氏名」欄の控除対象扶養親族のうち、他の納税義務者の扶養親族となるものについては、「他の納税 義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。
- 控除対象扶養親族のうちに年齢70歳以上の扶養親族(以下「老人扶養親族」という。) に該当する者が あり、その老人扶養親族が、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている場合 には「同居老親等」欄に○をつけてください。

区分	氏名	個人番号	続柄	生年月日	同居 老親等	他の納税義務者 の住所・氏名	控除対象配偶者 の合計所得金額
控除対象配偶者							円
控除対象							
扶養親族							

(切り取らないでください。)

### 年度分 市民税・県民税の配偶者控除・扶養控除申請書受付書

住 所		月 日
氏 名	様	受付印

(第1,714号) 平成29年(2017年)1月10日 川崎市公報 別表第48号様式(1)から第48号様式の2(2)までを次のように改める。 第48号様式(1) 年度給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。 ※ 種 別 ※ 整理番号 年 月 日提出 追加 訂 正 (宛先) 川崎市長 1 給 与 の 年 月分から 月分まで 9 提出区分 年間分 退職者分 支払期間 Ж 10 2 給与支払者 給与支払の 郵便番号 方 法 及び期日 (フリガナ) 11 ビル内 その他要な事項 給与支払者 所 在 地 (住 所) 電話( ) — 番 12 提出先 市区町村数 (フリガナ) 13受 給 名 称 総人 員 名 (氏 名) 14報 告 書 個人番号又 人 員 は法人番号 名 5 代表者の \_\_ 15うち退職者 職氏名印 人 員 名 6 経理責任者 16所 轄 氏 名 税務 署 税務署 (名称) 17 連絡者の係 係 氏名 払込を希望 及び氏名 市 する金融機関 並びに (所在地) 区町 の名称及び

番 内線

) —

(

番

所 在 地

指定番号

前年の特別 番 18 徴収義務者

(

電話番号

等の名称

8 会計事務所

村提出用

)

※ 支 払 を受け る 者	※ 区分		$\overline{}$	<del></del>			\*/*\$EU!	\*/ ±/c	era vič El		\*\*	
る者					$\perp \perp \perp$		※種別		理番号	:	*	
を受け る 者	住							(受給者番号	<del>1,</del> )	<del></del>	<del>, , , ,</del>	
る者	1 1							(個人番号)		<u> </u>	! ! ! <b>!</b>	1 ! !
	所							氏 (フリガ	·+)			
		<u></u>		dert (A	5 or 48 :	1-h-17/\ /d/	~ ^ ds	名記組物	"^ ~ het o ^	th I shoot	dub	
	別内	支払	金 + I - I	額 給-	与所得! - -	控除後		円 所得控	除の額の合	个計額 円内	源 泉 徴	収 祝 額 千 P
控除文配偶		配偶者報 控除の		特定	控除対象 (配偶	快養親 者を除 老人		その他	16歳未満 扶養親族 の数			非居住者である親族の数
有	従有	<b></b>	円	人従人	内	<del>- 人</del>	従人	人従人	人	内	<u>ال</u>	<u> </u>
			]			.				į		
	社会保険料等の会			生命保険料の	)控除額			地震保険料の			借入金等特別	
内	<b>f</b> ;	円		<b>f</b>		円		千		円	手;	円
(摘要)												
生命保険料 金額の内		z		生命保険料 の金額	円	介護医 険料の		円	新個人年金 保険料の金額	円	旧個人年金 保険料の金額	円
住宅借入	住宅借入金等			住開始年月日	年	月	B	住宅借入金等特別	Property.	住宅借入金等		H
等特別控の額の内	空除 住宅借入金等		円 居(	(1回目) 住開始年月日	年	月	В	控除区分(1回目) 住宅借入金等特別	+	年末残高(1回目) 住宅借入金等		円
V2100-21-2	特別控除可能額		Щ	(2回目)	$\top$			控除区分(2回目)	$\perp$	年末残高(2回目) 円	)	円
控除対象 配偶者				分分		者の 所得		国民4	手金保険 iの金額		旧長期損害保 険料の金額	
BUILTE	個人番号 (フリガナ)				H F		リガナ)	1 ,				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1				分分		l	氏名		区 分		人目以降の控除対  個人番号	<b>才</b> 象祆養親族
Lake	個人番号			ŢijŢ	16	個。	人番号					
控除。	(フリガナ) 2 氏名			分	歳	l	リガナ) 氏名		区 分			
対象扶養親族	個人番号		Ш		歳未満の	I	人番号		TLL			
扶養。	(フリガナ)				一の扶		リガナ)		×		人目以降の16歳末	に満の扶養親族
親   5	3 氏名 個人番号			分	扶養親族		氏名 人番号		分		個人番号	
	(フリガナ)			I Z	族	(7)	リガナ)					
	4 氏名 個人番号			分	-	I *-	氏名 人番号	 	分			
未成成		乙本人	が障害者	寡婦	事	勤		トンヘート 1日前出			<b>公米五尺</b> 日日	
年   5	国上退十書	特		一特	- が	労 学		中途就・退職			給者生年月日	
者	人職者	州州 別	他	般別	大		職退	敞 年 月	日明	大 昭	7 平 年	月月日
,	国人番号又は 法人番号							(右詰で	記載してくた	ごさい。)	'	
<sup>人</sup>	住所(居所)	1 1 :		<u> </u>		<u> </u>	<u>i</u>					
1 1	又は所在地											
者氏	元名又は名称						(冒	直話)				

# 第48号様式の 2 (1)

# 公的年金等支払報告書(総括表)

				_ • -				4,,,,	· ·						
(宛先)川崎市長							*	種兒	31]	*	整	理番	等号	*	
		年	月	]	日提出	H									
公的年金等支払者															
の法人番号															
(フリガナ)							•			亚	4.	Δ	≠.		
公的年金等支払者										受総		合 K	者		
の名称								F	印	総	)		員		人
所得税の源泉徴収															
をしている事務所										報	告	人	員		
又は事業所の名称															人
(フリガナ)										===			<b>P</b>		
同上の所在地	₹									所	マケナ	<del>1111</del>	属		
										税	務	署	名		税務署
公的年金等支払者										公的	的年	金等	争の		
が法人である場合										支持	么方	法及	とび		
の代表者の氏名								F	印	その	り期	目			
連絡者の氏名及び	氏	名													
所属課、係並びに電								課			係				
話番号	冒	<b></b> 直話番	号	局	(	)		番	内	線		番			

# 第48号様式の2 (2)

# 公的年金等支払報告書(個人別明細書)

										•							. •/		×		重刃i		*	刺	<u> </u>	番号	ļ-	П	*			
																				,-								1				
			*	区		分													個	人者	针	. [ '										
	السيديسية	. [	往			所												,														
支払る	を受ける者	î	(フ	リ	ガ	ナ)														生生	Ë	元	-				号				欄	
			仄			名													.	月月	1					什			月			П
		区分									支		払	金	: 額								源	身	₹ 1	敳	収	移	ź i	頟		
所得	身税法第20	3条σ	)3第	1号適。	甲分	<u> </u>									-	-				H								Ŧ				Н
所得	身税法第20	3条の	)3第2	2号適	用分	`						T																				
所得	持税法第20	3条の	3第:	3号適,	H分	}																										
所得	<b>寻税法第20</b>	3条の	)3第4	4号適。	用分	`																										
		人				控除	対象	edic (	偶者		控除	対象	快養箱	見族の	の数			表末治				障害者	の数			非居		-	A1 A 11	D 8/2 /01	der	
特 別 障害者	その他の 障害者	特		宴婦 寮夫		<b>−</b> #:	₹	ā	老人	#	守定		老人	.	その	也		快養業 の数			特	別		その	他	親族	の数		住.尝1	呆険料	(/) <b>8</b> U	
											,	人		人		Y			人		内		人		人		人			Ŧ		Н
	控	除対象的	出偶者								1	控除	対象技	<b>大養</b>	親族									16	6歳未	満の排	大後朝	族				
(フリカ"ナ)					ı	×			(フリカ*	<i>†</i> )								X		T		(フリカ゛ナ								×		
氏名					3	में		1	氏字	3								分		1		氏名								分		
個人番号									個人都	3号											f	固人番:	를 .									
(摘要)									(29カ	t)								区			L	(フリカ*ナ	)							_ 🗷		
								2	氏名	í								分		2	L	氏名	$\perp$	,					: [	分		
			-	>1					储人者	\$ 号	į	Ļ			,	$oxed{oxed}$	Ц			ļ	1	尚人番	3.						į			
				法人都	<b>≨</b> ₩															l								_				
 	払 者			所在	地																											
				名	称																		電話									

### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第12号様式、第40号様式 (1)、第41号様式及び第45号様式 (2)の改正規定は平成29年1月1日から、同表第2号様式及び第42号様式の改正規定は同年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の規則別表第40号様式 (1) 、第46号様式 (1) から第46号様式 (8) まで及び第48号様式 (1) から第 48号様式の 2 (2)までは、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、 引き続きこれを使用することができる。

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の施行期日を 定める規則をここに公布する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市規則第93号

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の 施行期日を定める規則

川崎市スポーツ・文化総合センター条例(平成26年川崎市条例第6号)の施行期日は、平成29年10月1日とする。ただし、第4条(指定管理者に総合センターの管理を行わせることに係る部分に限る。)、第5条、第6条、第9条から第17条、第19条及び別表の規定の施行期日は、同年1月4日とする。

川崎市スポーツ・文化総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 川崎市規則第94号

川崎市スポーツ・文化総合センター条例施 行規則の一部を改正する規則

川崎市スポーツ・文化総合センター条例施行規則(平成26年川崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。 第6条第2項第3号中「料金」の次に「(以下「利用料金」という。)」を加える。

第7条を第21条とし、第6条の次に次の14条を加える。 (利用許可の申請)

- 第7条 条例第9条の規定により総合センターの施設及 び設備(以下「施設等」という。)の利用許可を受け ようとする者(以下「申請者」という。)は、指定管 理者に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、別表第1に定めるところ による。ただし、指定管理者が特別の理由があると認 めるときは、この限りでない。

(専用利用許可書の交付)

- 第8条 指定管理者は、申請者に対し前条第1項の利用 許可(専用利用の許可に限る。)をしたときは、原則 として許可書を申請者に交付しなければならない。 (利用料金の減免申請等)
- 第9条 条例第12条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第7条第1項の規定による申請と同時に指定管理者に申請しなければならない。
- 2 指定管理者は、専用利用に係る利用料金の減額又は 免除の申請に対する決定をしたときは、当該決定に係 る通知書を申請者に交付しなければならない。 (利用料金の減免)
- 第10条 条例第12条の規定により、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公益事業の用に 供するために利用する場合利用料金の5割相当額 (10円未満の端数は、切り捨てる。)
  - (2) 指導育成を行う必要があると市が認める団体が、 その目的のために利用する場合利用料金の5割相当 額(10円未満の端数は、切り捨てる。)
  - (3) 障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらと同程度の障害を有すると認められる者をいう。)が個人利用する場合利用料金の全額
- 2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別 の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又 は免除することができる。

(利用中止届)

第11条 第7条第1項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が施設等の利用を中止するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金等の支払)

第12条 条例第10条に規定する利用料金並びに条例第11 条に規定する受講料及び入場料は、指定管理者が指定 する日までに支払わなければならない。

(利用料金の返還)

第13条 条例第13条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、別表第2に定めるとおりとする。

(利用期間等の制限)

第14条 指定管理者は、施設等の利用の公平を図るため 必要があると認めるときは、同一利用者が1月以内に 施設等を利用する期間又は回数を制限することができ る。

(施設等の模様替え等)

- 第15条 条例第16条ただし書の規定により施設等を模様 替えし、又は特別の設備を付設しようとする者は、指 定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、第7条第1項の規定による申請と同時に行わなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の 負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなけれ ばならない。

(遵守事項)

- 第16条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 定員を超えて入場させないこと。
  - (2) 利用許可された以外の施設等を使用しないこと。

- (3) 壁、柱、扉等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 許可を受けずに物品の販売又は飲食物等の提供を しないこと。
- (7) 許可を受けずに寄附募集その他これに類する行為 をしないこと。
- (8) 許可を受けずに備付けの備品を移動させないこと。
- (9) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (10) 騒音又は大声を発すること、暴力を用いること等 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示した事項

(管理上の入室)

第17条 利用者は、管理のために立ち入る係員の入室を 拒むことができない。

(整理員の配置)

第18条 利用者のうち、施設の専用利用の許可を受けた 者は、施設の専用利用に際し、総合センター内外の秩 序維持のため必要な整理員を置かなければならない。 ただし、指定管理者が必要がないと認める場合はこの 限りでない。

(損傷等の届出)

第19条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたと きは、文書により速やかに指定管理者に届け出なけれ ばならない。

(利用後の点検)

第20条 利用者のうち、施設等の専用利用の許可を受けた者は、施設等の専用利用を終了したときは、係員に報告し、その点検を受けなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

### 別表第1(第7条関係)

## 1 専用利用

別	利 用 申 請
全面利用(選手控室及び役	利用日又は利用開始日(連続して利用しようとする場合
員室を含む。以下同じ。)	の最初の日をいう。以下同じ。) の属する月の6月前の月
	の初日から利用日まで申請することができる。
半面利用	利用日の属する月の4月前の月(以下「申込月」という。)
	の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当該予約
	が承諾されたときは、申込月の25日から28日までの間(以
	下「申請期間」という。) に申請しなければならない。た
	だし、当該申請がなかったこと、第11条の規定による利
	用の中止の届出があったこと等により利用しようとする
	者がない場合にあっては、申請期間経過後においても利
	用日まで申請することができる。
	全面利用(選手控室及び役 員室を含む。以下同じ。)

	大体育室の全面利用と併せ	利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日か
	て利用する場合	ら利用日まで申請することができる。
練習場	その他の場合	申込月の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当
武道室		該予約が承諾されたときは、申請期間に申請しなければ
研修室		ならない。ただし、当該申請がなかったこと、第11条の
		規定による利用の中止の届出があったこと等により利用
		しようとする者がない場合にあっては、申請期間経過後
		においても利用日まで申請することができる。
二 朱旭	'	利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日か
弓道場		ら利用日の1月前まで申請することができる。
		利用日又は利用開始日の属する月の12月前(公演を伴わ
		ない練習、準備等で利用しようとする場合にあっては、
ホール(楽屋及び楽屋技	控室を含む。以下同じ。)	2月前)の月の初日から利用日の1月前まで申請するこ
		とができる。ただし、楽屋及び楽屋控室については、利
		用日まで申請することができる。
	ホールと併せて利用する	利用日又は利用開始日の属する月の12月前(ホールを公
	場合	演を伴わない練習、準備等で利用しようとする場合にあ
リハーサル室		っては、2月前)の月の初日から利用日の1月前まで申
練習室		請することができる。
	その他の場合	利用日又は利用開始日の属する月の6月前の月の初日カ
		ら利用日まで(リハーサル室については、利用日の7日
		前まで) 申請することができる。
会議室	'	申込月の17日から23日までの間に予約の申込みをし、当
		該予約が承諾されたときは、申請期間に申請しなければ
		ならない。ただし、当該申請がなかったこと、第11条の
		規定による利用の中止の届出があったこと等により利用
		しようとする者がない場合にあっては、申請期間経過後
		においても利用日まで申請することができる。

- 備考 1 この表に規定する全ての施設(弓道場を除く。)を併せて専用利用しようとする場合(以下「全施設を利 用しようとする場合」という。)は、利用日又は利用開始日の属する月の24月前の月の初日から利用日の1 月前まで申請することができる。
  - 2 施設の専用利用に伴い設備を利用しようとする場合は、当該施設に係る申請の日から利用日まで申請する ことができる。

# 2 個人利用

	種	別	利 用 申 請
大体育室			利用日に申請することができる。
練習場			
武道室			
弓道場			
トレーニング室			

# 別表第2(第13条関係)

区 分	返還する額
条例第15条第4号又は第5号の規定により指定管理者が第9条の利用許可を取り消し	利用料金の全額
た場合	

	全面利用	利用者が利用日の14日前までに	利用料金の全額
		利用中止を届け出た場合	
		利用者が利用日の3日前までに	利用料金の5割相当額
大体育室		利用中止を届け出た場合	(10円未満の端数は、切り
			捨てる。)
	半面利用	利用者が利用日の3日前までに	利用料金の全額
		利用中止を届け出た場合	
	大体育室の全面利用と	利用者が利用日の14日前までに	利用料金の全額
	併せて利用する場合	利用中止を届け出た場合	
練習場		利用者が利用日の3日前までに	利用料金の5割相当額
武道場		利用中止を届け出た場合	(10円未満の端数は、切り
研修室			捨てる。)
	その他の場合	利用者が利用日の3日前までに	利用料金の全額
		利用中止を届け出た場合	
弓道場		利用者が利用日の3日前までに	利用料金の全額
		利用中止を届け出た場合	
ホール		利用者が利用日の4月前までに	利用料金の5割相当額
		利用中止を届け出た場合	(10円未満の端数は、切り
			捨てる。)
	ホールと併せて利用す	利用者が利用日の7月前までに	利用料金の全額
リハーサル室	る場合	利用中止を届け出た場合	
練習室	その他の場合	利用者が利用日の3月前までに	利用料金の5割相当額
		利用中止を届け出た場合	(10円未満の端数は、切り
			捨てる。)
会議室		利用者が利用日の3日前までに	利用料金の全額
		利用中止を届け出た場合	
市長が正当な理由があ	 あると認める場合		市長が認める額

- 備考 1 全施設を利用しようとする場合で、利用日の13月前までに利用中止を届け出たときは、利用料金の全額を返還する。
  - 2 全施設を利用しようとする場合で、利用日の4月前までに利用中止を届け出たときは、利用料金の5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)を返還する。

## 附則

この規則は、平成29年1月4日から施行する。ただし、第6条の次に14条を加える改正規定(第15条第3項、第16条、第17条、第19条及び第20条に係る部分に限る。)は、平成29年10月1日から施行する。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 川崎市規則第95号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年川崎市規 則第57号)の一部を次のように改正する。

# 別表第1中

浅田第2

| 浅田第2 | 川崎区浅田4丁目 | 16 | を

16

川崎区浅田4丁目

	大島	川崎区大島4丁目	167	車椅子使用 者向6戸
--	----	----------	-----	---------------

に改める。

別表第2中

Γ

小田 15,000
-----------

を

Γ

大島	18, 000
小田	15, 000

に改める。

第2条 川崎市営住宅条例施行規則の一部を次のように 改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第25条関係)

駐車場設置住宅名	駐車場月額使用料	(円)
大島		18, 000
小田		17,000
京町耐火A		15,000
京町耐火B		15,000
京町耐火C		15,000
桜本		17,000
日進町		20,000
藤崎		18,000
藤崎東		18,000
本町		20,000
大宮町		19,000
小倉第1		13,000
小倉第1B		13,000
小倉第2		13,000
小倉第4		13,000
小倉北		15,000
小倉中		13,000
小倉東		13,000
小倉南		13,000
北加瀬原町		15, 000
小向		15, 000
塚越		15,000
古市場		15, 000

南加瀬第 3 12,000 南加瀬第 3 12,000 南加瀬第 3 12,000 南加瀬社 12,000 上小田中 13,000 上小田中耐火 12,000 上中間五瀬淵 15,000 宮内 13,000 蟹ヶ谷槍ヶ崎 10,000 坂戸 13,000 下作延中 13,000 下呼毛久保 13,000 下野毛久保 13,000 下野毛以保 13,000 末長 13,000 千年 10,000 千年 11,000 千年 11,000 千年 11,000 野川東 10,000 野川東 10,000 坂末 13,000 久末 15,000 久末 15,000 久末 15,000 久末 15,000 久末 15,000 久末 11,500 京平 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平前火 12,000 南平前火 12,000 南平前火 12,000 南平前火 12,000 南平前火 12,000 南平前尺 12,000 南平前尺 12,000 营土浦 11,000 营土浦 11,000 营土浦 11,000 营土浦 11,000 营土浦 11,000 营土浦 11,000	+-1-47+b=+	
南加瀬第 3 12,000 南加瀬辻 12,000 上小田中 13,000 上小田中耐火 12,000 上小田中耐火 12,000 医内 13,000 明石穂 10,000 医ケ谷槍ヶ崎 10,000 上作延 10,000 下呼延中 13,000 下野毛人保 13,000 下野毛人保 13,000 末長 13,000 千年新町 14,000 千年前田 10,000 野川東 10,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末去 13,000 久末去 13,000 久末去 13,000 次末 13,000 京野 11,500 久末古 11,500 久末西 11,500 久末 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平第 2 12,000 野川西 12,000 野川西 12,000 医广神田 11,000 营之間 10,000 上布田 11,000 营之間 10,000 营之間 11,000	南加瀬越路	13,000
南加瀬辻       12,000         上小田中       13,000         上小田中耐火       12,000         上平間五瀬淵       15,000         宮内       13,000         明石穂       10,000         蟹ヶ谷槍ヶ崎       10,000         上作延       10,000         下野毛久保       13,000         下野毛殿山       13,000         末長       13,000         未長宗田       14,000         千年前田       10,000         外末       13,000         久末       13,000         久末       10,000         久末       10,000         久末表A       10,000         久末表B       10,000         久末杏白       11,500         久末杏白       11,500         久末杏中       10,000         南平第2       12,000         南平第2       12,000         南平第2       12,000         京ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	南加瀬越路第2	13,000
上小田中耐火       13,000         上小田中耐火       12,000         上中間五瀬淵       15,000         宮内       13,000         厨石穂       10,000         盤ヶ谷槍ヶ崎       10,000         上作延       10,000         下手毛火保       13,000         下野毛殿山       13,000         末長       13,000         未長       13,000         千年新町       14,000         千年前田       10,000         外末       13,000         久末       13,000         久末       10,000         久末表A       10,000         久末表B       10,000         久末市       11,500         久末市       11,500         久末市       12,000         南平       12,000         南平第2       12,000         町川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	南加瀬第3	12, 000
上小田中耐火       12,000         上平間五瀬淵       15,000         宮内       13,000         朗石穂       10,000         蟹ヶ谷槍ヶ崎       10,000         上作延       10,000         下手毛及保       13,000         下野毛殿山       13,000         未長       13,000         千年       10,000         千年前田       10,000         野川東       10,000         久末大谷第2       10,000         久末表A       10,000         久末杏       11,500         久末西       11,500         久末市       10,000         南平耐火       12,000         南平衛2       12,000         南平衛2       12,000         京ヶ峰西       10,000         上布田       11,000         電ブ麻       11,000         電ブ麻       11,000         市野島       11,000	南加瀬辻	12,000
上平間五瀬淵       15,000         宮内       13,000         明石穂       10,000         蟹ヶ谷槍ヶ崎       10,000         上作延       10,000         下戶延中       13,000         下野毛及保       13,000         下長三田       14,000         千年       10,000         千年前田       10,000         野川東       10,000         久末大谷第2       10,000         久末表A       10,000         久末西       11,500         久末西       11,500         久末市       12,000         南平部大       12,000         南平第2       12,000         南平衛2       12,000         電子修西       10,000         大帝西       10,000         大帝西       10,000         大帝西       10,000         大帝西       10,000         大帝西       10,000         大帝西       10,000         古沙峰	上小田中	13, 000
宮内       13,000         明石穂       10,000         蟹ヶ谷槍ヶ崎       10,000         上作延       10,000         下戶延中       13,000         下野毛及保       13,000         末長       13,000         未長       13,000         千年       10,000         千年前田       10,000         外末       13,000         久末       13,000         久末表名       10,000         久末表名       10,000         久末春       11,500         久末市       11,500         久末市       10,000         有馬第2       12,000         南平耐火       12,000         南平新2       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         市野島       11,000	上小田中耐火	12,000
明石穂 10,000 蟹ヶ谷槍ヶ崎 10,000 上作延 10,000 坂戸 13,000 下昨延中 13,000 下野毛久保 13,000 末長 13,000 未長 13,000 千年 10,000 千年 10,000 千年前田 10,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末大谷第 2 10,000 久末表A 10,000 久末表A 10,000 久末寺谷 11,500 久末西 11,500 久末帝中 10,000 有馬第 2 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平第 2 12,000 南平第 2 12,000 南平第 2 12,000 南平第 2 12,000 南平第 12,000 南平第 12,000 南平第 12,000 南平前 12,000 南平第 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 12,000 南平前 11,000 古河原東 11,000 菅池浦 10,000 菅池浦 10,000	上平間五瀬淵	15, 000
蟹ヶ谷槍ヶ崎       10,000         上作延       10,000         坂戸       13,000         下作延中       13,000         下野毛及保       13,000         末長       13,000         未長宗田       14,000         千年       10,000         千年前田       10,000         外末       13,000         久末       13,000         久末大谷第2       10,000         久末表A       10,000         久末春       11,500         久末市       11,500         久末市       12,000         南平副少       12,000         南平第2       12,000         南平第2       12,000         南平衛夕峰西       10,000         上布田       11,000         菅水浦       10,000         市野島       11,000	宮内	13,000
上作延 10,000 坂戸 13,000 下作延中 13,000 下野毛久保 13,000 下野毛殷山 13,000 末長 13,000 未長宗田 14,000 千年 10,000 千年前田 10,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末大谷第 2 10,000 久末表 13,000 久末表 11,500 久末春 11,500 久末帝 11,500 久末帝 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平第 2 12,000 南平第 2 12,000 野川西 12,000 電流 11,000 管力順西 11,000 管之間 10,000 管之間 10,000 中野島 11,000	明石穂	10,000
坂戸       13,000         下作延中       13,000         下野毛久保       13,000         末長       13,000         末長宗田       14,000         千年       10,000         千年前田       10,000         坂末       13,000         久末大谷第2       10,000         久末表A       10,000         久末春       11,500         久末杏中       10,000         有馬第2       12,000         南平耐火       12,000         南平新2       12,000         南平前2       12,000         市平前2       12,000         市平前2       12,000         市本前       10,000         桂木田       11,000         菅之間       10,000         中野島       11,000	蟹ヶ谷槍ヶ崎	10,000
下作延中 13,000 下野毛久保 13,000 末長 13,000 末長 13,000 未長 14,000 千年 10,000 千年新町 14,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末 13,000 久末大谷第 2 10,000 久末表 10,000 久末表 11,500 久末杏 11,500 久末西 11,500 久末西 11,500 久末で 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平新 2 12,000 南平第 2 12,000 野川西 12,000 鷲ケ峰西 10,000 電河原東 11,000 菅池浦 10,000 菅芝間 10,000	上作延	10,000
下野毛及保 13,000 下野毛殿山 13,000 末長 13,000 末長 14,000 千年 10,000 千年新町 14,000 千年前田 10,000 久末 13,000 久末 13,000 久末大谷第 2 10,000 久末表 10,000 久末表 11,500 久末表 11,500 久末西 11,500 久末帝 11,500 久末帝 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平第 2 12,000 南平第 2 12,000 南平第 11,000 营が峰西 10,000 上布田 11,000 菅北浦 10,000 菅北浦 10,000 中野島 11,000	坂戸	13, 000
下野毛殿山 末長 13,000 末長 14,000 千年 10,000 千年 10,000 千年前田 10,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末 13,000 久末大谷第 2 10,000 久末表 A 10,000 久末表 B 10,000 久末西 11,500 久末西 11,500 久末帝中 10,000 有馬第 2 南平 南平耐火 南平新 2 12,000 南平第 2 野川西 12,000 野川西 12,000 鷲ケ峰西 10,000 上布田 11,000 菅北浦 11,000 菅北浦 10,000 中野島 11,000	下作延中	13,000
末長 13,000 末長宗田 14,000 千年 10,000 千年新町 14,000 千年前田 10,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末大谷第 2 10,000 久末表 A 10,000 久末表 B 10,000 久末市 11,500 久末西 11,500 久末西 11,500 久末で 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平新2 12,000 南平新2 12,000 野川西 12,000 野川西 12,000 鷲ケ峰西 10,000 上布田 11,000 菅池浦 10,000 菅池浦 10,000 中野島 11,000	下野毛久保	13, 000
末長宗田 14,000 千年 10,000 千年新町 14,000 千年前田 10,000 野川東 10,000 久末 13,000 久末大谷第2 10,000 久末表A 10,000 久末表B 10,000 久末寺谷 11,500 久末市中 10,000 有馬第2 12,000 南平 12,000 南平 12,000 南平前火 12,000 南平第2 12,000 野川西 12,000 野川西 12,000 紫ケ峰西 10,000 上布田 11,000 菅北浦 10,000 菅北浦 10,000	下野毛殿山	13, 000
千年新町       10,000         千年新町       14,000         千年前田       10,000         野川東       10,000         久末       13,000         久末表A       10,000         久末表B       10,000         久末西       11,500         久末市       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	末長	13, 000
千年新町       14,000         千年前田       10,000         野川東       10,000         久末       13,000         久末表A       10,000         久末表B       10,000         久末西       11,500         久末西       10,000         有馬第2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	末長宗田	14, 000
千年前田       10,000         野川東       10,000         久末       13,000         久末大谷第 2       10,000         久末表 B       10,000         久末市       11,500         久末市       11,500         久末谷中       10,000         有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平部尺       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	千年	10,000
野川東10,000久末13,000久末大谷第 210,000久末表 A10,000久末表 B10,000久末西11,500久末市10,000有馬第 212,000南平12,000南平新212,000南平第 212,000野川西12,000鷲ケ峰西10,000上布田11,000菅北浦10,000中野島11,000	千年新町	14, 000
久末       13,000         久末表A       10,000         久末表B       10,000         久末西       11,500         久末西       11,500         久末市       12,000         有馬第2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	千年前田	10,000
久末大谷第 2       10,000         久末表 A       10,000         久末寺谷       11,500         久末西       11,500         久末谷中       10,000         有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平前火       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	野川東	10,000
久末表A       10,000         久末表B       10,000         久末古       11,500         久末西       11,500         久末谷中       10,000         有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	久末	13,000
久末表B       10,000         久末西       11,500         久末百       11,500         久末本中       10,000         有馬第2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         暫川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	久末大谷第2	10,000
久末百       11,500         久末百       11,500         久末谷中       10,000         有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	久末表A	10,000
久末酉       11,500         久末谷中       10,000         有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         南平第 2       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	久末表B	10,000
久末谷中       10,000         有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         南平第 2       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         宿河原東       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	久末寺谷	11,500
有馬第 2       12,000         南平       12,000         南平耐火       12,000         南平第 2       12,000         野川西       12,000         鷲ケ峰西       10,000         上布田       11,000         宿河原東       11,000         菅北浦       10,000         中野島       11,000	久末西	11, 500
南平     12,000       南平耐火     12,000       南平第 2     12,000       野川西     12,000       鷲ケ峰西     10,000       上布田     11,000       宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       中野島     11,000	久末谷中	10,000
南平耐火     12,000       南平第 2     12,000       野川西     12,000       鷲ケ峰西     10,000       上布田     11,000       宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       中野島     11,000	有馬第2	12,000
南平第 2     12,000       野川西     12,000       鷲ケ峰西     10,000       上布田     11,000       宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       中野島     11,000	南平	12,000
野川西     12,000       鷲ケ峰西     10,000       上布田     11,000       宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       菅芝間     10,000       中野島     11,000	南平耐火	12,000
鷲ケ峰西     10,000       上布田     11,000       宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       菅芝間     10,000       中野島     11,000	南平第2	12,000
上布田     11,000       宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       菅芝間     10,000       中野島     11,000	野川西	12,000
宿河原東     11,000       菅北浦     10,000       菅芝間     10,000       中野島     11,000	鷲ケ峰西	10,000
菅北浦     10,000       菅芝間     10,000       中野島     11,000	上布田	11,000
菅芝間     10,000       中野島     11,000	宿河原東	11,000
中野島 11,000	菅北浦	10,000
	菅芝間	10,000
中野島多摩川 10.000	中野島	11,000
10,000	中野島多摩川	10,000

西長沢	10,000
真福寺	9,000
高石	10,000

### 附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、 第1条の規定は、同年1月31日から施行する。

告示

### 川崎市告示第699号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定 に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月16日から平成29年1月11日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 道路の種類 市道

旧·新 別	路線名	区	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	有馬 第174号 線	川崎市宮前区 1丁目2498番 川崎市宮前区 1丁目2498番	1 先東有馬	1.82	46. 70	
新	有馬 第174号 線	川崎市宮前区 1丁目2498番 川崎市宮前区 1丁目2498番	20先 東有馬	6.00 ~ 6.32	46. 70	

# 川崎市告示第700号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月16日から平成29年1月11日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
	川崎市宮前区東有馬1丁目2498番20	
有馬	先	
第174号線	川崎市宮前区東有馬1丁目2498番6	
	先	

### 川崎市告示第701号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成28年11月28日招集の平成28年第4回川崎市議会定例会において、平成28年12月15日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成28年12月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

平成28年度川崎市一般会計補正予算 平成28年度川崎市病院事業会計補正予算 平成28年度川崎市一般会計補正予算

平成28年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,359,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ644,692,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

# 第1表 歳入歳出予算補正

# 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円	千円	千円
		301, 545, 853	152, 278	301, 698, 131
	2 固定資産税	118, 107, 855	152, 278	118, 260, 133
15 国 庫 支 出 金		110, 199, 908	3, 991, 465	114, 191, 373
	2 国 庫 補 助 金	26, 867, 320	3, 991, 465	30, 858, 785
22 市 債		58, 661, 000	216, 000	58, 877, 000
	1 市 債	58, 661, 000	216, 000	58, 877, 000
歳入	合 計	640, 332, 432	4, 359, 743	644, 692, 175

# 歳出

//X III				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 こども未来費		千円	千円	千円
		96, 229, 270	170, 675	96, 399, 945
	1 こども青少年費	43, 069, 986	119, 775	43, 189, 761
	2 こども支援費	53, 159, 284	50, 900	53, 210, 184
5 健康福祉費		139, 936, 672	3, 829, 565	143, 766, 237
	1 健康福祉費	10, 688, 517	3, 756, 197	14, 444, 714
	3 生活保護費	61, 214, 919	1, 571	61, 216, 490
	4 老 人 福 祉 費	17, 518, 114	45, 334	17, 563, 448
	5 障害者福祉費	36, 276, 150	19, 589	36, 295, 739
	12 施 設 整 備 費	1, 479, 955	6, 874	1, 486, 829
8 建設緑政費		33, 792, 684	240, 000	34, 032, 684
	5 河 川 費	2, 665, 002	240, 000	2, 905, 002
10 まちづくり費		28, 580, 887	122, 300	28, 703, 187
	3 整 備 事 業 費	12, 180, 519	92, 300	12, 272, 819
	5 住 宅 費	10, 805, 534	30, 000	10, 835, 534
15 諸 支 出 金		68, 095, 700	△ 2,797	68, 092, 903
	1 繰 出 金	68, 095, 700	△ 2,797	68, 092, 903
歳出	合 計	640, 332, 432	4, 359, 743	644, 692, 175

予算補正

第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事	項	期間	限 度 額
平瀬川護岸	改修事業費	平成29年度	千円 360,000

# 2 変 更

事項	補正		前		補 正		後			
<b>争</b>	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
					千円			-		千円
新総合自治会館	平成294	<b>手度から</b>	1,	307,	372	平成29	年度から	1,	352,	012
整備事業費	平成314	<b>手度まで</b>				平成31:	年度まで			
平成28年度公共施設	平成284	<b>手度から</b>	16,	214,	255	平成28:	年度から	16,	399,	255
管理運営事業費	平成334	<b>手度まで</b>				平成33	年度まで			

## 第3表 地方債補正

	±⊐		<i></i>	<b>=</b>	44	的	限	<u></u>	度		額
	起	1貝	の	目	дy		補正前の額	補	Œ	額	補正後の額
		-					千円			千円	千円
河	Л	整	<u> </u>	備	事	業	1, 031, 000		216	, 000	1, 247, 000
	合				計		1, 031, 000		216	, 000	1, 247, 000

地	方	債	総	合	計	58, 661, 000	216, 000	58, 877, 000

平成28年度川崎市病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成28年度川崎市病院事業会計の補正予算は、 次に定めるところによる。

(項 目)

(既決予定額)

(2)主要な建設改良事業

837,738千円

(補正予定額)

り補正する。

(業務の予定量)

(計)

△756,594千円

81,144千円

## (資本的収入及び支出)

ア 病院施設整備事業

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本 的支出額に対し不足する額2,233,600千円」を「資本的 収入額が資本的支出額に対し不足する額2,230,803千円」 に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額

11,467千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資 金2,222,133千円」を「当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額7,678千円並びに過年度分及び当年度 分損益勘定留保資金2,223,125千円」に改め、資本的収 入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条 平成28年度川崎市病院事業会計予算(以下「予

算」という。) 第2条に定めた業務の予定量を次のとお

(科 目) 収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業 資本的収入	3,586,173千円	△753, 797千円	2,832,376千円
第1項 企業債第4項 負担金	1,748,000千円 1,838,168千円	△751,000千円 △2,797千円	997,000千円 1,835,371千円
(科 目) 支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業 資本的支出	5,819,773千円	△756, 594千円	5,063,179千円
第1項 建設改良費	2,332,330千円	△756, 594千円	1,575,736千円

# (継続費)

第4条 既定の継続費の年割額を次のとおり補正する。

ſ	款	項	事業名		補正前			補正後	
			<b>学</b> 未和	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				千円	平 成 21年度	千円 2,584,116	千円	平 成 21年度	千円 2,584,116
		:		,	平 成 22年度	2, 969, 931		平 成 22年度	2, 969, 931
	!				平 成 23年度	5, 400, 977		平 成 23年度	5, 400, 977
	病院事業1資本的支出	1 建設改良費	井 田 病 院 再編整備事業	15, 743, 139	平 成 24年度	1, 267, 911	15, 743, 139	平 成 24年度	1, 267, 911
					平 成 25年度	34, 883		平 成 25年度	34, 883
					平 成 26年度	1, 994, 612		平 成 26年度	1, 994, 612
					平 成 27年度	734, 115		平 成 27年度	734, 115
			-		平 成 28年度	756, 594		平 成 28年度	-
								平 成 29年度	756, 594

# (企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次の通り補正する

	起債の目的				β <u></u>	₹	度	**************************************	預
起債の日的		補正前の額	補	正	額	補正後の額			
1	井	田	病	院	千円			千円	千円
	再	編整	備事	業	783,000		△75	1,000	32,000

平成28年11月28日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第702号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川 崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、 第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基 づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条 第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。) の規定に基づき告示します。

平成28年12月20日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場 所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所 別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時 まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及 び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車

2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車

10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経 過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないもの については、条例第14条に基づき売却その他の処理をし ます。

(別紙省略)

川崎市告示第703号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1 項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30号) 第14条第4項において生活保護法の規定の例によ るとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いま したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表の とおり告示します。(別表省略)

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第704号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4 項において準用する同法第50条の2の規定により指定介 護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項において生活保護法の規定の例によるとされている介 護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同 法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示し ます。(別表省略)

平成28年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第705号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4 項において準用する同法第50条の2の規定により指定介 護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項において生活保護法の規定の例によるとされている介 護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同 法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示し ます。(別表省略)

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 川崎市告示第706号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に より医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第 14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされ ている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたの で、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。 (別表省略)

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 川崎市告示第707号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の 規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30 号) 第14条第4項において生活保護法の規定の例による とされている医療支援給付の施術機関の指定を行いまし たので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示しま

## す。(別表省略)

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 川崎市告示第708号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成28年12月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第709号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

整理	路線名	起点	重要な
番号	50 水石	終点	経過地
37	子母口	高津区 子母口 180番 1先	
31	第104号線	高津区 子母口 180番 10先	
8	東有馬	宮前区 東有馬 5丁目 27番 21 先	
8	第3号線	宮前区 東有馬 5丁目 27番 17 先	
39	登戸	多摩区 登戸 763番 1先	
39	第340号線	多摩区 登戸 763番 5先	
40	堰	多摩区 堰3丁目 211番 6先	
40	第81号線	多摩区 堰3丁目 203番 14先	
41	生田	多摩区 生田1丁目 19番 2先	
41	第265号線	多摩区 生田1丁目 20番 9先	
42	生田	多摩区 生田3丁目 822番 13先	
42	第266号線	多摩区 生田3丁目 822番 19先	
43	菅	多摩区 菅1丁目 2844番 1先	
43	第177号線	多摩区 菅1丁目 2845番 6先	
44	岡上	麻生区 岡上 1441番 43先	
44	第174号線	麻生区 岡上 1454番 2先	
45	岡上	麻生区 岡上 1441番 105先	
40	第175号線	麻生区 岡上 1441番 102先	

46	岡上	麻生区 岡上 298番 2先
40	第176号線	麻生区 岡上 286番 4先
47	栗木 第144号線	麻生区 栗木 3丁目5番 20先
41		麻生区 栗木 3丁目5番 15先
	,17~,007	麻生区 はるひ野 5丁目 29番
48	はるひ野 第119号線	49先   麻生区 はるひ野 5丁目 29番
		47先
40	はるひ野	麻生区 はるひ野 5丁目 29番 49先
49	第120号線	麻生区 はるひ野 5丁目 29番 80先
	栗木台	麻生区 栗木台 2丁目 8番 31先
50	第94号線	麻生区 栗木台 2丁目 8番 34先

## 川崎市告示第710号

道路区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定 に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月21日から平成29年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起終	点点	幅員	延 長 (m)	備考
37	子母口 第104号線	高津区 子母口 1 先 高津区 子母口 10先		5. 50	40. 95	
38	東有馬第3号線	宮前区 東有馬 27番 21先 宮前区 東有馬 27番 17先		4. 50	30. 14	
39	登戸 第340号線	多摩区 登戸 76 1 先 多摩区 登戸 76 5 先		4. 50	28. 32	
40	堰 第81号線	多摩区 堰 3丁 211番 6 先 多摩区 堰 3丁 203番 14先		5. 50	49. 31	
41	生田 第265号線	多摩区 生田 1 19番 2 先 多摩区 生田 1 20番 9 先		4. 50	34. 83	

42	生田 第266号線	多摩区 生田 3丁目 822番 13先 多摩区 生田 3丁目	4. 50	33. 61	
	37200 7 MX	822番 19先			
43	菅 第177号線	多摩区 菅 1丁目 2844番 1先 多摩区 菅 1丁目 2845番 6先	6.00	34. 72	
44	岡上 第174号線	麻生区 岡上 1441番 43先 麻生区 岡上 1454番	2. 92 ~	168. 19	
		2先	4. 36		
45	岡上	麻生区 岡上 1441番 105先	4. 05 ∼	39, 64	
	第175号線	麻生区 岡上 1441番 102先	4. 20		
46	岡上 第176号線	麻生区 岡上 298番 2先 麻生区 岡上 286番 4先	0.91	80. 27	
47	栗木 第144号線	麻生区 栗木 3丁目 5番 20先 麻生区 栗木 3丁目 5番 15先	5. 00	29. 41	
48	はるひ野	麻生区 はるひ野 5丁目 29番 49先	6.00	231. 58	
	第119号線	麻生区 はるひ野 5丁目 29番 47先			
49	はるひ野	麻生区 はるひ野 5丁目 29番 49先	4. 00	14. 81	
10	第120号線	麻生区 はるひ野 5丁目 29番 80先			
50	栗木台 第94号線	麻生区 栗木台 2丁目 8番 31先 麻生区 栗木台 2丁目	4. 50	20. 38	
		8番 34先			

## 川崎市告示第711号

歩行者専用道路に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第3項の 規定に基づき、平成28年12月21日から次の路線を歩行者 専用道路として指定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい て、平成28年12月21日から平成29年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 道路の種類 市道

整理 番号	路線名	指定区間	備考
49	はるひ野 第120号線	川崎市麻生区はるひ野 5 丁目 29番49先 川崎市麻生区はるひ野 5 丁目 29番80先	

## 川崎市告示第712号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定 に基づき、次のとおり道路の供用を平成28年12月21日か ら開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい て、平成28年12月21日から平成29年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 道路の種類 市道

整理	路線名	起 点	重要な
番号	50 水石	終点	経過地
0.7	子母口	高津区子母口180番1先	
37	第104号線	高津区子母口180番10先	
20	東有馬	宮前区東有馬5丁目27番21先	
38	第3号線	宮前区東有馬5丁目27番17先	
39	登戸	多摩区登戸763番1先	
39	第340号線	多摩区登戸763番5先	
40	堰	多摩区堰3丁目211番6先	
40	第81号線	多摩区堰3丁目203番14先	
41	生田	多摩区生田1丁目19番2先	
41	第265号線	多摩区生田1丁目20番9先	
42	生田	多摩区生田 3 丁目822番13先	
42	第266号線	多摩区生田3丁目822番19先	
43	菅	多摩区菅1丁目2844番1先	
43	第177号線	多摩区菅1丁目2845番6先	
44	岡上	麻生区岡上1441番43先	
44	第174号線	麻生区岡上1454番2先	
45	岡上	麻生区岡上1441番105先	
40	第175号線	麻生区岡上1441番102先	
4.0	岡上	麻生区岡上298番2先	
46	第176号線	麻生区岡上286番4先	
47	栗木	麻生区栗木3丁目5番20先	
41	第144号線	麻生区栗木3丁目5番15先	
48	はるひ野	麻生区はるひ野5丁目29番49先	
第119号線		麻生区はるひ野5丁目29番47先	
49	はるひ野	麻生区はるひ野5丁目29番49先	
49	第120号線	麻生区はるひ野5丁目29番80先	
50	栗木台	麻生区栗木台2丁目8番31先	
90	第94号線	麻生区栗木台2丁目8番34	

## 川崎市告示第713号

市道路線廃止に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第1項の規定 に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

整理番号	路線名	起点終点	重要な 経過地
51	子母口 第48号線	高津区 子母口 187番 11先 高津区 子母口 180番 1先	
52	久末 第69号線	高津区 久末 1569番 2 先 高津区 久末 1512番 先	
53	久末 第70号線	高津区 久末 1569番 2先 高津区 久末 1572番 1先	
54	野川 第12号線	宮前区 野川 470番 先宮前区 野川 471番 1先	
55	王禅寺 第26号線	麻生区 王禅寺 4030番 先 麻生区 王禅寺 1009番 先	
56	岡上 第52号線	麻生区 岡上 299番 4 先 麻生区 岡上 314番 1 先	
57	岡上 第151号線	麻生区 岡上 298番 2 先 麻生区 岡上 315番 7 先	
58	岡上 第58号線	麻生区 岡上 383番 6 先 麻生区 岡上 381番 先	

## 川崎市告示第714号

道路の区域の変更に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定 に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月21日から平成28年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	野川 第491号 線	川崎市宮前 番1先 川崎市宮前  番先		3. 07	1. 26	

野川 新 第491 <sup>5</sup> 線	川崎市宮前区野川472 番1先 川崎市宮前区野川470 番先	4. 00	1. 26	
--------------------------------	---	-------	-------	--

#### 川崎市告示第715号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年12月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月21日から平成28年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川	川崎市宮前区野川472番1先	
第491号線	川崎市宮前区野川470番先	

### 川崎市告示第716号

道路の区域の変更に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定 に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月21日から平成29年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 道路の種類 県道

旧・新 別	路	線	名	区	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	鶴溝	)	見口	川崎市高津区 187番11先 川崎市高津区 180番1先		16. 00	2. 88	
新	鶴溝	)	見口	川崎市高津区 187番11先 川崎市高津区 180番1先		17. 60 ~ 17. 64	2. 88	

## 川崎市告示第717号

道路の区域の変更に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定 に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成28年12月21日から平成29年1月12日まで一般の 縦覧に供します。 平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 道路の種類 市道

旧·新 別	路線名	区	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	久 本 第 20号線		80番6先	2. 43 ~ 3. 21	23. 45	
新	久 本 第 20号線		30番4先	5. 26 ~ 6. 74	23. 45	

#### 川崎市告示第718号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定 に基づき、次の道路の供用を平成28年12月21日から開始 します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい て、平成28年12月21日から平成29年1月12日まで一般の 縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
久 本	川崎市高津区末長1丁目330番4先	
第20号線	川崎市高津区末長1丁目330番4先	

## 川崎市告示第719号

道路の区域の変更に関する告示の訂正について 平成28年12月15日川崎市告示第698号の表を次のとお り訂正します。

平成28年12月22日

川崎市長 福 田 紀彦

#### 誤

## 道路の種別 市道

旧・新別	路線名	区	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	坂 戸 第 63号線	川崎市高津区 坂戸1丁目16 川崎市高津区 坂戸1丁目16		5. 50	9. 51	
新	坂 戸 第 63号線	川崎市高津区 坂戸1丁目16 川崎市高津区 坂戸1丁目16		7. 55 ~ 7. 57	9. 51	

正

#### 道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	坂 戸 第 63号線	川崎市高津区 坂戸1丁目16 川崎市高津区 坂戸1丁目16		6.00	9. 51	
新	坂 戸 第 63号線	川崎市高津区 坂戸1丁目16 川崎市高津区 坂戸1丁目16		7. 55 ~ 7. 57	9. 51	

## 川崎市告示第720号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、 第46条第1項、第48条第1項の規定及び同法第53条第1 項の規定により、指定居宅介護サービス事業者、指定居 宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設事業者及び指 定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78 条、同法第85条、同法第93条の規定及び同法第115条の 10の規定に基づき告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 平成28年12月1日指定

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
カスタム電子株式会社	1475102115	介護サービス双葉 居宅介護	川崎市幸区小向町17-22	居宅介護支援
		支援		
医療法人社団幸洋会	1475102123	あいホームケアクリニック居	川崎市幸区都町37番地10	居宅介護支援
		宅介護支援事業所	さいわい都町ビル3階	
株式会社グッドワン	1475302764	にじの里 NEXT STA	川崎市高津区溝口3-19	通所介護
		GE	-18グランソレイユ1F	介護予防通所介護
株式会社グッドワン	1475302772	にじの里介護センター	川崎市高津区溝口2-14	訪問介護
			-4 MS第二ビル2F	介護予防訪問介護

	r			
株式会社グッドワン	1475302780	にじの里 居宅介護支援セン	川崎市高津区溝口3-19	居宅介護支援
		ター	-18 グランソレイユ	
			102	
株式会社グッドワン	1475302798	にじの里 溝口	川崎市高津区溝口2-14	通所介護
			-4 MS第2ビル1F	介護予防通所介護
合同会社アメージング	1475601942	ケアセンター スノー・ドロ	川崎市麻生区王禅寺東5	訪問介護介護予防
		ップ	-46-1	訪問介護
株式会社結う縁	1475601959	結う縁~ケアマネの事務所~	川崎市麻生区下麻生1-	居宅介護支援
			6 -23 - 303	
生活協同組合パルシス	1475601967	生活協同組合パルシステム神	川崎市麻生区王禅寺西 5	訪問介護
テム神奈川ゆめコープ		奈川ゆめコープぬくもり麻生	丁目2番地14	居宅介護支援

# 川崎市告示第721号

指定地域密着型サービス事業者等の指定について 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1 項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指 定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予 防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び 同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 平成28年12月1日指定

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ケア	1495000521	グループホームみよの	川崎市川崎区殿町	認知症対応型共同生活介護
			2丁目14-11	介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社ツクイ	1495200352	ツクイ武蔵中原	川崎市中原区	認知症対応型共同生活介護
			下小田中5丁目	介護予防認知症対応型共同生活介護
			12番22号	小規模多機能型居宅介護
				介護予防小規模多機能型居宅介護

# 川崎市告示第722号

居宅介護サービス事業者等の廃止について 介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、 同法第82条第2項及び同法第115条の5第2項の規定に より、指定居宅介護サービス、指定居宅介護支援及び指 定介護予防サービス業者を廃止したので、同法第78条、 同法第85条及び同法第115条の10の規定に基づき告示し ます。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 平成28年10月31日廃止

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
有限会社壽鶴	1475100986	かやの実	川崎市幸区南加瀬3-4-	訪問介護
			5 シャルムフカセ207	介護予防訪問介護
株式会社 東星	1475101216	ななケア	川崎市幸区塚越2-212	居宅介護支援
			クレセントハイム102号	
シルバーケア&サポート	1475101455	そんぽの家 川崎幸町	川崎市幸区東古市場95-1	特定施設入居者生活
システム株式会社				介護
				介護予防特定施設入
				居者生活介護

		1			
シルバーケア&サポート	1475101513	そんぽの家	御幸公園	川崎市幸区東古市場95-1	特定施設入居者生活
システム株式会社					介護
					介護予防特定施設入
					居者生活介護
シルバーケア&サポート	1475401632	そんぽの家	中野島ガ	川崎市多摩区中野島1-1	特定施設入居者生活
システム株式会社		ーデン		-11	介護
シルバーケア&サポート	1475600803	そんぽの家	新百合ヶ	川崎市麻生区金程4-28-	特定施設入居者生活
システム株式会社		丘		16	介護
					介護予防特定施設入
					居者生活介護
社会福祉法人美生会	1475401699	ヴィラージニ	1川崎(介	川崎市多摩区宿河原1-18	短期入所生活介護
		護予防) 短期	引入所生活	-1	介護予防短期入所生
		介護			活介護

## 川崎市告示第723号

地域密着型サービス事業者等の廃止及び辞 退について

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2 項及び同法第115条の15第2項の規定により、指定地域 密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス業者を廃止または辞退したので、同法第78条の11及び同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

平成28年8月1日、及び10月1日から10月31日廃止

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
一般財団法人 リ・ケア	1495300111	デイサービス リ・ケ	川崎市高津区野川3850 木	認知症対応型通所介
福祉財団		ア山崎	の実の物語2A	護
				介護予防認知症対応
				型通所介護
社会福祉法人美生会	1495400242	地域密着型特別養護老	川崎市高津区野川3850 木	地域密着型介護老人
		人ホームヴィラージュ	の実の物語2A	福祉施設入所者生活
		川崎		介護
東急ウェルネス株式会社	1475302632	オハナ梶が谷	川崎市高津区末長1丁目9	地域密着型通所介護
			番1号	

# 川崎市告示第724号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1 項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ソレイユ合同会社	シュシュ	川崎市幸区南加瀬	障害児相談支援	平成28年12月1日	1475300248
	けあぷらん	二丁目4番9-2号			

## 川崎市告示第725号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり 告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

	申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
,	株式会社ウイズネ	ウイズネット	川崎市川崎区中島3-	居宅介護	平成28年7月31日	1415000064
	ット	ホームヘルプ	19 - 7	重度訪問介護		
		サービス川崎		同行援護		
-	特定非営利活動法	みなみかぜ高	川崎市高津区梶ケ谷1	居宅介護	平成28年7月31日	1415300548
	人みなみかぜ	津	丁目2番地1	重度訪問介護		
			カベール梶ヶ谷701	同行援護		

## 川崎市告示第726号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり 告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法	特定非営利活動	川崎市高津区久本2丁目	居宅介護	平成28年11月30日	1415300266
人地域介護フォー	法人地域介護フ	7番14号103	重度訪問介護		
ラム青空の会	ォーラム青空の		同行援護		
	会				

# 川崎市告示第727号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定 により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり 告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社	ワークサポート	川崎市川崎区渡田新町2	就労移行支援	平成28年10月1日	1415000957
ワトワワークサポ	ポーキュパイン	-3-14			
- <b> </b> -	川崎	CUBEビル1F			
株式会社	ワークサポート	川崎市川崎区小田4-35	就労継続支援	平成28年10月1日	1415000957
ワトワワークサポ	ポーキュパイン	-11	B型		
<b>-</b> ⊦	川崎	SNOW FRIEND			
		1 F			

## 川崎市告示第728号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第 1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行 いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のと おり告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ソレイユ合同会社	シュシュ	川崎市幸区南加瀬二丁目	計画相談支援	平成28年12月1日	1435100621
	けあぷらん	4番9-2号			

## 川崎市告示第729号

指定障害児通所支援事業者の指定について 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定 を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に 基づき別表のとおり告示します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ファイブ	スマートキッズ	川崎市川崎区藤崎3-9	児童発達支援	平成28年12月1日	1455000321
アカデミー	プラス川崎	- 7			
一般社団法人グラ	アフタースクー	川崎市中原区上小田中2	放課後等	平成28年12月1日	1455200335
ンディール	ル アクティビ	-24-30	デイサービス		
	ティ 大樹				
ロッピ合同会社	セカンドホーム	川崎市高津区久本3-16	児童発達支援	平成28年12月1日	1455300226
	溝の口	-21			

# 川崎市告示第730号

指定障害福祉サービス事業者の指定について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた めの法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定 により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し ます。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人川崎	地域サービスセ	川崎市川崎区大島1-4	行動援護	平成28年12月1日	1415000726
聖風福祉会	ンター ことぶ	-8 イーストブルー			
	き	101			
株式会社ゆりが丘	株式会社ゆりが	川崎市多摩区登戸3375番	居宅介護	平成28年12月1日	1415400801
ケアスタッフ	丘ケアスタッフ	地1 第2TSSビル7	重度訪問介護		
		階701号室			

## 川崎市告示第731号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26 号) 第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利 用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表し ます。

平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 届出の状況
- (1) 目的外利用

ア市長

(2) 外部提供

1件

ア市長

12件

イ 上下水事業管理者 1件

ウ消防長

4件

2 届出書

別紙のとおり(省略)

川崎市告示第732号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づいて、多摩川緑地バーベキュー広場の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第18条の2第3項の規定により告示します。

平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる	多摩川緑地バーベキュー広場			
施設の名称及び	川崎市高津区瀬田地内			
所在地				
指定管理者	(所在地)			
	川崎市川崎区藤崎3丁目7番6号			
	(名称)			
	多摩川緑地バーベキュー広場共同			
	事業体			
	(代表者名)			
	太平洋總業サービス株式会社			
	代表取締役 飯島 一光			
指定期間	平成29年4月1日から			
	平成34年3月31日まで			

#### 川崎市告示第733号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場 所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所 別紙表記載の保管場所

時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日 及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車2,500円原動機付自転車5,000円自動二輪車10,000円

(4) 持参するもの 自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

## 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経 過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないもの については、条例第14条に基づき売却その他の処理をし ます。

(別紙省略)

#### 川崎市告示第734号

情報通信の技術を利用する方法により行う 行政手続等の一部改正について

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成18年川崎市規則第85号)第3条の規定及びこの規定の準用により、情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等(平成19年川崎市告示第314号)の一部を次のように改正し、平成29年1月1日から施行する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

表中

Γ

川崎市市税条例	第2条	給与支払報告書等に
施行規則(昭和		係る異動届出
25年川崎市規則		市町村民税・道府県民
第28号		税納入申告
		法人設立等届出
		給与支払報告
		公的年金等支払報告

.

を

Γ

川崎市市税条例 施行規則(昭和 25年川崎市規則 第28号)

川崎市市税条例 第2条 給与支払報告書等に係

る異動届出

1	ı	
		市町村民税・道府県民
		税納入申告
		法人設立等届出
		給与支払報告
		公的年金等支払報告
		給与所得等に係る市民
		税・県民税特別徴収税
		額の決定・変更通知(特
		別徴収義務者用)

に改める。

川崎市告示第735号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第 2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模 等 (昭和40年川崎市告示第35号) の一部を次のように改 正し、平成29年1月1日から適用する。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 別表13荷さばき地

Γ

	1級荷さ	一般利用	川崎区東扇島	平方メー
	ばき地		92番地	トル
川崎コ				74, 295
ンテナ		専用利用	"	33, 963
	2級荷さ	専用利用	"	21, 180
	ばき地			
2級荷	2級荷さばき地		川崎区千鳥町	24, 753
			川崎区東扇島	166, 033
			(92番地を除	
			⟨。⟩	
		専用利用	川崎区千鳥町	233, 115
			川崎区東扇島	92, 565
•		•		

J	川崎区夜光1	1, 416
-	丁目1番地の	
	5ほか	
J	川崎区夜光3	1, 483
-	丁目2番地の	
	5 地先	

を

	ı		1	
川崎コ	1級荷さ	一般利用	川崎区東扇島	平方メー
ンテナ	ばき地		92番地	トル
				70, 707
		専用利用	"	36, 039
	2級荷さ	専用利用	II .	21, 180
	ばき地			
2級荷	さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	24, 753
			川崎区東扇島	166, 033
			(92番地を除	
			< 。)	
		専用利用	川崎区千鳥町	233, 115
			川崎区東扇島	92, 565
			川崎区夜光1	1, 416
			丁目1番地の	
			5ほか	
			川崎区夜光3	1, 483
			丁目2番地の	
			5 地先	

に改める。

## 川崎市告示第736号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定に基づいて、市営自転車等駐車場の指定管理者 を次のとおり指定しましたので、川崎市自転車等の放置 防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号)第16条 第3項の規定により告示します。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる施設の	市営自転車等駐車場 南部ブロック
名称及び所在地	川崎市川崎区、幸区内
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区南町20番地3
	(名 称) 川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体
	(代表者) 川崎市ビルメンテナンス業協同組合
	代表理事 竹中 伸幸
指定期間	平成29年4月1日から
	平成34年3月31日まで

市営自転車等駐車場 中部ブロック
川崎市中原区、高津区内
(所在地) 川崎市川崎区砂子1丁目10番2号
(名 称)川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
(代表者)一般社団法人川崎市交通安全協会
会長 關 進
平成29年4月1日から
平成34年3月31日まで

管理を行わせる施設の	市営自転車等駐車場 北部ブロック
名称及び所在地	川崎市宮前区、多摩区、麻生区内
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区砂子1丁目10番2号
	(名 称)川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
	(代表者)一般社団法人川崎市交通安全協会
	会長 關 進
指定期間	平成29年4月1日から
	平成34年3月31日まで

# 川崎市告示第737号

道路の区域の変更に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定 に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成 28年12月28日から平成29年1月19日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 道路の種類 市道

旧・新別	路	線	名	<u>X</u>	間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	久 第 号	1 :	末 2 6 線	川崎市高津区 1279番1先 川崎市高津区 1276番1先		6. 50	36. 52	

新	久 末 第126 号 線	川崎市高津区久末 1279番1先 川崎市高津区久末 1276番1先	7. 28 ~ 19. 69	36. 52	
---	--------------------	--	----------------------	--------	--

# 公 告

## 川崎市公告第648号

一般競争入札について次のとおり公告します。 平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

# (案件1)

**	件 名 千鳥町鉄道敷護岸ほか実施設計委託
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市川崎区千鳥町地先ほか
17 9 分争な	履行期間 平成29年3月21日限り
参加資格	<ul><li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li><li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li><li>(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「港湾及び空港部門」で登録されている者</li></ul>
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2097

入札日時等	平成29年1月24日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

## 川崎市公告第649号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第38条第 4項の規定に基づきマンション建替組合の解散を認可し たので、同条第6項に基づき次のとおり公告します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 組合の名称 大島四丁目4番街区マンション建替組合
- 2 解散の理由 事業の完成による
- 3 解散決議の年月日

平成28年12月1日

- 4 施行マンションの敷地の区域 神奈川県川崎市川崎区大島四丁目4番2
- 5 施行再建マンションの敷地の区域 神奈川県川崎市川崎区大島四丁目4番2

## 川崎市公告第650号

一般競争入札について次のとおり公告します。 平成28年12月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

# (案件1)

立立 久 ユ +リ )ァ	件 名 稲田多摩川暫定広場改良工事					
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市多摩区登戸3841-1番地					
	履行期間 契約の日から平成29年3月31日まで					
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。					
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。					
	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。					
	(4) 川崎市内に本社を有すること。					
	(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。					
参加資格	(6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。					
	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企					
	業者であること。					
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。					
	(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。					
	(10) 主任技術者 (業種「造園」) を配置できること。					
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)					
示す場所等	電話番号 044-200-2099					
入札日時等	平成29年1月13日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)					
入札保証金	免					
契約書作成	要					
入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。						
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp					

#### 川崎市公告第651号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条 第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が なされたので、同法第6条第3項の規定において準用す る同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月20日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮前光ビル 川崎市宮前区土橋一丁目21番地9

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社光製作所

東京都荒川区東尾久四丁目7番1号 代表取締役 安岡 定二

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前)

名 称 鮫島ビル

住 所 川崎市宮前区土橋一丁目21番地9 (変更後)

名 称 宮前光ビル

住 所 川崎市宮前区土橋一丁目21番地9

(2) 大規模小売店舗において小売業を行うものの氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

## (変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社いなげや	代表取締役	東京都立川市栄町六丁目1番地の1
	遠藤正敏	
株式会社クックサン	代表取締役	東京都立川市栄町六丁目1番地の2
	大林義一	
株式会社エグチ	代表取締役	神奈川県川崎市宮前区宮前平3-10-16
	江口満彦	
新田生花店	新田健吉	神奈川県川崎市宮前区宮前平5-5-1

#### (変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社いなげや	代表取締役	東京都立川市栄町六丁目1番地の1
	成瀬直人	

- 4 変更の年月日
- 平成25年6月26日 5 変更する理由
  - 代表者及び小売業者の変更のため
- 6 届出の年月日 平成28年12月14日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成28年12月20日から平成29年4月20日の午前8時30分から午後5時。

ただし、土曜日、日曜日、休日、12月29日、12月30日及び1月3日を除く。

- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配 慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを 述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先

平成29年4月20日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

#### 川崎市公告第652号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審 査課に備えて縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

築造主 住所・氏名							
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区大	:島一丁目 5 -	-11、5 - 4 の一部 別図省略				
幅員	4.50メートル	延長	18. 15メートル				
	以下余白	延长	以下余白				
川崎市指令3 第223号	· 建管指導	指定 年月日	平成28年12月21日				

## 川崎市公告第653号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審 査課に備えて縦覧に供します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区梶ヶ谷四丁目8番3号 イヨ高圧株式会社 代表取締役 星 輝成							
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅馬場一丁目3590番1の一部 別図省町							
幅員	4.50メートル	延長	14.55メートル					
	以下余白	進下	以下余白					
川崎市指令3 第224号	:建管指導	指定 年月日	平成28年12月21日					

## 川崎市公告第654号

(仮称) 高津区内物流センター建設計画に

係る複合開発事業 環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第72条の規定に基づく複合開発事業について、同条例第25条第1項の規定に準じて、標記複合開発事業に係る複合開発事業環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成28年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

(仮称)高津区内物流センター 建設計画に係る 複合開発事業環境影響評価審査書 平成28年12月 川崎市

目次

はじめに1

- 1 事業の概要
- 2 審査結果及び内容
- (1)全般的事項
- (2)個別事項
  - ア 大気質
  - イ 緑 (緑の質、緑の量)
  - ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)
  - 工 廃棄物等 (産業廃棄物、建設発生土)
  - 才 景観
  - カ 日照阻害
  - キ テレビ受信障害
  - ク 人と自然とのふれあい活動の場
  - ケ 地域交通(交通混雑、交通安全)
- (3)環境配慮項目に関する事項
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

#### はじめに

(仮称) 高津区内物流センター建設計画(以下「複合開発事業」という。)は、三菱商事都市開発株式会社(以下「事業者」という。)が、高津区北見方3丁目14番地の約5.4haの区域において、地上4階建ての物流施設を建設するものである。

新設物流施設の事業規模は川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に定める指定開発行為には該当しない規模であるが、事業者は、条例第72条に定める複合開発事業として、平成28年8月24日に複合開発事業実施届及び複合開発事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて準備書の公告、縦覧を行った ところ、市民等からの意見書の提出があったことから、 事業者が作成した複合開発事業環境影響評価見解書(以 下「見解書」という。)の提出を受け、これを公告、縦 覧した。

本複合開発事業環境影響評価審査書(以下「審査書」 という。)は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容 を総合的に審査し、作成したものである。

# 1 事業の概要

(1) 事業者

名 称:三菱商事都市開発株式会社

代表者:代表取締役 村田 弘一

住 所:東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

有楽町電気ビルヂング北館9階

(2) 事業の名称及び種類

名 称:(仮称)高津区内物流センター建設計画

種 類:条例第72条に基づく複合開発事業

# (大規模建築物の新設)

(3) 事業を実施する区域

位 置:川崎市高津区北見方3丁目14番地

区域面積:約54,301㎡ 用途地域:準工業地域

(4) 計画の概要

ア目的

物流施設の建設

## イ 土地利用計画

[. Lih <b>1</b> .1]	田豆八	計画地			
工地机	用区分	面積(m²)	構成比(%)		
建築物	既設部分	約17,601	約32.4		
<b>建</b> 架初	計画部分	約17,332	約31.9		
緑化地	既設部分	約2,321	約4.3		
₩416.4B	計画部分	約3,861	約7.1		
1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 100	既設部分	約2,150	約4.0		
駐車場	計画部分	約1,350	約2.5		
車路・通路・空地等	既設部分	約4,506	約8.3		
<b>中</b> 路• 理路• 至地寺	計画部分	約5, 180	約9.5		
	既設部分	約26,578	約48.9		
合計	計画部分	約27,723	約51.1		
		約54,301	約100		

注) 四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

# ウ 建築計画等

区分	建築面積(m²)	延べ面積(m²)	構造	階数	建物高さ (m)			
既設建物	約17,601	約49,973	鉄骨造	4階	約19.95			
計画建物	約17,332	約49,641	鉄骨造	4階	約19.95			
合計	約34,933	約99,614	_	_	_			
敷地面積	約54, 301 ㎡							
建ぺい率			約64.3%					
容積率			約183.4%					
駐車場等台数	駐車場約170台、バイク置場約13台、駐車場約100台							
主要施設	物流施設							
緑被率	約15.4%							

注) 計画地は川崎市建築基準条例に基づく角地に該当し、建ペい率の制限が10%緩和される。

## 工 施設計画

項目	内 容					
	既設建物	計画建物				
倉 庫	物流倉庫、トラックバース等	物流倉庫、トラックバース等				
事務所	事務室、休憩室、便所、更衣室等	事務室、休憩室、便所、更衣室等				
駐車場	自動車駐車場	自動車駐車場				
	(1階駐車場台数112台)	(1 階駐車場台数58台)				
その他	受水槽等	特高電気室、受水槽等				

#### 2 審査結果及び内容

## (1) 全般的事項

本事業は、物流施設の建設であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時の騒音、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

#### (2) 個別事項

## ア 大気質

建設機械の稼働に伴う計画地周辺地域におけ る大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒 素(日平均値の年間98%値)が0.042ppm、浮 遊粒子状物質(日平均値の年間2%除外値)が 0.044mg/㎡で、いずれも環境基準(二酸化室 素: 0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、 浮遊粒子状物質:0.10mg/m以下)を満足する と予測している。また、建設機械のピーク稼働時 における短期将来濃度(1時間値)の最大値は、 二酸化窒素が0.134ppmで、中央公害対策審議会答 申による短期曝露の指針値(0.1ppm~0.2ppm) を、浮遊粒子状物質が0.0657mg/㎡で、環境基 準 (0.20mg/m以下) をそれぞれ満足すると予 測している。さらに、建設機械の集中的な稼働を 抑制し、待機中のアイドリングストップ等を徹底 するなどの環境保全のための措置を講ずることか ら、計画地周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼ すことはないとしている。

工事用車両の走行に伴う沿道における長期将来 濃度の最大値は、二酸化窒素が0.046ppm、浮遊粒 子状物質が0.044mg/㎡で、いずれも環境基準を 満足すると予測している。さらに、一時期に工事 用車両の運行が集中しないように努め、アイドリ ングストップ、加減速の少ない運転を行う等のエ コドライブを徹底するなどの環境保全のための措 置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響 を及ぼすことはないとしている。

供用時の駐車場等の利用に伴う計画地周辺地域における長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.038ppm、浮遊粒子状物質が0.041mg/㎡で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、関連車両に対してアイドリングストップ等のエコドライブの周知徹底を行う、計画地内の制限速度遵守等の標識を設置して運転者の注意喚起を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う沿道における長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.046ppm、浮遊粒子状物質が0.045mg/㎡で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、エコ運搬の要請や物流の合理化等について取りまとめた「川崎市交通環境配慮行動メニュー」をテナントに対し提示し、周辺の道路に対する環境配慮の実施について啓発するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等 に近接していることから、準備書に記載した環境 保全のための措置を徹底すること。

## イ 緑 (緑の質、緑の量)

## (ア) 緑の質

計画地における主な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測している。植栽基盤の適否については、現況の緑化地の土壌の上層はほとんどが砂壌土であり、物理的な改良は必要ないが、腐植質、窒素分に乏しく植栽に使用する場合は窒素分の施肥を施す必要があるため、これらを補えば緑化地として利用可能であると予測している。また、新設緑化地の植栽基盤の整備に必要な土壌量は約567㎡と予測している。さらに、必要な土壌量を上回る良質な客土を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の

適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽 に当たっては、その時期、養生等について十分配 慮するとともに、市関係部署と協議すること。

#### (イ) 緑の量

本事業における供用時の緑被率は約15.4%で、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準(15%)を上回り、植栽本数は、低木及び中木を高木に換算することによって、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、多摩川の自然環境との連続性等に配慮し、量感のある緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の現状を活かし、かつ、回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、植栽樹木等 の適正な管理・育成に努めること。

#### ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

## (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北西側敷地境界付近で75.0デシベルであり、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中的な稼働を抑制し、待機中のアイドリングストップ等を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う沿道における等価騒音レベルは、No. 2地点は55. 7デシベル、No. 4地点は63. 1デシベルで環境保全目標(65デシベル以下)を満足すると予測している。一方、No. 1地点は74. 8デシベル、No. 3地点は67. 0デシベルであり環境保全目標を上回るが、どちらも現況において既に環境保全目標を上回っており、工事用車両による増加レベルは0. 1~0. 2デシベルと予測している。これに対して、一時期に工事用車両の運行が集中しないように努め、アイドリングストップ、加減速の少ない運転を行う等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時の冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルは、東側の敷地境界で最大49.0デシベルであり、環境保全目標(50~65デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、設備機器については、定期的な整備点検を行い、整備不良等による騒音の増加を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時の駐車場等の利用に伴う計画地敷地境界における等価騒音レベルの最大値は、昼間64.2デシベル、夜間64.0デシベルであり、環境保全目標(昼間60デシベル以下、夜間50デシベル以下)を超過するものと予測している。これに対して、待機中のアイドリングストップ等のエコドライブの周知を徹底する、計画地内の制限速度遵守等の標識の設置により場内の低速走行を徹底する、施設関連車両のバックブザーをオフにする、「川崎市交通環境配慮行動メニュー」をテナントに対し提示するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う沿道におけ る等価騒音レベルは、No. 2地点の昼間56. 4デシベ ル、夜間56.4デシベル、No.4地点の昼間63.1デシ ベルで環境保全目標(昼間65デシベル以下、夜間 60デシベル以下)を満足すると予測している。一 方、No. 1地点の昼間75. 0デシベル、夜間74. 0デシ ベル、No. 3地点の昼間67. 3デシベル、夜間64. 5デ シベル、No. 4地点の夜間60.7デシベルであり環境 保全目標を上回るが、3地点とも現況において既 に環境保全目標を上回っており、施設関連車両に よる増加レベルは0.0~1.6デシベルと予測して いる。これに対して、アイドリングストップ等の エコドライブの周知徹底を行う、施設関連車両の 整備・点検の啓発を行い、整備不良等による騒音 の増加を防止するなどの環境保全のための措置を 講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい 影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両の走行に伴う沿道における等価騒音レベル及び駐車場等の利用に伴う計画敷地境界における等価騒音レベルが環境保全目標を超過すると予測していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、周辺住民等に周知を図ること。また、工事中及び供用時の問合せ窓口を関係住民に明らかにし、適切な対応を図ること。

## (イ) 振動

建設機械の稼働に伴う計画地周辺地域における 振動レベルの最大値は、計画地西側敷地境界で 67.2デシベルであり、環境保全目標(75デシベル 以下)を満足すると予測し、さらに、建設機械の 集中的な稼働を抑制するなどの環境保全のための 措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環 境の保全に支障はないとしている。 工事用車両の走行に伴う沿道における振動レベルの最大値は47.7デシベルであり、いずれの地点においても環境保全目標(55デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、一時期に工事用車両の運行が集中しないように努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時の施設関連車両の走行に伴う沿道における振動レベルの最大値は48.4デシベルであり、いずれの地点においても環境保全目標(55デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、施設関連車両の整備・点検の啓発を行い、整備不良等による振動の増加を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等 に近接していることから、準備書に記載した環境 保全のための措置を徹底するとともに、工事工 程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、 工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### 工 廃棄物等 (産業廃棄物、建設発生土)

#### (ア) 産業廃棄物

工事(閉鎖中建物等の撤去工事及び建設工事) の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量は約 5,505 t (がれき類約4,516 t、金属くず約517 t 等)、汚泥約2,338㎡と予測し、許可を受けた産業 廃棄物処理業者等に委託し、適正に運搬・処理す る計画としている。石綿含有産業廃棄物は約3 t 発生すると予測し、法令に基づき適切に撤去する とともに、飛散・流出等がないようにシート掛け 等を行い適正に運搬し、安定型又は管理型最終処 分場で適正に埋立処分するとしている。また、再 利用量の合計は約5,465 t (約99.3%、がれき類 約4,516 t、金属くず約516 t等) と予測し、さら に、プレキャスト製品(壁等の完成品)等の採用 による建設廃棄物の発生抑制、型枠の再使用等に より、可能な限り型枠の使用量を削減する、杭地 業工事の杭孔を小さくして汚泥発生量を抑制する などの環境保全のための措置を講ずることから、 計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないと している。

この評価はおおむね妥当であるが、石綿を含有 する廃棄物の取扱いについては、法令等に基づき 適切に対応すること。

#### (イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土の量は約5,916㎡で、搬出する建設発生土の量は計画地内での保管が困難であるため全量の約5,916㎡と予測してい

るが、可能な限り他の工事現場の埋戻し土として 使用し、場外から搬入する埋戻し土及び盛土につ いては、可能な限り他の工事現場の建設発生土を 使用するとともに建設発生土の場外運搬時には、 荷台にシートを被覆するなどの環境保全のための 措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環 境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建 設発生土については、再利用等を含めた処理方法 について、その実施内容を市に報告すること。

## 才 景観

本事業では計画建物は現状の景観構成要素を著しく変化させないよう、建物高さ及び外壁の色調等を既設建物と同様のものとし、南側及び東側の住宅等から隔離距離をとり、敷地境界の接道部には高木、中木、低木を適切に組み合わせた緑化地を設けることにより、開けた景観が形成され、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度につ いては、近景域においては、計画建物により、一 部の眺望の状況が変化するが、計画建物は現状の 景観構成要素を著しく変化させないよう、建物高 さ及び外壁の色調等を既設建物と同様のものと し、南側及び東側の住宅等から隔離距離をとり、 敷地境界の接道部には高木、中木、低木を適切に 組み合わせた緑化地を設けることにより、開けた 景観が形成されるものと予測している。中景域に おいては、計画建物上部により、一部の眺望の状 況が変化するが、現状の景観構成要素は住宅等の 構造物が中心となっており、計画建物の存在によ る眺望の変化の程度は小さいと予測している。ま た、遠景においては、計画建物が可視できる範囲 は既設建物の奥のごく一部であることから、眺望 の変化の程度は小さいと予測している。

さらに、多摩川や周辺の住宅等との接道部に緑 化を施し、良好な景観形成を図るなどの環境保全 のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺環境と調和が保たれる としているが、多摩川景観形成ガイドラインを踏 まえ、建物の形状、外壁の色彩等については、市 関係部署と協議すること。

## カ 日照阻害

本事業の実施に伴う冬至日の平均地盤面±0m において日影の影響を受ける住宅等の建物棟数 は、住宅26棟、特に配慮すべき施設0棟、事業所 等17棟の合計43棟であり、日影時間別影響棟数 は、日影時間1時間未満が39棟(住宅25棟、事業 所等14棟)、2時間以上3時間未満が1棟(事業 所等1棟)、3時間以上4時間未満が2棟(住宅 1棟、事業所等1棟)、4時間以上5時間未満が 1棟(事業所等1棟)と予測し、計画建物による 日照阻害の影響に特に配慮すべき施設に日影はか からないことから、影響はないものと予測してい る。また、日影が近隣住宅の住環境に及ぼす影響 の低減を図るために、北西側の敷地境界との間に 間隔を設けるなどの環境保全のための措置を講ず ることから、計画地周辺地域の住環境に著しい影響を与えないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面において日 影の影響が比較的大きくなる建物については、そ の影響の程度について住民等に説明すること。

#### キ テレビ受信障害

本計画の実施に伴い、地上デジタル放送の遮蔽障害について、東京スカイツリーの広域局は、遮蔽障害予測範囲が計画地内に収まると予測している。東京スカイツリーの県域局は、南西方向の遮蔽障害予測範囲内の建物34棟のうちケーブルテレビ等に未加入の24棟に遮蔽障害が生じる可能性があると予測している。東京タワーは、南西方向の遮蔽障害予測範囲内の建物22棟のうちケーブルテレビ等に未加入の16棟に遮蔽障害が生じる可能性があると予測している。横浜局は、北北西方向の遮蔽障害予測範囲内の建物4棟のうちケーブルテレビ等に未加入の2棟に遮蔽障害が生じる可能性があると予測している。

地上デジタル放送の反射障害については、伝送 方式が持つ特性等から、地域的な反射障害として はほとんど生じないものと予測している。

衛星放送については、BS放送及びCS放送の 遮蔽障害予測範囲は全て計画地内に収まると予測 している。

これに対して、地上デジタル放送の電波障害について、問合せ窓口の設置を周知し、電波障害が発生した時には、その原因を確認するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に 実施すること。

## ク 人と自然とのふれあい活動の場

北見方交差点は、多摩川沿いの散策路へ行く歩 行者等の主要な経路として利用されており、工事 用車両及び施設関連車両の走行ルートと交差し、 車両の走行が集中するが交差点までの歩道部分に ついてはマウンドアップされており、歩車分離が 図られているとしている。

さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう施工計画を管理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に 実施すること。

## ケ 地域交通(交通混雑、交通安全)

交通混雑について、工事中の交差点需要率の最大値は0.580であり、「円滑な交通処理が可能とされる交差点需要率0.9」を下回り、工事中の混雑度の最大値は0.731であり、「円滑な交通処理が可能とされる混雑度1.0」を下回ると予測している。供用時の交差点需要率の最大値は0.601であり、0.9を下回り、供用時の混雑度の最大値は0.812であり、1.0を下回ると予測している。さらに、多摩沿線道路からの車両は全て左折での出入りとするなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全について、多摩沿線道路の南東側は部 分的にガードレールが設置されており、北西側は マウンドアップされた歩道にガードレール等が整 備され、北見方交差点から二子橋交差点の間には 横断歩道橋も2箇所設置されている。また、二子 千年線は北見方交差点から北見方第三下交差点の 間にマウンドアップされた歩道に植栽が整備さ れ、部分的に中央分離帯も設置されていることか ら、工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う周 辺地域の交通安全は確保されると予測している。 さらに、多摩沿線道路からの車両は全て左折での 出入りとし、工事用車両及び施設関連車両の運転 者に対し、周辺の「指定通学路」の位置及び通学 時間帯、走行ルート上の事故多発箇所、近隣住居 から多摩川への利用経路等を周知し、通学児童、 歩行者、自転車、一般車両の安全を確保するなど の環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺地域の生活環境 の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルートの一部が指定通 学路となっている箇所があることから、事業の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、 工事中の問合せ窓口等について周知徹底し、供用時にはテナントに対して定期的な交通安全対策の 周知を行うこと。

#### (3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 平成28年8月24日 複合開発事業実施届の受理及び 準備書の受領

8月31日 準備書公告、縦覧開始

10月14日 準備書縦覧終了、意見書の締切

り

意見書の提出 5名、3通

11月25日 見解書受領

12月2日 見解書公告、縦覧開始

12月16日 見解書縦覧終了

12月22日 審査書公告、事業者宛て送付

## 川崎市公告第655号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとうり公 告します。

平成28年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発地域の名称及び面積 川崎市麻生区栗木台二丁目14番1

ほか2筆

2,070平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所と氏名 神奈川県横浜市みたけ台24番地3 村田 敏雄
- 3 予定建築物の用途 有料老人ホーム

計画戸数:1戸

4 開発許可年月及び許可番号形成26年11月6日川崎市指令 ま建管宅地(イ)第131号形成28年10月31日川崎市指令 ま建管宅地(イ)第115号

#### 川崎市公告第656号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。 平成28年12月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

# 1 各筆明細

利用権を	利用権を設定する土地 利用権を設定する 者					設定する利用権					利用権の設定を 受ける者		利用権設定 等促進事業
所在	現況地目	面積 (㎡)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用 権の 内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払 方法	氏名又は名称	住所	の実施によ り成成を 利用権の 定等者間の 法律関係
川崎市 麻生区 早野 字広地192	畑	1, 019	三木信子	川崎市 麻生区 早野412	賃借権	普通畑	平 成 29年 1月 1日	平 成 31年 12月 31日	15, 000	毎年1月末 までに貸手 の口座に振 込みする。	吉垣忠	川崎市 麻生区 王禅寺285	賃貸借

#### 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定 される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、 次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が 災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期 限までに借賃の支払をすることができない場合に は、相当と認められる期日までにその支払を猶予す る。

#### (2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続 期間の中途において解約しようとする場合は、相手 方の同意を得るものとする。

#### (4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

#### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うこと ができる。ただし、その改良が軽微である場合に は甲の同意を要しない。

#### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税 を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年 法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負 担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、 甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、そ の満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を 原状に回復して返還する。ただし、災害その他の 不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又 は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更 については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行 使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目 のいかんを問わず返還の代償を請求してはならな い。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに 従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければな らない。

## (10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農 用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、 乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

#### 2-2 特記事項

#### (1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事(平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知(12構改B第404号)、農地法関係事務に係る処理基準第二の1の(5)の②に規定する年間150日以上)と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な事項(平成22年6月、川崎市)第4-1- (13)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

## (2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

## 川崎市公告第657号

入札公告

池上自動車排出ガス測定局ほか8測定局で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成28年12月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名

池上自動車排出ガス測定局ほか8測定局で使用する電力 の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

	T .	T	
番号	測定局名称	所在地	調達見込数量 (kWh)
1	池上自動車排出 ガス測定局	川崎区池上町3	6, 410
2	日進町自動車排 出ガス測定局	川崎区日進町23-1	7, 330
3	遠藤町自動車排 出ガス測定局	幸区遠藤町1	4, 030
4	中原平和公園自 動車排出ガス測 定局	中原区木月住吉町33	4, 240
5	二子自動車排出 ガス測定局	高津区溝口5-15- 7	4, 730
6	宮前平駅前自動 車排出ガス測定 局	宮前区土橋2-1- 1	4, 280
7	本村橋自動車排 出ガス測定局	多摩区宿河原 2 - 59 - 2	6, 150
8	麻生一般環境大 気測定局	麻生区百合丘2-10	8, 220
9	柿生自動車排出 ガス測定局	麻生区片平2-30- 7	5, 440

#### 調達見込数量 50,830キロワット時

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて 満たさなければなりません。

- (1)1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣に登録していること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等 有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電 気供給」に申請されていること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による 指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱 (平成20年10月 1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はB ランクに格付けされているものであること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

 $\mp 210 - 0821$ 

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階 川崎市環境局環境総合研究所 地域環境・公害監視課 富樫(技術関係) 事業推進課 仙石(契約事務関係) 電 話 044-276-9001 FAX 044-288-3156

EE-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成28年12月26日(月)から平成29年1月5日(木)まで(12/28、12/29、12/30、1/3、土、日曜日、祝日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法 持参に限ります。

4 入札説明書の交付

3により競争入札参加申込書を提出した者に、無償で仕様書及び質問書等を含む入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年1月13日(金)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日 平成29年1月13日(金)

(2) 場所 上記 3(1)に同じ。

- 6 仕様・入札に関する問合せ
  - (1) 問合せ先 上記 3(1)に同じ。
- (2) 問合せ期間平成29年1月13日(金)から平成29年1月17日

(3) 問合せ方法

(火)午後5時まで

入札説明書に添付の質問書に必要事項を記入し、 指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付し てください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年1月18日(水)

に、参加全社あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (4) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
  - (1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年1月27日(金)午前10時00分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階 川崎市環境局環境総合研究所研修室

(2) 入札保証金免除とします

- (3) 開札の日時
- 8 (1)ア(ア)に同じ
- (4) 開札の場所
- 8 (1)ア(イ)に同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、 これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規 則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否 必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)の「契約関係規定」で閲覧するこ

とができます。

- 10 その他
  - (1) 関連情報を入手するための窓口は3 (1) に同じ。
  - (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## 川崎市公告第658号

一団地の総合的設計制度の認定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の 規定による認定をしましたので、同条第8項の規定に基 づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を一般 の縦覧に供します。

平成28年12月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

対象区域	川崎市幸区北加瀬二丁目80番1		
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課		
申請者 住 所 氏 名	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役社長 出口 秀巳		
認定年月日及び	平成28年12月26日		
認定番号	川崎市指令ま建管指導第703号		

## 川崎市公告第659号

(仮称) 戸手四丁目マンション計画に係る 条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発 行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

(仮称) 戸手四丁目マンション計画に係る 条例環境影響評価審査書 平成28年12月 川崎市

目次

はじめに1

- 1 指定開発行為の概要
- 2 審査結果及び内容
- (1)全般的事項
- (2)個別事項
  - ア 大気質
  - イ 緑 (緑の質、緑の量)

- ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)
- 工 廃棄物等

(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)

- 才 景観
- カ 日照阻害
- キ テレビ受信障害
- ク コミュニティ施設
- ケ 地域交通(交通混雑、交通安全)
- (3)環境配慮項目に関する事項
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

#### はじめに

(仮称) 戸手四丁目マンション計画(以下「指定開発 行為」という。) は、新日鉄興和不動産株式会社及び大 成有楽不動産株式会社(以下「指定開発行為者」とい う。)が、川崎市幸区戸手四丁目53番1ほかの約1.1h a の区域において、既存建物を解体・撤去し、新たに地上 7階建ての集合住宅及び公園を建設するものである。 指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に 基づき、平成28年10月7日に指定開発行為実施届及び条 例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧した が、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」とい う。) は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を 総合的に審査し、作成したものである。

#### 1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称:新日鉄興和不動産株式会社

代表者:常務取締役住宅事業本部長 林 英治郎

住所:東京都港区南青山一丁目15番5号

名称:大成有楽不動産株式会社

代表者:マンション事業本部長 三宅 正弘

住所:東京都中央区京橋三丁目13番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称:(仮称) 戸手四丁目マンション計画

種類:住宅団地の新設(第3種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別 表第1の4の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置:川崎市幸区戸手四丁目53番1ほか

区域面積:約11,022m<sup>2</sup> 用途地域:第一種住居地域

(4) 計画の概要

ア目的

集合住宅及び公園の建設

## イ 土地利用計画

				an to
区分		面積	割合	備考
		(m²)	(%)	
	計画建物	約4,807	約43.61	A棟~E棟
	駐車場	約481	約4.36	A棟北側
				機械式1か所、
				平置き2か所
	駐輪場	約490	約4.45	駐輪場:
				A棟とD棟の間
	バイク置場	約37	約0.34	バイク置場:
宅				A棟北側1か所
地(	敷地内通路	約1,516	約13.75	_
(建築敷	緑化地・広場等	約2,436	約22.10	計画地外周部、
敷				中庭
地	専用庭	約534	約4.84	集合住宅1階の
				前面
	受水槽	約33	約0.30	_
	粗大ごみ置場	約10	約0.09	_
	廃棄物収集スペ	約15	約0.14	_
	ース			
	小計	約10,359	約93.98	_
	提供公園	約663	約6.02	_
合計	+	約11,022	100.00	

# ウ 建築計画等

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
区分	計画概要
主要用途	住宅
建築敷地面積	約10, 359 m <sup>2</sup>
建築面積	約5,304 m²
建ぺい率	約51.20%
延べ面積	約22,640 m²
容積対象床面積	約20,716 m²
容積率	約199.99%
建物階数	地上7階
建物最高高さ	約20.00m
建物構造	鉄筋コンクリート造
計画戸数	281戸
駐車台数	116台(機械式112台・平置き4台)
バイク置場台数	16台
駐輪台数	542台
緑被率	約29.83%
建物最高高さ 建物構造 計画戸数 駐車台数 バイク置場台数 駐輪台数	約20.00m 鉄筋コンクリート造 281戸 116台 (機械式112台・平置き4台) 16台 542台

## 2 審査結果及び内容

## (1) 全般的事項

本指定開発行為は、集合住宅の建設であり、工事 中における大気質、騒音、振動、交通安全対策や供 用時の日照阻害等、計画地周辺に対する生活環境上 の配慮が求められることから、条例準備書に記載し た環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容 を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明 等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合 せ窓口等について周知を図ること。

## (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う計画地周辺における大気質 の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値 の年間98%値)が0.042ppm、浮遊粒子状物質(日平 均値の年間2%除外値)が0.056mg/㎡で、いずれ も環境基準 (二酸化窒素: 0.0 4 ppm ~ 0.0 6 ppmの ゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg / ㎡以下)を満足すると予測している。また、建 設機械のピーク稼働時における短期将来濃度(1 時間値)の最大値は、二酸化窒素が0.1754ppmで、 中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値 (0.1ppm~0.2ppm) を満足し、浮遊粒子状物質は 0.0657mg/㎡で、環境基準(0.20mg/㎡以下)を 満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型 建設機械を採用するなどの環境保全のための措置を 講ずることから、計画地周辺地域の大気質に著しい 影響を及ぼすことはないとしている。

工事用車両の走行に伴う沿道における長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.046ppm、浮遊粒子状物質が0.056mg/㎡で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが教育施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。 イ緑(緑の質、緑の量)

# (ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、樹木活力度調査、既存文献調査等により、周辺地域で正常な生育を示し、計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約242m3と予測している。また、計画地の土壌は、基本断面調査、簡易試孔調査の結果により、透水・通気性不良などの植物生育上の阻害要因が存在していることから、植栽基盤として利用することは適当でないと予測している。これに対して、植栽基盤の整備においては、良質な客土により必要量を確保し、下層基盤についても、土壌改良、耕起、礫等異物の除去などにより、良好な植栽基盤を整備するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に 当たっては、その時期、養生等について十分配慮す るとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確 保について、市関係部署と協議すること。

## (イ) 緑の量

本計画における緑被率は約29.83%で、地域別環境保全水準(29.80%)を満足し、植栽本数については、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、「川崎市緑の基本計画」及び「川崎市緑化指針」を踏まえるとともに、潤いのある景観形成やヒートアイランドの緩和など周辺環境への配慮の観点から、計画地の外周部、住宅棟・駐輪場等の周囲、中庭などについて、可能な限り緑化地を確保するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

## ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

## (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、北側敷地境界付近で74.7デシベルとなり、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、鋼板製の仮囲いの設置、可能な限り最新の低騒音型の建設機械や騒音の少ない工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う沿道における等価騒音レベルは、60.3~74.3デシベルで、予測した5地点のうち1地点で環境保全目標(70デシベル以下)を上回っているが、工事中基礎交通量による騒音レベルが既に環境保全目標を上回っており、工事用車両の走行による増加分は0.2デシベルと予測している。これに対して、工事用車両が特定の日や時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが教育施設、住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境保全目標を超過する地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## (イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、北 西敷地境界において56.4デシベルで、環境保全目標 (75デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、 可能な限り振動の少ない工法を採用するなどの環境 保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地 域の生活環境の保全に支障はないとしている。 工事用車両の走行に伴う沿道における振動レベルの最大値は53.0デシベルで、全ての予測地点において環境保全目標(60~70デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが教育施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

# エ 廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土) (ア)一般廃棄物

供用時に発生する家庭系一般廃棄物は約640.1kg/日と予測し、これについては、廃棄物保管施設に種類ごとに分別され、川崎市等により適正に収集、運搬、処分されるとしている。さらに、居住者に対して、掲示板、貼り紙、回覧板等によりごみの発生抑制、分別・保管及びリサイクルの推進を促すよう、管理組合に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

# (イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事におい て約8,041 t (がれき類約7,230 t 、繊維くず約360 t等)、建設工事において約484 t (混合廃棄物約 139 t、木くず約137 t等)及び汚泥約6,505㎡と予 測している。これらの産業廃棄物については、産業 廃棄物処理業者に委託し、適正に処理するととも に、分別排出及び資源化を徹底するとしている。資 源化量は、解体工事に伴う発生量のうち約7,727 t、 建設工事に伴う発生量のうち汚泥以外は約346 t、 汚泥は約4,736㎡と予測している。また、解体時の 調査において、石綿含有建材等の使用が確認された 場合には、その撤去、収集・運搬及び処分において は、関係法令等に基づき、周辺住民に看板等により 周知するとともに、産業廃棄物処理業の許可を得た 業者に委託して適正な処理を行うとしている。さら に、建設資材等の搬入に当たっては、過剰な梱包を 控え、発生抑制を図るなどの環境保全のための措置 を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保 全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、石綿を含有する廃棄物の取扱いについては、法令等に基づき適切に対応すること。

#### (ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土の量は約12,668m3で、このうち計画地内で埋戻し等に再利用する土量は約2,767m3、計画地外へ搬出する量は約9,901m3と予測し、搬出土の処分については、法令等に基づき許可を得た処分地にて適正に処理するとしている。さらに、建設発生土の搬出時において、荷崩れや飛散等が生じないようにシートカバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設 発生土については、再利用等を含めた処理方法につ いて、その実施内容を市に報告すること。

#### 才 景観

本計画の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、計画地に7階建ての計画建物が出現するが、現在2階建て及び4階建ての集合住宅が存在しており、階数が7階と高くなるものの、計画地周辺に分布している中層集合住宅等と同様な景観構成要素であることから、主要な景観構成要素の改変の程度は小さいと予測し、また、低層~高層集合住宅、戸建住宅といった景観構成要素からなる地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、近景域からの眺望については、計画建物は既存の建物と同様の中層集合住宅であり、また、計画建物の一部を階段状にすることや道路との離隔距離をできる限り確保していることから、眺望の変化の程度は小さいと予測している。中景域からの眺望については、計画建物は僅かに眺望されるだけであり、また、既存の建物と同様の中層の集合住宅であることから、眺望の変化の程度は小さいと予測している。

さらに、計画地外周部などについて、可能な限り緑化地を確保し、緑のある街並み景観を創出するとともに、緑化地の要所に高木を配置し、景観の変化を効果的に演出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

## カ 日照阻害

本計画の実施に伴う冬至日の平均地盤面(±0m)における日影の影響を受ける既存建物は合計85棟あり、その内訳は、日影時間1時間未満が53棟、1時間以上2時間未満が17棟、2時間以上3時間未満が6棟、3時間以上4時間未満が5棟、4時間以上5時間未満が0棟、5時間以上6時間未満が1棟、6時間以

上7時間未満が3棟、7時間以上が0棟と予測している。また、計画建物の配置について、可能な限り道路境界及び隣地境界からの離隔距離を確保し、計画地の北側に住棟は配置しないなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面において、本計 画建物による日影の影響が比較的大きくなる住宅等に ついては、その影響の程度について住民等に説明する こと。

#### キ テレビ受信障害

地上デジタル放送について、東京スカイツリー局 (広域局)及び東京タワー局(広域局)の遮蔽障害範囲は計画地の南側に現れ、戸手ポンプ場の1棟が影響を受ける可能性があると予測している。東京スカイツリー局(県域局)の遮蔽障害範囲は計画地の南~西側に現れ、遮蔽障害範囲に位置する5棟のうち3棟はケーブルテレビに加入していることから、2棟が影響を受ける可能性があると予測している。横浜局(県域局)の遮蔽障害範囲は計画地の東側に現れるが、遮蔽障害範囲に家屋等はないと予測している。また、計画建物による反射障害は、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から生じないと予測している。

衛星放送について、遮蔽障害範囲は計画地の西側及 び北〜東側に現れ、障害範囲に御幸中学校の一部(非 住宅系)が位置すると予測している。

これに対して、地上躯体工事の進捗に合わせて、ケーブルテレビへの接続などの適切な障害対策を講ずるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

# ク コミュニティ施設

義務教育施設について、本計画の実施に伴い児童・生徒数が増加するが、普通教室数は小学校及び中学校ともに不足を生じないと予測している。さらに、計画戸数、供用時期等の事業計画が確定次第、速やかに川崎市に報告するとともに、入居世帯における児童及び生徒数の増加に関連する状況について、入居開始前までに川崎市に報告するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

集会施設について、共用室を整備し、入居者による 各種集会等に利用する計画であることから、対象事業 の実施に伴う人口の増加が既存の集会施設に及ぼす影 響は少ないと予測している。公園等について、計画地 周辺地域には川崎市の管理する運動公園及び街区公園 7か所が供用されており、供用時に入居者はこれらの 公園を利用すると考えられるが、計画地南東側に提供 公園を整備することから、対象事業の実施に伴う人口 の増加が、既存の公園に及ぼす影響は少ないと予測し ている。さらに、計画地南西側に隣接する公社賃貸住 宅とのコミュニティ形成の場となるよう、計画地南側 に広場を確保するなどの環境保全のための措置を講ず るとしている。

これらのことから、本計画の実施に伴って発生する 児童・生徒数及び人口の増加が計画地周辺地域の生活 環境の保全に支障を及ぼすことはないとしているが、 児童・生徒数の増加については、市関係部署へ工期、 入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

#### ケ 地域交通(交通混雑、交通安全)

交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク 日ピーク時間帯において、信号交差点の需要率は最大 0.770で、全ての交差点で交通量の処理が可能な目安 である交差点需要率0.9を下回り、車線の混雑度は最 大0.774で、交通量の処理が可能な目安である混雑度 1.0を下回ると予測している。また、一時停止制御交 差点については、交通処理は可能であると予測してい る。

交通安全について、工事用車両ルートとなる多摩沿線道路及び市道戸手18号線は、マウントアップ歩道やガードレール等の交通安全施設及び堤防上の歩道が設置されており、自転車も歩道通行可であることから、交通安全は確保されると予測している。工事関係者の通勤車両ルートとなる市道小向町22号線は、外側線による歩車分離がなされているが、交通安全施設の設置がないため、通勤車両について計画地周辺の規制速度を遵守した走行を徹底することにより、交通安全は確保されると予測している。

さらに、計画地周辺の低速走行を徹底し、工事用車 両出入口等には交通誘導員を配置し、歩行者及び自転 車の安全の確保と交通渋滞等の発生防止に努めるなど の環境保全のための措置を講ずるとしていることか ら、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが教育施設、住宅等に近接していることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

# (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 平成28年10月7日 指定開発行為実施届の受理及び

条例準備書の受領

10月14日 条例準備書公告、縦覧開始

11月28日 条例準備書縦覧終了、

意見書の締切り

意見書の提出 なし

12月27日 条例審査書公告、

指定開発行為者宛て送付

#### 川崎市公告第660号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定 に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

	公園の名称	所在地	区域	面積 (m²)	主な公園施設
1	上小田中つつじ公園	中原区 上小田中 7-17-18	別図	284. 44	遊戯施設ほか

※公告日をもって供用開始日とします。

(別図省略)

川崎市公告第661号

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の 概要について

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条 第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされましたの で、同条第3項の規定により次のとおり公告します。 平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)東名川崎新築計画 川崎市宮前区馬絹1649番1 外
- 2 提出された意見の概要

- (1) 駐車場について、計画では乗用車139台、自動二輪13台となっているが、売り場面積が4倍になるため十分な台数とは言えず、入庫待ちによる渋滞、周辺道路への違法駐車が懸念される。駐車場ゲートまでのスロープでの待機や従業員用駐車場の開放といった対策は現実的ではないため、渋滞・違法駐車対策の再考を求める。
- (2) 店舗の近くには小学校・保育所があり、店舗前の 道路は通学路になっている。最近重大事故が発生し たところでもあり、24時間営業となると、通学時間 帯の来店車両との事故が懸念される。開店後しばら くは警備員等を配置するとのことだが、治安維持・ 防犯・安全確保のためには常時必要と考える。

また、スクールゾーン設置の検討を求める。

- (3) 大店立地法の届出事項にないということで、住民 説明会では照明・看板に関する説明がなかったが、 24時間営業による深夜の照明や看板の明かりが住環 境に大きな影響を与えるため、説明を求める。
- 3 提出された意見書の縦覧場所 経済労働局産業振興部商業振興課 (川崎フロンティ アビル10階) 及び宮前区役所
- 4 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯 平成28年12月27日から平成29年1月27日までの午前 8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日 曜日、休日、12月29日、12月30日及び1月3日を除く。

## 川崎市公告第662号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条 第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申 請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次 のとおり公告します。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった 年月日	特定非営利活動法人 の名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成28年12月26日	特定非営利活動法人ダンスラボラトリー	園部 由美	川崎市高津区新作 3丁目5番2号	この法人は、学校・企業・地域と協力し、 障がい児者・健常児者も共に支えあい、社 会の構成員として地域社会に参加し、市民 一人一人が健康な暮らしのできる豊かなコ ミュニティの実現を図るために障がい児 者・健常児者が共に行うスポーツ等の支援 を行い、広く一般市民を対象に啓発事業に て、社会に参加しお互いを認め合うことに よって、障がい児者・健常児者が共存でき る社会福祉の増進に寄与することを目的と する。

#### 川崎市公告第663号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第 5項において準用する同法第10条第2項の規定により次 のとおり公告します。

平成28年12月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった 年月日	特定非営利活動法人 の名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成28年12月22日	特定非営利活動法人アクト川崎	竹井 斎	川崎市中原区井田杉 山町24番8号	この法人は、川崎市内を中心として、主に 環境保全・地球温暖化防止・気候変動対策 に関する事業を行うとともに、伝統文化等 の普及、子どもの健全育成を通して、持続 可能な社会の実現に寄与することを目的と する。

# 公告(調達)

## 川崎市公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のと おり公告します。

平成29年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び納入予定数量 重金属安定剤 約282トン
  - (2) 購入物品の特質等 仕様書によります。
  - (3) 納入場所 仕様書によります。
  - (4) 納入期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
  - (5) 本案件は、紙入札方式により行います(電子入 札はできません)。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項 この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべ て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停 止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱によ る指名停止期間中でないこと。
  - (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の 請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「薬 品 | 種目「化学工業薬品 | に登載されており、A 又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参 加業種・種目に登載のない者も含む。) は、財政局 資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査 申請を平成29年1月20日までに行ってください。

- (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容 を遵守し確実に納入することができること。
- (5) この購入物品の納入後、アフターサービスを本 市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- 3 仕様書等の閲覧 次により仕様書等を閲覧することができます。
  - (1) 窓口での閲覧の場合
    - ア 閲覧場所

川崎市役所財政局資産管理部契約課 担当 本多

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2092

イ 閲覧期間

平成29年1月10日~平成29年1月20日 (土曜日、日曜日を除く。)

午前8時30分~正午、午後1時~午後5時

- (2) インターネットでの閲覧の場合
  - ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」(アドレス http://keiyaku.city. kawasaki.jp) の「入札情報」の物品の欄の「入 札公表」
  - イ 閲覧期間

平成29年1月10日~平成29年1月20日 午前8時~午後8時

4 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合 わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争 入札参加申込書を提出しなければなりません。ただし、 一般競争入札参加申込書の郵送による提出は認めませ

(1) 配布、提出及び問い合わせ先 上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから も一般競争入札参加申込書をダウンロードするこ とができます。

- (2) 配布・提出期間 上記3(1)イに同じ。
- 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した 者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記3のとおり縦覧に供します。

- 6 一般競争入札参加者に求められる義務
  - (1) この入札の参加者は、次により仕様についての 説明を受けなければなりません。

ア 日時 平成29年1月25日又は26日 時間については、別途入札参加者にお知らせし ます。

- イ 場所 川崎市川崎区浮島町509番地1 川崎市浮島処理センター
- (2) この入札の参加者は、仕様書に定められた条件 を満たす購入物品を納入できることを証するた め、次のとおり書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し説明を求められ たときは、これに応じなければなりません。提出 された書類等を審査した結果、当該物品を納入す ることができると認められた者に限り、入札に参 加することができます。

#### ア 提出書類

- (ア)上記1(1)の購入物品の性状等に関する証明 書類(仕様書によります。)
- (イ)上記1(1)の購入物品を安定して供給できる ことを証明する書類(代理店証明書等)
- イ 提出場所 上記3(1)アに同じ。
- ウ 提出期間

平成29年1月27日~平成29年2月24日 (土曜日、日曜日を除く。)

午前8時30分~正午、午後1時~午後5時

7 仕様書作成担当部署及び担当者 環境局施設部処理計画課 担当 平川 電話 044-200-2589

- 8 仕様書に関する質問・回答
  - (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問すること ができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け 付けません。

ア 質問書の取得方法

質問書の配布は、上記3(1)の場所で行います。 また、質問書は、川崎市ホームページ(「入札 情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」 の「入札参加手続関係」) に掲載している「質問 書(一般競争入札用)」からもダウンロードでき

イ 提出場所、期間及び方法

次の期間に上記3 (1)の場所に質問書を提出 してください。

配布 • 提出期間

平成29年1月10日~平成29年2月24日 (土曜日、日曜日を除く。)

午前8時30分~正午、午後1時~午後5時 また、質問書を提出する場合には、紙の質問 書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord 形式のまま保存した質問書を提出してくださ い。(どちらか一方の場合には、質問を受け付け ません。)

(2) 回答

ア 回答予定日 平成29年3月7日 17時まで イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての 質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子 ファイルにし、入札参加申込者に対して、回答 予定日までに9の入札参加資格確認通知書等に 添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

- 9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
  - 一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成 29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の 「物品」の委任先メールアドレスに平成29年3月7 日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付 します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録してい ない者には、平成29年3月7日の午前9時~正午に 上記3 (1)アの場所において一般競争入札参加資格 確認通知書等を交付します。

#### 10 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、 次のいずれかに該当するときは、この入札に参加す ることができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について 虚偽の記載をしたとき。
- 11 入札の手続等
  - (1) 入札方法

薬品1トンあたりの単価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月14日

午前11時00分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室 (川崎市川崎区砂子1-7-4)

- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先 ア 期限 平成29年3月13日 必着 イ あて先 上記3(1)アに同じ
- (4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、 免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入 札等において、落札したにもかかわらず契約を締 結しなかった者、または、本市と契約を締結した にもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎 市契約規則第9条第2号の「その者が契約を締結 しないこととなるおそれがない」と認められませ ん。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札案件 ごとにそれぞれ入札単価に予定数量を乗じて得た 額の2パーセントを入札書提出前に納付しなけれ ばなりません。なお、郵便をもって入札する場合 は、入札書と同時に納付することができます。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札 は、これを無効とします。

12 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、平成29年第 1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算 の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、 免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入 札等において、落札したにもかかわらず契約を締 結しなかった者、または、本市と契約を締結した にもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎 市契約規則第33条第5号の「契約者が契約を履行 しないこととなるおそれがない」と認められませ ん。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約単価 に予定数量を乗じて得た額の10パーセントを納付 しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

- 13 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。
  - (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
  - (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、 委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を 一時停止することがあります。
- 13 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Heavy metal stabilizer, approximately 282t

- (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, 14 March 2017
- (3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

 ${\bf Property}~{\bf Administration}~{\bf Department}$ 

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL: 044-200-2092

## 川崎市公告(調達)第2号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特を定める 規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につ いて公示します。

平成29年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 調達の名称及び供給内容 川崎市立大師中学校ほか60校で使用する電力の 供給

20,881,000 kWh

- 契約事務担当部局の名称及び所在地 教育委員会事務局総務部学事課 川崎市川崎区宮本町6番地
- 3 落札者を決定した日平成28年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社 エネット 東京都港区芝公園二丁目6番3号 代表取締役 武田 勉
- 5 落札金額(消費税額及び地方消費税額を除く。) 385,919,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告(及び公示)を行った日 平成28年10月25日

## 川崎市公告(調達)第3号

公募型企画提案の実施について次のとおり公告します。

平成29年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 公募型企画提案に関する事項
  - (1) 件 名 川崎競輪開設68周年記念競輪ポスタ ー作成業務委託
  - (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6 川崎競輪場
  - (3) 履行期間 契約日から平成29年3月17日まで
  - (4) 業務内容 川崎競輪開設68周年記念競輪の開催 告知及び川崎競輪のイメージアップ

を目的に、アピール性の高いポスタ ーを作成し、来場促進を図る。また、 場内外に配布し広く告知する。

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (2) 企画提案会期日において平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 公営競技に関わる業務の実績又は、本市におけるポスター・リーフレット作成実績を平成25年4月1日以降に有すること。
- (5) (4)の業務について契約書と仕様書の写しを提出 すること。もしくは、当該業務実績を証明できる ものを書面にて参加意向申出書と共に提出するこ と。
- 3 参加意向申出書の配布及び提出

この企画提案に参加を希望する者は、次により参加 意向申出書を提出すること。また、提出の方法は持参 とする。

(1) 配付・提出場所

〒210—0011 川崎市川崎区富士見 2 - 1 - 6 経済労働局公営事業部業務課 担当 米本 電話 044-233-5696

(2) 配付・提出期間

平成29年1月10日(火)から 平成29年1月17日(火)午前10時~午後5時 (土曜日、日曜日及び休日を除く。)

- 4 企画提案依頼書の配付
  - (1) 場所 3(1)に同じ。
  - (2) 日時 3(2)に同じ。
  - (3) 質問受付期間平成29年1月10日(火)から平成29年1月24日(火)
- 5 参加資格確認通知書の交付

参加意向申出書を提出した者には、平成29年1月18日(水)に参加意向申出書の担当者連絡欄に記載しているメールアドレス宛に、参加資格確認通知書を送付する。なおメールアドレスを記載しない場合、次の日時に直接受け取りに来ること。

(1) 場所 3(1)に同じ。

- (2) 日時 平成29年1月18日(水) 午前10時~午後4時
- 6 参加資格の喪失

参加資格があると認められた者が、開札前に上記 2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、参加資 格を喪失する。

- 7 企画提案書の受付場所、期間
  - (1) 受付場所 3 (1) に同じ。
  - (2) 受付期間 平成29年1月10日(火)~平成29年 1月31日(火)発注者の指定時刻。ただし土曜日、 日曜日及び休日は除く。
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否 要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ
- 11 その他必要と認める事項
  - (1) 業務規模概算額 1,257,120円 (消費税及び地方 消費税を含む)
  - (2) 提案書の作成及び提出に関する一切の費用は、 企画提案参加者の負担とする。
  - (3) その他

ア 審査結果の発表は2月上旬を予定

イ 詳細については、企画提案依頼書を参照する こと。

### 川崎市公告(調達)第4号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名 川崎競輪場の電気需給に関する契約
  - (2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
  - (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
  - (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の 締結

調達見込数量 2,164,634キロワット時

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべ

て満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の 請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「そ の他物品販売」の種目「電気供給」に登載されて いること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成29年1月24日までに行ってください。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様 書の内容を順守し、確実に納入することができる とともに、アフターサービスを本市の求めに応じ て、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の郵送による提出は、認めません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6 経済労働局公営事業部総務課

(川崎競輪場選手管理棟 3 階) 担当 坪内 電話 044-233-5501

(2) 配布・提出期間

平成29年1月10日 (火) から平成29年1月24日 (火) まで

午前9時~午前12時、午後1時~午後4時 (土曜日、日曜日は除く。)

- (3) 提出方法 持参
- 4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明

書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所に おいて平成29年1月10日(火)から平成29年1月24 日(火)まで縦覧に供します。

- (1) 場所 3(1)に同じ。
- (2) 方法 無料交付で直接行います。
- 5 確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加 資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)に同じ。
- (2) 配布期間

平成29年2月1日(水)

午前9時~午前12時、午後1時~午後4時

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、 入札に参加できません。

#### 7 入札手続等

(1) 入札書の提出日時及び場所

ア 日時 平成29年2月21日 (火) 午前10時

- イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-6 経済労働局公営事業部総務課 (川崎競輪場選 手管理棟3階)
- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先ア 期限 平成29年2月20日(月)必着イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-6

経済労働局公営事業部総務課

(3) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

- (4) 開札の日時 上記7 (1) アに同じ
- (5) 開札の場所 上記7 (1) イに同じ
- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札 は、これを無効とします。

- 8 契約手続等
  - (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし,川崎市契約規 則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得 等は、3(1)で閲覧できます。
- (5) 議決の要否 否
- 9 その他
  - (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。
  - (3) 関連情報を入手するための照会窓口3(1)に同じ
  - (4) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市 議会定例会における、本調達に係る予算の議決を 要します。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of product to be purchased: Electricity 2,164,634 kwh to use at Kawasaki Cycling Stadium
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M 21, February, 2017 20, February, 2017 (by mail)
  - (3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE

General Administration Section
Municipal Bicycle Racing Track Department
Economic and Labor Affairs Bureau
2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan
TEL:044-233-5501

# 税 公告

#### 川崎市税公告第187号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

年 度	科	目 期	別	告による ・る納期限
平成28年度	市民税・県民 <sup>2</sup> (普通徴収)	脱 11月随时 降	寺分以 平成29年1 11月随時分	月 4 日 計58件
平成28年度 (平成26年 度課税分)	市民税・県民 (普通徴収)	脱 11月随 <sup>11</sup>	寺分以 平成29年1 11月随時分	月4日 計 1件

### 川崎市税公告第188号

次の市税に係る納税通知書(課税額変更(取消)通知 書)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、 居所、事務所及び事業所が不明のため送達することがで きないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条 の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)

第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

年	度	科	目	期	別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成28	3年度	市民税(普通徴	・県民税 (収)	第4期	以降		計 1件

(別紙省略)

## 川崎市税公告第189号

平成28年11月29日付け川崎市税公告第178号を次のと おり訂正します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

### 【誤】

年 度	科 目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成28年12月10日	計10件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成28年12月10日	計22件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成28年12月10日	計33件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成28年12月10日	計2件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成28年12月10日	計41件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成28年12月10日	計8件
平成28年度 (平成27年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成28年12月10日	計5件
平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成28年12月10日	計1件

平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	10月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	11月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	12月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	1月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	2月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	3月分	平成28年12月10日	計4件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	4月分	平成28年12月10日	計5件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	5月分	平成28年12月10日	計6件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	6月分	平成28年12月10日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	7月分	平成28年12月10日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	8月分	平成28年12月10日	計2件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	9月分	平成28年12月10日	計1件
平成28年度	固定資産税都市 計画税(土地・ 家屋)	8月随時分	平成28年12月10日	計2件

## 【正】

年 度	科 目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成28年12月10日	計10件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成28年12月10日	計22件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成28年12月10日	計33件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成28年12月10日	計2件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成28年12月10日	計42件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成28年12月10日	計8件
平成28年度 (平成27年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成28年12月10日	計4件

平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第4期分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	10月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	11月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	12月分	平成28年12月10日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	1月分	平成28年12月10日	計2件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	2月分	平成28年12月10日	計3件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	3月分	平成28年12月10日	計4件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	4月分	平成28年12月10日	計5件
平成27年度	市民税・県民税 (特別徴収)	5月分	平成28年12月10日	計6件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	6月分	平成28年12月10日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	7月分	平成28年12月10日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	8月分	平成28年12月10日	計2件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	9月分	平成28年12月10日	計1件
平成28年度	固定資産税都市 計画税(土地・ 家屋)	8月随時分	平成28年12月10日	計2件

### 川崎市税公告第190号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び同法 第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見 積価額を公告します。

平成28年12月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

### 川崎市税公告第191号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

## 川崎市税公告第192号

参加差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、 その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送 達することができないので、地方税法(昭和25年法律第 226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎 市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第193号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきと ころ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の ため送達することができないので、地方税法(昭和25年 法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25 年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により 交付します。

平成28年12月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

年 度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第1期分	平成29年1月7日	計 1件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成29年1月7日	計 11件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成29年1月7日	計 332件
平成28年度 (平成27年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分	平成29年1月7日	計 1件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成29年1月7日	計 2件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8月随時分	平成29年1月7日	計 2件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成29年1月7日	計 45件
平成28年度	市民税・県民税 (普通徴収)	10月随時分	平成29年1月7日	計 1件
平成28年度 (平成27年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分	平成29年1月7日	計 2件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	9月分	平成29年1月7日	計 2件
平成28年度	市民税・県民税 (特別徴収)	10月分	平成29年1月7日	計 3件
平成28年度	固定資産税都市 計画税(土地・ 家屋)	第1期分	平成29年1月7日	計 2件
平成28年度	固定資産税都市 計画税(土地・ 家屋)	第2期分	平成29年1月7日	計 1件
平成28年度	軽自動車税	全期分	平成29年1月7日	計 3件

(別紙省略)

## 上下水道局規程

### 川崎市上下水道局規程第30号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に 関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、

昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に 関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部 を次のように改正する。

別表第9中

Γ

専従許可の有効期間	_2_	
	3	以下
介護休暇の期間	_1_	
	2	以下

」 を 「

介護休暇の期間		
専従許可の有効期間	2	
	3	以下

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の規程の規定は、この規程の施行の日以後の 介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の 期間については、なお従前の例による。

### 川崎市上下水道局規程第31号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典 川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休 日、休暇等に関する規程の一部を改正する 規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規程(平成18年川崎市水道局規程第10号)の一 部を次のように改正する。 第17条第1項各号列記以外の部分中「の父母」の次に「、祖父母、孫及び兄弟姉妹」を加え、同項第5号中「親族」の次に「(祖父母、孫及び兄弟姉妹を除く。)」を加える。

別表第5中

Γ

### 18 短期の介護

配偶者、父母、子及び配 偶者の父母並びに職員と 同居している祖父母、孫、 兄弟姉妹、父母の配偶者、 配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者及び配偶者の 子で、第17条第1項に規 定する日常生活を営むの に支障があるもの (以下 「短期の介護に係る要介 護者」という。)の介護そ の他の世話を行う職員が、 当該世話を行う場合、1 の年において5日(短期 の介護に係る要介護者が 2人以上の場合にあって は、10日)の範囲内の期

#### 備考

この表に定める期間には、週休日等を含むものとする。ただし、この表に規定する職員の結婚の場合にあっては、この限りでない。|

を 「

#### 18 短期の介護

配偶者、父母、子、配偶 者の父母、祖父母、孫及 び兄弟姉妹並びに職員と 同居している父母の配偶 者、配偶者の父母の配偶 者、子の配偶者及び配偶 者の子で、第17条第1項 に規定する日常生活を営 むのに支障があるもの (以下「短期の介護に係 る要介護者」という。)の 介護その他の世話を行う 職員が、当該世話を行う 場合、1の年において5 日(短期の介護に係る要 介護者が2人以上の場合 にあっては、10日)の範 囲内の期間

#### 備考

1 この表に定める期間(6の期間を除く。)には、週

休日等を含むものとする。

2 この表に定める子(18の子を除く。)には、民法(明 治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により 職員が当該職員との間における同項に規定する特別養 子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該 請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合 に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第 3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里 親である職員に委託されている児童のうち、当該職員 が養子縁組によって養親となることを希望している者 及び同法第6条の4第2項に規定する養育里親である 職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する 者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条 の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって 養親となることを希望している者として当該児童を委 託することができない職員に限る。) に同法第27条第 1項第3号の規定により委託されている当該児童を含 むものとする。」

に改め、同表備考12関係第1号及び13関係中「子」の次 に「(第2項において子に含まれるものとされる者を含 む。)」を加える。

別表第5の付表第1備考中第6号を第7号とし、第2 号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次 の1号を加える。

(2) 死亡した者の欄の血族の区分のうち同卑属 (子) に属する子並びに姻族の区分のうち同卑属に 属する配偶者の子及び子の配偶者に係る「子」には、 別表第5備考第2項において子に含まれるものとさ れる者を含むものとする。

附則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

## 上下水道局告示

### 川崎市上下水道局告示第52号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平 成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づ き、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同 規程第12条第1号の規定により告示します。

平成28年12月21日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定有効期間 平成29年1月1日から 平成33年10月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1012

商号又は名称 東京ガスリビングライン株式会社東 京ガスライフバル川崎

営業所所在地 川崎市川崎区小川町6番1号

代表者氏名 宮内 敏晴

### 川崎市上下水道局告示第53号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者 を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示 します。

平成28年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定番号 第1528号

氏名又は名称 騰飛テック株式会社

所 埼玉県川越市南大塚二丁目5番の1 リリービル2階

代表者氏名 魏 雪梅

指定年月日 平成28年12月20日

2 指定番号 第1529号

氏名又は名称 株式会社スマイルプラス

所 川崎市幸区北加瀬一丁目17番3号 住

代表者氏名 橋本 隆志

指定年月日 平成28年12月20日

3 指定番号 第1530号

氏名又は名称 株式会社ユニマットライフ

住 所 東京都港区南青山二丁目12番14号

代表者氏名 菅田 貴人

指定年月日 平成28年12月20日

### 川崎市上下水道局告示第54号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者 の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年川崎市水道局規程第3号)第5条の規定に基づく届 出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を 行いましたので告示します。

平成28年12月22日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定番号 第835号

氏名又は名称 日本プラミング株式会社

所 京都市山科区北花山大林町53番地の

1

諸角 一博 代表者氏名

廃止年月日 平成28年10月31日

2 指定番号 第133号

氏名又は名称 山口設備工業

住 所 川崎市麻生区片平1429番地

代表者氏名 山口 修

廃止年月日 平成28年11月7日

3 指定番号 第800号

氏名又は名称 大東設備工業株式会社

住 所 東京都台東区東上野6丁目24番2号

代表者氏名 綱田 健志

廃止年月日 平成28年11月18日

## 上下水道局公告

### 川崎市上下水道局公告第108号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年12月20日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

## (案件1)

並 体 コ +1 )。	件 名	宮内地区ほか下水枝線第15号工事
競争入札に付する事項	履行場所	川崎市中原区宮内3丁目、麻生区百合丘1丁目地内ほか
11 ) 0 7 7 8	履行期間	契約の日から190日間
	(1) 川崎市.	上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市	競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 建設業	退職金共済制度に加入していること。
	(4) 川崎市	内に本社を有すること。
	(5) 平成27	・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ラン
	ク「B」`	で登録されている者。
	(6) 「官公	需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企
参加資格	業者であ	ること。
	(7) 有効期	間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 土木工	事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金
	の額の合	計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」
	を提出し	た場合は、一般建設業の許可でも可とします。
	(9) 監理技	術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、
	受注後の	下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回
	り、「下請	野契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の
	請負金額	が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を	財政局資産	管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話 044-	200-2099
入札日時等	平成29年1	月23日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免	
契約書作成	要	
1 41 の無効	この公告に	示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心
入札の無効	得で無効と	定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホー、	ムページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

### 川崎市上下水道局公告第109号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成28年12月20日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

## (案件1)

	件 名	平成28年度 第3配水工事事務所 配水管内洗浄業務委託		
競争入札に	屋存担託	自:麻生区金程 2 - 18-1 先		
付する事項	履行場所	至:麻生区金程1-38-1先 ほか1件		
	履行期間	契約の日から平成29年3月27日まで		
	(1) 川崎市	上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。		
去 to 次 妆	(2) 川崎市	競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。		
参加資格	(3) 平成27	・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維		
	持管理」	に登載されていること。		
契約条項を	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)			
示す場所等	電話 044-200-2097			
入札日時等	平成29年1	月24日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入		
入札保証金	免			
契約書作成	要			
コセの何も	この公告に	示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心		
入札の無効   得で無効		定める入札は、これを無効とします。		
その他	川崎市ホー	ムページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp		

## 川崎市上下水道局公告第110号

平成28年12月27日

一般競争入札について次のとおり公告します。 川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

## (案件1)

並 <b>会 ユ +</b> ! )ァ	件 名 ファクシミリ賃貸借38台一式			
競争入札に 付する事項	履行場所 仕様書によります。			
口がる事項	履行期間 平成29年3月1日から平成34年2月28日まで			
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。			
参加資格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。			
参加資格	(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務			
	用機器」に登載されていること。			
契約条項を	財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)			
示す場所等	電話 044-200-2091			
入札日時等	平成29年2月7日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)			
入札保証金	免			
契約書作成	要			
11の何も	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心			
入札の無効  	得で無効と定める入札は、これを無効とします。			
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp			

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	鋼板製フクロジョイントの調達
	履行場所	第2配水工事事務所 高津区梶ヶ谷2-13-5
	履行期間	平成29年3月31日まで

	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 川崎市内に本社を有すること。
参加資格	(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企
	業者であること。
	(5) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水
	道用品」に登載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
	(6) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。
契約条項を	財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話 044-200-2091
入札日時等	平成29年2月7日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
1 4 0 何寸	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心
人札の無効	得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

### (案件3)

兹 各 3 +1 ) z	件 名	自動車賃貸借2台一式(軽自動車貨物・小型貨物)
競争入札に付する事項	履行場所	仕様書によります。
11 7 2 7 7 7	履行期間	平成29年6月1日から平成35年8月31日まで
	(1) 川崎市.	上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
参加資格	(2) 川崎市	競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 平成27	・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」
	に登載さ;	れていること。
契約条項を	財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)	
示す場所等	電話 044-200-2091	
入札日時等	平成29年2月7日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	· 要	
1.11の無効	この公告に	示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心
入札の無効 	得で無効と	定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホー	ムページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

## 上下水道局公告(調達)

## 川崎市上下水道局公告(調達)第1号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
  - ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約) 予定使用電力量 5,784,597キロワット時
  - イ 潮見台配水所で使用する電気(単価契約) 予定使用電力量 3,790,016キロワット時
  - ウ 生田浄水場で使用する電気 (単価契約)

予定使用電力量 8,379,400キロワット時

- エ 平間配水所で使用する電気(単価契約) 予定使用電力量 2,526,088キロワット時
- オ 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約) 予定使用電力量 3,628,105キロワット時
- カ 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気 (単価契約)

予定使用電力量 22,394,658キロワット時

キ 入江崎水処理センターで使用する電気 (単価契約)

予定使用電力量 22,462,264キロワット時

ク 加瀬水処理センターで使用する電気 (単価契約)

予定使用電力量 11,847,714キロワット時

ケ 等々力水処理センターで使用する電気 (単価契約)

予定使用電力量 25,697,760キロワット時

コ 麻生水処理センターで使用する電気 (単価契約)

予定使用電力量 5,739,337キロワット時

- サ 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約) 予定使用電力量 4,748,621キロワット時
- シ 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約) 予定使用電力量 2,986,852キロワット時
- (2) 購入物品の特質等 仕様書によります。
- (3) 納入場所 仕様書によります。
- (4) 納入期間平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 本案件は、紙入札方式で行います。
- 2 競争入札参加資格に関する事項 この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て 満たさなければなりません。
  - (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気 事業者として登録を受けた者であること。
  - (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」のうち種目「電気供給」に登載予定であり、かつ、川崎市環境配慮電力入札実施要綱第4条第2項の規定に基づき、「A」又は「B」

の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種・種目に登載のない者を含む。)は、財政局 資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査 申請を平成29年1月23日までに行ってください。

- 3 入札説明書等の閲覧及び交付 次により入札説明書等を閲覧することができます。 また、希望者には無償で交付します。
  - (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約 係

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話 044-200-2091

(2) 期間 平成29年1月10日~平成29年1月23日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分~正午、午後1時~午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わ せ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットから ダウンロードすることができます(「入札情報か わさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道 局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードが できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で 配布します(「入札情報かわさき」のアドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp)。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送 による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 担当 萩原

電話 044-200-2091

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類(小売電気事業の登録の通知の写し)を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められた

ときはこれに応じなければなりません。提出された 書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入す ることができると認められた者に限り入札に参加す ることができます。

- 6 仕様書作成担当者
- (1) 長沢浄水場で使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局水管理センター長沢浄水場 担当 八木

電話 044-911-2022

(2) 潮見台配水所で使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理 課 担当 井口 電話 044-900-9710

(3) 生田浄水場で使用する電気 (単価契約)

> 川崎市上下水道局水管理センター生田浄水場浄水係 担当 宮本 電話 044-944-2131

- (4) 平間配水所で使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局水管理センター 水道施設管理課 担当 井口 電話 044-900-9710
- (5) 鷺沼配水所で使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局水管理センター 水運用センター 担当 矢野 電話 044-866-0335
- (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気 (単価契約) 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

電話 044-200-2922

担当 日下

(7) 入江崎水処理センターで使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当 日下

電話 044-200-2922

(8) 加瀬水処理センターで使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当 日下

電話 044-200-2922

(9) 等々力水処理センターで使用する電気 (単価契約)

川崎市上下水道局下水道部下水道管理課担当 日下

電話 044-200-2922

(10) 麻生水処理センターで使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課

担当 日下

電話 044-200-2922

(11) 戸手ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当 日下

電話 044-200-2922

(12) 小向ポンプ場ほかで使用する電気(単価契約) 川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当 日下

電話 044-200-2922

- 7 仕様書に関する質問、回答
  - (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することが できます。

ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体 (CD-R/RW) により、3(1)の場所で、3(2)の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)。

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書と一緒に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・ 30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」 の委任先メールアドレスに、平成29年2月10日に確 認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成29年2月10日の午前9時から正午までの間に3 (1) の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札 前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参 加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなった とき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の 記載をしたとき。
- 10 入札の手続等
  - (1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこと とし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で 行います。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書 の各単価で締結します。

- ア 持参による入札の場合
  - (ア) 入札書の提出日時 平成29年2月23日 午前10時
  - (イ) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室 (川崎市川崎区砂子1-7-4)
- イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合
  - (ア) 入札書の提出期限 平成29年2月21日 必着
  - (イ)入札書の提出先 3(1)に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年2月23日 午前10時 1(1)アからシまでの購入物品の開札を同時に 行います。

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室 (川崎市川崎区砂子1-7-4)

- (3) 入札保証金 免除とします。
- (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づ いて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価 格をもって有効な入札を行った者を落札者としま す。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行う ことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が 行った入札及び川崎市上下水道局において定める 川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定 める入札は、これを無効とします。

- 11 契約の手続等 次により、契約を締結します。
  - (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川 崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに 該当する場合は、免除とします。

- (2) 契約書作成の要否 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、 川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1) の場所において閲覧できます。

12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給 契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契 約を締結し、契約書の写しを提出してください。た だし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの 契約の相手方となった場合には、不要とします。

- 13 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日 本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。
  - (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、 川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競 争入札参加者心得等の定めるところによります。
  - (4) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市 議会定例会における本調達に係る予算の可決によ り生じます。
- 14 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
    - a Electricity 5,784,597kWh to use at Nagasawa Purification Plant
    - b Electricity 3,790,016kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
    - c Electricity 8,379,400kWh to use at Ikuta Purification Plant
    - d Electricity 2,526,088kWh to use at Hirama Regulating Reservoir
    - e Electricity 3,628,105kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
    - f Electricity 22,394,658kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
    - g Electricity 22,462,264kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
    - h Electricity 11,847,714kWh to us e at Kase Wastewater Treatment Center

- i Electricity 25,697,760kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
- j Electricity 5,739,337kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
- k Electricity 4,748,621kWh to use at Tode Pumping Station and others
- 1 Electricity 2,986,852kWh to use at Komukai Pumping Station and others
- (2) Time limit for tender:
  - a Direct delivery 10:00A.M. 23 February, 2017
  - b By mail21 February, 2017
- (3) Contact point for the notice:

  KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section

  Property Administration Department

  Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL:044-200-2091

### 川崎市上下水道局公告(調達)第2号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のと おり公告します。

平成29年1月10日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名

平成29年度 長沢浄水場 脱水土処理(粒状改良土)業務委託(単価契約)

(2) 履行場所 川崎市多摩区三田 5 - 1 - 1 (長沢浄水場内)

(3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 業務概要

本業務委託は、川崎市上下水道局が管理する長 沢浄水場から排出する浄水汚泥の処理を行うもの です。

※詳細は仕様書によります。

- (5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望 者は3(2)の期間中に3(1)の場所にて競争入札参加 申込みを行ってください。
- 2 競争入札参加資格に関する事項 この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て

満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づ く資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委 託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目 「産業廃棄物処分業」に登載されていること。

なお、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業 者名簿に登載されていない者(入札参加業種・種 目に登載のない者を含む。)で当該入札に参加を希 望する者は、平成29年1月24日までに川崎市財政 局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入 札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法 第3条に規定する大型自動車が通行できる行程で 長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内 にあること。
- (5) 平成13年4月1日以降に、国又は地方公共団体 等が発注した脱水土処理業務委託(有効利用粒状 改良土)において、元請として年間1,000トン以上 の履行完了実績を有すること。
- (6) 脱水土を1日300トン以上かつ1か月3,000トン 以上受け入れることが可能であること。

※ 2 (4)から 2 (6)に関しましては、10(2)を必ずお読 みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます (川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」の中にあります。)。

### ※「入札情報かわさき」のアドレス

http://keiyaku.city.kawasaki.jp/

また、インターネットからの取得ができない場合 には、次により入札説明書等を閲覧することができ ます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2097

(2) 期間 平成29年1月10日~平成29年1月24日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分~正午、午後1時~午後5時

### 4 競争入札参加申込み方法・期間

競争入札参加申込書を、3(1)の場所にて、3(2)の期間に提出してください。

競争入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入 札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公 表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札 参加申込書をダウンロードすることができます。イ ンターネットからの取得ができない場合には、3(1) の場所にて、3(2)の期間に配布します。

また、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

#### 5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報 (委託)」の「入札公表 (上下水道局)」の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードしてください。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

### 6 見積用設計図書類に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付け ません。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

### ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書(一般競争入札用)」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合に は、3(1)の場所で配布します。

### イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体 (CD-R/RW) により、3(1)の場所へ、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受付いたしません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

期間 平成29年1月25日~平成29年1月30日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時 ただし、最終日は午後3時までとします。

#### (2) 回答

### ア 回答日

平成29年2月7日 午前9時

### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、平成29年2月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受付をいたしません。

### 7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、平成29年2月7日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成29年2月7日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により 通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査 は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、 入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札 参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無 効とします。

### 8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、 開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札 に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等
  - (1) 入札書の提出及び入札方法

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。 います。 見積もった内訳単価の合計額を入札書に 記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の 諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてく ださい。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も った契約金額の108分の100に相当する金額を入札 書に記載してください。

- ア 持参による入札の場合
  - (ア)入札書の提出日時 平成29年2月21日 午後 2時30分
  - (イ)入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室 (川崎市川崎区砂子1-7-4)
- イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合
  - (ア)入札書の提出期限 平成29年2月20日 必着
  - (イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の 入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名 及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便に より送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の 場所に必ず電話をしてください。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年2月21日 午後2時30分イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金免除とします。

- 10 落札者の決定・競争入札参加資格の審査等
  - (1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たして いるかどうかの最終的な資格審査をした上、落札 者として決定します。資格審査の結果、当該落札 候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を 無効とし、順次、価格の低い入札者について同様 の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、著しく低価格の場合は、調査を行うこと があります。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の 提出が必要となります。開札後、財政局資産管理 部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡し ます。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認 (申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)から2(6)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(長沢浄水場 住所:川崎市多摩区三田5-1-1 電話:044-911-2022)に持参し、確認を受けてください。

当該書類としては、資格証・登録証等の写し、 TECRISの写し、契約履行証明書、契約書(契 約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不 要です。)・設計書等の写し(契約内容に変更があ った場合は最終変更まで確認できるもの)等とな りますが、電話連絡の際に持参する書類を確認の 上、速やかに提出してください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速や かに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合が ありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った 入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で 無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価 に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得 た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定め

る有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業 会社の保証をもって契約保証金の納付に代えるこ とができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に 該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (3) 前払金制度 適用除外とします。
- (4) 契約書作成の要否 必要とします。
- (5) 契約規程等の閲覧 川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道 局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において 閲覧できます。

### 12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日 本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に関する問い合わせ先 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 担当 佐々木 電話 044-200-2097
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契 約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下 水道局競争入札参加者心得等の定めるところによ ります。
- (4) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市 議会定例会における本調達に係る予算の可決によ り生じます。

### 13 Summary

- (1) Subcontracting(unit-price contract); Heisei 29 fiscal year dehydration of soil(grandular improved soil) for Nagasawa Water Purification Plant
- (2) Time limit for tender:
  - a Direct delivery 2:30P.M. 21 February 2017
  - b By mail 20 February 2017
- (3) Contact point for the notice : KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section Asset Maintenance Department Finance Bureau 1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan TEL:044-200-2097

## 交 通 局 規 程

#### 川崎市交通局規程第26号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

川崎市交通事業管理者 交通局長 飯 塚 扔

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関

する規程(平成元年7月31日交通局規程第6号)の一部 を次のように改正する。

第12条の2第1項中「であって職員と同居しているも の」を「(第2号から第6号までに掲げる者にあっては、 職員と同居しているものに限る。)」に改め、同項第5号 中「親族」の次に「(第1号に掲げる者を除く。)」を加え、 同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第 1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号 として次の1号を加える。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

別表第3の18の項中「及び配偶者の父母並びに職員と 同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者」を 「、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに職員 と同居している父母の配偶者」に改め、同表備考中

この表に定める期間(6の期間を除く。)には、 週休日等を含むものとする。

╛

を

- 1 この表に定める期間(6の期間を除く。)には、 週休日等を含むものとする。
- 2 この表に定める子(18の子を除く。)には、民 法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の 規定により職員が当該職員との間における同項に 規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所 に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁 判所に係属している場合に限る。) であって、当 該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22 年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定によ り同法第6条の4第1項に規定する里親である職 員に委託されている児童のうち、当該職員が養子 縁組によって養親となることを希望している者そ の他これらに準ずる者として交通局長が別に定め る者を含むものとする。

に改め、同表備考12関係第1号及び13関係第1号中「子」の次に「(第2項において子に含まれるものとされる者を含む。)」を加える。

別表第3の付表第1備考中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 死亡した者欄の血族の区分のうち同卑属(子)に属する子並びに姻族の区分のうち同卑属に属する配偶者の子及び子の配偶者に係る「子」には、別表第3備考第2項において子に含まれるものとされる者を含むものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第27号

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇 給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第9中

公益的法人等派遣職員派遣の期間	
専従許可の有効期間	2/3以下
(略)	
介護休暇の期間	1/2以下

を

\_ Г

公益的法人等派遣職員派遣の期間	
介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	2/3以下

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の規則別表第9の規定は、この規則の施行の 日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介 護休暇の期間については、なお従前の例による。

## 病院局規程

### 川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。 平成28年12月28日

> 川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄 川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規程等の一部を改正する規 程

(川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

第20条第1項中「職員と同居している次に掲げる者」を「次に掲げる者(第2号から第6号までに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同項第5号中「親族」の次に「(第1号に掲げる者を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹 別表第5中

18 短期の介護 配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で、第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行う場合、1の年において5日(短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)

の範囲内の期間

備考

を

18 短期の介護

配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で、第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行う場合、1の年において5日(短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

### 備考

- 1 この表に定める期間(6の期間を除く。)には、週休日等を含むものとする。
- 2 この表に定める子(18の子を除く。)には、 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第 1項の規定により職員が当該職員との間にお ける同項に規定する特別養子縁組の成立につ いて家庭裁判所に請求した者(当該請求に係 る家事審判事件が裁判所に係属している場合 に限る。)であって、当該職員が現に監護す るもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条 の4第1項に規定する里親である職員に委託 されている児童のうち、当該職員が養子縁組 によって養親となることを希望している者そ の他これらに準ずる者として管理者が別に定 める者を含むものとする。

に改め、同表備考12関係第1号及び13関係第1号中「子」の次に「(第2項において子に含まれるものとされる者を含む。)」を加える。

別表第5の付表第1備考中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の前に次の1号を加える。

(3) 死亡した者欄の血族の区分のうち同卑属(子)に属する子並びに姻族の区分のうち同卑属に属する配偶者の子及び子の配偶者に係る「子」には、別表第5備考第2項において子に含まれるものとされる者を含むものとする。

別表第5の付表第1備考中第1号を第2号とし、同備 考に第1号として次の1号を加える。

(1) この表に定める日数には、週休日等を含むものと する

(川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等

に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第26号)の 一部を次のように改正する。

別表第11中

Γ

公益的法人等派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	2/3以下
介護休暇の期間	1/2以下

を

Г

公益的法人等派遣職員の派遣の期間	
介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	2/3以下

に改める。

(川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の 一部改正)

第3条 川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程 (平成17年川崎市病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の川崎市病院局企業職員 の初任給、昇格、昇給等に関する規程別表第11の規定 は、この規程の施行の日以後の介護休暇の期間につい て適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお 従前の例による。

### 病院局公告(調達)

## 川崎市病院局公告(調達)第1号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年1月10日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

- 1 総則
  - (1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。 病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約

担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857(直通)

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約 担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットに おいて、病院局入札情報のページで閲覧すること ができます。

(<a href="http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/">http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/</a>
<a href="mailto:contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html">contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html</a>)

- (4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、 川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てる ことができます。落札者の決定後、苦情申し立て が行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委 員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止 することがあります。
- (5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。
- 2 競争参加の申込み及び競争参加資格について
  - (1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
  - (2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
    - ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
    - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に よる指名停止期間中ではないこと。
    - ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資 格及び能力を有すること。
    - エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争 参加者の義務を誠実に履行すること。
  - (3) 「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名 簿(以下「名簿」といいます。)」に登録のない者 (別紙の案件に定められた業種に登録のない者も 含みます。)は、所定の様式をもって競争参加の申 込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審

査の申請を行ってください。

- (4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- (5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- 3 仕様等に関する問合せの方法について 仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局 入札情報のページで取得できます。)により受付けま す。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口に回 答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情 報のページにも掲載を行います。
- 4 入札及び開札について
  - (1) 入札及び開札の日時、場所等については、別紙 の案件ごとの定めるところによります。
  - (2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認 通知を受けた者又はその代理人とします。なお、 代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び 開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を 事前に提出しなければなりません。
  - (3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。
  - (4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は 再度入札に参加できません。

- (5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- 5 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。ただし、平成29年川崎市議会定例会において、以下の案件に係る予算が議決されることを条件とします。

(1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとしま

す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合 は保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金の適用はありません。
  - (3) 契約書の作成を必要とします。

## (案件1)

** A 1 4 ) ~	件 名	川崎病院清掃業務委託	
競争入札に履行場所付する事項		川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1)	
	履行期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
	名簿の	業種 「建物清掃等」	
	登 録	種目 「建築物清掃」	
競争参加資格	その他	次の条件を全て満たすこと。 1 平成23年4月1日以降に元請として、清潔区域(ICU、CCU、手術室等)を含む病床規模400床以上の病院清掃業務を2年以上継続して誠実に履行した実績を有すること。又は、1年以上継続して誠実に履行した実績を有すること。又は、1年以上継続して誠実に履行した実績を2件以上有すること。契約実績を証する書面として、契約書等の写しを提出してください。また、清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域(ICU、CCU、手術室等)の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。 2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 (1) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し (2) (1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面ア病院清掃の現場責任者となる者の経歴書イ所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表(高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表)ウ作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書工業務の管理体制を記載した業務案内書オ業務上必要な研修実施調書 3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。	
競争参加の			
申 込 等	平成29年   	月10日から平成29年1月26日まで受付けます。	
現場説明会	行いません	行いません。	
入札及び開札	日 時	平成29年2月23日 午前10時00分	
八化及い開作	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室	
郵便による	提出期限	平成29年2月20日必着	
入札書の提出	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長	
予定価格	公表しません。		
最低制限価格	設定されて	設定されていません。	
		円とします。ただし、契約規程第9条第1号に規定する病院事業管理者を被保険者と 是証保険契約(定額てん補特約条件付)を締結した場合は免除します。納付期限及び は平成29年2月3日までとします。	

# 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務 委託契約に該当します。 特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を 労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。 特定業務委託 また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。 に関する事項 下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる 可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。 詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契 約条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認 ください。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm) 1 Nature and quality of product to be purchased: Cleaning of Kawasaki Municipal Hospital 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M., February, 23, 2017 3 Time-limit for tender by mail: February, 20, 2017 Summary 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakimiyuki bldg 7F 1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN TEL 044-200-3857 (Direct-in)

(案件2)		
兹	件 名	井田病院清掃業務委託
競争入札に付する事項	履行場所	川崎市立井田病院(川崎市中原区井田2-27-1)
11 / 0 + ×	履行期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	名簿の	業種 「建物清掃等」
	登 録	種目 「建築物清掃」
競争参加資格	その他	次の条件を全て満たすこと。 1 平成23年4月1日以降に元請として、清潔区域(ICU、CCU、手術室等)を含む病床規模250床以上の病院清掃業務を2年以上継続して誠実に履行した実績を有すること。又は、1年以上継続して誠実に履行した実績を2件以上有すること。契約実績を証する書面として、契約書等の写しを提出してください。また、清潔区域の現場責任者については、法令等の規定するところにより、清潔区域(ICU、CCU、手術室等)の清掃業務に関し専門的知識及び経験を有すること。 2 医療法施行規則第9条の15に規定されている全ての条件を満たしていることを証明できる次の(1)又は(2)のいずれかの書面を提出すること。 (1)一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定証書の写し (2)(1)の認定を取得していない場合は、次の全ての書面ア病院清掃の現場責任者となる者の経歴書イ所有する清掃用具及び消毒用具の機種の数量の一覧表(高性能フィルター付真空掃除機等の所有一覧表)ウ作業方法、清掃用具及び消毒等の使用及び管理方法、感染の予防方法について記載した標準作業書エ業務の管理体制を記載した業務案内書オ業務上必要な研修実施調書 3 川崎市からの求めに応じ、積算の内訳を速やかに提出できること。
競争参加の申 込 等	平成29年1月10日から平成29年1月26日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日 時	平成29年2月23日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 川崎市病院局会議室
郵便による	提出期限	平成29年2月20日必着
入札書の提出	提出先	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	3,800,000円とします。ただし、契約規程第9条第1号に規定する病院事業管理者を被保険	
入札保証金		

	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委		
	託契約に該当します。		
	特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労		
	働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。		
特定業務委託	また、本案件は、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。		
に関する事項	│ │下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可┃		
	能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。		
	詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約		
	条例、川崎市病院局契約規程、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認く		
	ださい。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm)		
	1 Nature and quality of product to be purchased:		
	Cleaning of Kawasaki Municipal Ida Hospital		
	2 Time-limit for tender:		
	10:00 A.M., February, 23, 2017		
	3 Time-limit for tender by mail:February, 20, 2017		
Summary	4 Contact point for the notice:		
	KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section,		
	Management Planning Office, Municipal Hospital Management Bureau		
	Kawasakimiyuki bldg 7F		
	1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN		
	TEL 044-200-3857 (Direct-in)		

## (案件3)

(米円 5 )			
	件 名	感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務委託	
競争入札に 付する事項	履行場所	川崎市立川崎病院(川崎市川崎区新川通12-1)	
		川崎市立井田病院(川崎市中原区井田2-27-1)	
	履行期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
	名簿の	業種 「医療関連業務」	
	登 録	種目 「医療系産業廃棄物処分業」	
		1 「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別産業廃棄物収集運搬業」	
競争参加資格	その他	並びに「特別産業廃棄物処分業」の許可を自社において有しており、当該業務で	
就于参加負怕 		必要とする廃棄物種類が記載されていること	
		(許可証明書の写しを参加申し込み時に提出すること)	
		2 最終処分地が確保されていること	
		※契約書に最終処分地を記載します。	
競争参加の申 込 等	平成29年1月10日から平成29年1月26日まで受付けます。		
	なし(現場視察は入札申込後、直接、各病院庶務課管理係と調整してください。)		
現場説明会	川崎市立川崎病院(代表)044-233-5521		
	川崎市立井田病院(代表)044-766-2188		
入札及び開札	日 時	平成29年2月23日 午前10時00分	
八化及い用化	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9	
		·	

郵便による	提出期限 平成29年2月20日必着			
入札書の提出	提 出 先 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市病院局経営企画室経理担当課長			
入札保証金	免除します。			
	1 Nature and quality of product to be purchased:  Infectious industrial waste and industrial waste collection transportation disposal			
	business			
	2 Time-limit for tender:			
	10:00 A.M., February, 23, 2017			
	3 Time-limit for tender by mail:			
Summary	February, 20, 2017			
	4 Contact point for the notice:			
	KAWASAKI CITY OFFICE Contract Section, Management Planning Office,			
	Municipal Hospital Management Bureau			
	Kawasakimiyuki bldg 7F			
	1-8-9, Isago, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0006 JAPAN			
	TEL 044-200-3857 (Direct-in)			

## 消防局公告

### 川崎市消防局公告第17号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4第1項の 規定により措置命令を行ったので、消防法第17条の4第 3項において準用する消防法第5条第3項の規定により 次のとおり公告します。

平成28年12月16日

川崎市消防長 田 中 経 康

- 1 防火対象物の名称及び所在地大沢ビル
  - 川崎市多摩区登戸1669番地1
- 2 命令を受けた者 大沢自動車工業株式会社 代表取締役 大澤 泰
- 3 命令の内容

平成29年3月16日までに、防火対象物全体に自動火 災報知設備を設置すること。

4 命令を行った日 平成28年12月16日

### 川崎市消防局公告第18号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公

告します。

平成28年12月21日

川崎市消防長 田 中 経 康

			川崎市消防長 田 中 経 康						
訓	目	時	平成29年1月6日(金) 10時50分~11時10分						
練 1	場	所	川崎区東扇島58番地1 川崎市東扇島東公園多目的広場第二						
	消防隊	数	消防隊4隊 計4隊						
	日	時	平成29年1月8日(日) 10時00分~11時45分						
訓 練 2	場	所	麻生区上麻生6丁目15番1号 麻生水処理センター「あさおふれあい の広場」						
	消防隊	数	消防隊 5 隊 消防団 4 隊 計 9 隊						
訓	日	時	平成29年1月8日(日) 11時02分~11時04分						
練 3	場	所	中原区等々力1番地1 等々力緑地内催し物広場						
	消防隊	数	消防隊 7 隊 消防団 6 隊 計13隊						
訓練	B	時	平成29年1月8日(日) 11時03分~11時04分 平成29年1月8日(日) 11時14分~11時15分						
4	場所		幸区河原町1 市立河原町小学校跡地						
	消防隊	数	消防隊2隊 消防団1隊 計3隊						

訓	目	時	平成29年1月14日(土) 11時28分~11時43分	
練 5	場	所	川崎区富士見2丁目1番6号 川崎競輪場	
	消防	隊数	消防隊3隊 消防団5隊 計8隊	<b></b>
訓練	Ħ	時	平成29年1月18日 (水) 10時05分~10時10分 平成29年1月18日 (水) 10時20分~10時25分	
6	場	所	多摩区菅仙谷4丁目1番1号 株式会社よみうりランド遊園地	
	消防	隊数	消防隊7隊 救急隊1隊 計8隊	<b></b>

## 教育委員会規則

### 川崎市教育委員会規則第19号

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の

一部を改正する規則

川崎市立学校の施設の開放に関する規則(昭和51年川 崎市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正す

別表中「田島支援学校」の次に「、田島支援学校桜校」 を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額 とする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 川崎市教育委員会規則第20号

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する 規則の一部を改正する規則

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則(平成 19年川崎市教育委員会規則第1号)の一部を次のように 改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条、第7条関係)

#### 1 土橋小学校

	午 前	午 後	夜間	全 目
区分	9 時~ 12時	1 時~ 5 時	5時30分 ~9時	9時~9時
多目的ホール	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円

### 2 犬蔵中学校

	午 前	午 後	夜 間	全 日
区分	9 時~ 12時	1 吽。 5 吽	6時~9時	9 時~ 9 時
	9时~12时	1 44~ 9 44	30分	30分
格技室	1,320円	2,530円	2,640円	6, 490円

### 3 生田中学校

		午 前	午 後	夜 間	全 目
X	分	9 時~ 12時	1時~5時	5時30分 ~9時	9時~9時
	陶芸室	1,430円	1,760円	2, 420円	5,610円
特別創作活動	美術工 芸室	1,430円	1,760円	2, 420円	5, 610円
センタ	料理室	1,430円	1,760円	2,310円	5,500円
_	会議室	1,210円	1,430円	1,870円	4,510円
	和室	1,210円	1,430円	1,870円	4,510円

## 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の 当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例 による。

### 川崎市教育委員会規則第21号

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の

一部を改正する規則

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則(平成15年川 崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正す

第2条第2項第1号中「第6条第1項第1号ア及び同 項第2号ア」を「第6条第1項第1号及び同項第3号」 に改め、同項第2号中「第6条第1項第1号イからオま で及び同項第2号イからオまで」を「第6条第1項第2 号及び同項第4号」に改める。

第5条第1項中「進学した年度の5月」を「入学する 年の3月」に改める。

第8条第1項中「進学後に」を「入学を許可された後に」に改め、同条第2項中「進学した後に」を「入学を許可された後に」に、「その旨」を「入学を許可された高等学校へ入学する旨」に改め、同条第4項中「予算の範囲内で」を削る。

第9条中「校長を経て」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項により奨学生の決定の通知を受けた者のうち、 入学支度金の奨学生の決定の通知を受けたものは、高 等学校へ進学した後に、委員会にその旨を届け出るも のとする。

附則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第33号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。 平成28年12月19日

川崎市教育委員会

教育長 渡 邊 直 美

1 日 時 平成28年12月26日 (月) 13:30から

2 場 所 高津市民館 視聴覚室

3 議事

議案第63号 川崎市立学校の施設の開放に関する規

則の一部を改正する規則の制定について

7

議案第64号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関

する規則の一部を改正する規則の制定

について

議案第65号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規

則の一部を改正する規則の制定につい

て

議案第66号 いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱

について

議案第67号 いじめ問題専門・調査委員会委員の委

嘱について

4 その他報告等

## 人事委員会規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

川崎市人事委員会 委員長 秦 野 純 一

## 川崎市人事委員会規則第19号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規 則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「平成3年法律第110号」の次に 「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第5条の9の次に次の1条を加える。

(第3条の3、第5条及び第5条の2の規定について の別段の定め)

第5条の10 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第3条の3、第5条第1項並びに第5条の2第1項及び第3項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日の振替等、代休日の指定又は代休時間の指定について別段の定めをすることができる。

第8条の2第1項中「であって職員と同居しているもの」を「(第2号から第6号までに掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同項第5号中「親族」の次に「(第1号に掲げる者を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

別表第3の18の項中「及び配偶者の父母並びに職員と同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者」を「、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びに職員と同居している父母の配偶者」に改め、同表備考中

この表に定める期間(6の期間を除く。)には、週休日等を含むものとする。

を

Г

1 この表に定める期間 (6の期間を除く。) には、 週休日等を含むものとする。

2 この表に定める子(18の子を除く。)には、民 法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の 規定により職員が当該職員との間における同項に 規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所 に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁 判所に係属している場合に限る。)であって、当 該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第27条第1項第3号の規定によ り同法第6条の4第1項に規定する里親である職 員に委託されている児童のうち、当該職員が養子 縁組によって養親となることを希望している者そ の他これらに準ずる者として人事委員会が別に定 める者を含むものとする。

に改め、同表備考12関係第1号及び13関係第1号中「子」の次に「(第2項において子に含まれるものとされる者を含む。)」を加える。

別表第3の付表第1備考中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 死亡した者欄の血族の区分のうち同卑属(子)に属する子並びに姻族の区分のうち同卑属に属する配偶者の子及び子の配偶者に係る「子」には、別表第3備考第2項において子に含まれるものとされる者を含むものとする。

附則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

川崎市人事委員会

委員長 秦 野 純 一

## 川崎市人事委員会規則第20号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第15中

 大学院修学休業の期間
 2/3以下

 専従許可の有効期間
 1/2以下

を

 大学院修学休業の期間

 介護休暇の期間

 専従許可の有効期間

 2/3以下

に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の規則別表第15の規定は、この規則の施行の 日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介 護休暇の期間については、なお従前の例による。

## 川崎区公告

### 川崎市川崎区公告第141号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年度	科目	期	別	この公示により滞納	件数・備考
一	17	刼	נים	処分に着手し得る日	一 一 一 一
平成28年度	国 民 健 康	第	4 期	平成28年12月30日	計5件
平成28年度	保 険 料	舟	4 期	(第4期分)	計り作
亚比99年帝	国 民 健 康	第	5 期	平成28年12月30日	計3件
平成28年度	保 険 料	舟	5 期	(第5期分)	計 3 1十
平成28年度	国 民 健 康	第	6 期	平成28年12月30日	<b>⇒</b> L22/t+
平成28年度	保 険 料		0 朔	(第6期分)	計33件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第142号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送 達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業 所が不明のため送達することができないので、国民健康 保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方 税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科目	期	別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国 民 健 康	第	4 期	平成28年12月30日	計1件
平成20平及	保 険 料	牙	4 朔	(第4期分)	司 工 汁
平成28年度	国 民 健 康	第	5 期	平成28年12月30日	計7件
平成20平及	保 険 料	牙	3 朔	(第5期分)	司 7 1十
平成28年度	国 民 健 康	第	6 期	平成28年12月30日	<b>⇒</b> 1.99 <i>(I</i> 1±
十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	保 険 料	#	0 別	(第6期分)	計33件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第143号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送 達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業 所が不明のため送達することができないので、国民健康 保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方 税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期	別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9	期	平成28年12月30日 (第9期)	計1件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1	期	平成28年12月30日 (第1期)	計2件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2	期	平成28年12月30日 (第2期)	計2件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3	期	平成28年12月30日 (第3期)	計7件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 4	期	平成28年12月30日 (第4期)	計9件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 5	期	平成28年12月30日 (第 5 期)	計12件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 6	期	平成28年12月30日 (第 6 期)	計40件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第144号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の 住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達するこ とができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律 123号) 第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第 226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科	目	期		別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	介 保	護 険 料	第	8	期	平成28年12月30日 (第8期分)	計15件

#### 川崎市川崎区公告第145号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の 者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及 び事業所が不明のため送達することができないので、高 齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第 20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年	度	科	目	期	別	この公告により滞 処分に着手し得る	件数·備考
平成28年	年度		高齢者 保険料	第	5 期	平成28年11月30日 (第5期分)	計4件

(別紙省略)

### 川崎市川崎区公告第146号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住 民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第 1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職 権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者 に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の ため、通知の送達ができないので公示します。

平成28年12月28日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第147号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成28年12月28日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

## 幸 区 公 告

## 川崎市幸区公告第52号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成28年12月19日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期	別		この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	後期高齢者 医療保険料	第	1 其	月	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第	2 其	月	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	後期高齢者 医療保険料	第	3 其	月	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第	4 其	月	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	後期高齢者 医療保険料	第	5 其	月	平成28年12月30日	計6件

(別紙省略)

### 川崎市幸区公告第53号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科	目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	介 保 険	護 料	第 6 期 分	予成28年12月30日	計1件
平成28年度	介 保 険	護 料	第 7 期 分	平成28年12月30日	計1件
平成28年度	介 保 険	護 料	第 8 期 分	平成28年12月30日	計19件

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第54号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法

律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期	別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1	期	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2	. 期	平成28年12月30日	計2件

平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第	3	期	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第	4	期	平成28年12月30日	計1件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第	5	期	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	国 民 健 康 保 険 料	第	6	期	平成28年12月30日	計52件

## 中原区公告

#### 川崎市中原区公告第55号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業 所が不明のため送達することができないので、国民健康 保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226条)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

年 度     科     目     期     別     この公告により滞納 処分に着手し得る日     件数・備考       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 2 期     平成28年12月30日 (第 2 期分)     計 3 件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 3 期     平成28年12月30日 (第 3 期分)     計 6 件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 4 期     平成28年12月30日 (第 4 期分)     計 13件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 5 期     平成28年12月30日 (第 5 期分)     計 13件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 6 期     平成28年12月30日 (第 6 期分)     計 6 件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 9 月     平成28年12月30日 (第 9 月分)     計 1 件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 9 月     平成28年12月30日 (第 9 月分)     計 1 件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 1 0 月     平成28年12月30日 (第 10月分)     計 1 件					
平成28年度     国民健康保験料     第2期     平成28年12月30日 (第2期分)     計3件       平成28年度     国民健康保験料     第3期     平成28年12月30日 (第3期分)     計6件       平成28年度     国民健康保験料     第4期     平成28年12月30日 (第4期分)     計13件       平成28年度     国民健康保験料     第5期     平成28年12月30日 (第5期分)     計13件       平成28年度     国民健康保験料     第6期     平成28年12月30日 (第5期分)     計61件       平成28年度     国民健康保験料     第9月     平成28年12月30日 (第6期分)     計1件       平成28年度     国民健康保験料     第9月     平成28年12月30日 (第9月分)     計1件	年 度	<b>1</b> 3. E	# 早	この公告により滞納	<b>你粉。</b>
平成28年度     第 2 期     (第2期分)     計3件       平成28年度     国民健康保験料     第 3 期     平成28年12月30日 (第3期分)     計6件       平成28年度     国民健康保験料     第 4 期     平成28年12月30日 (第4期分)     計13件       平成28年度     国民健康保験料     第 5 期     平成28年12月30日 (第5期分)     計13件       平成28年度     国民健康保験料     第 6 期     平成28年12月30日 (第5期分)     計61件       平成28年度     国民健康保験料     第 9 月     平成28年12月30日 (第6期分)     計1件       平成28年度     国民健康保験料     第 9 月     平成28年12月30日 (第9月分)     計1件	中 及	AT E	别 別	処分に着手し得る日	一一一
保 険 料     (第2期分)       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 3 期     平成28年12月30日 (第3期分)     計6件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 4 期 平成28年12月30日 (第4期分)     計13件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 5 期 平成28年12月30日 (第5期分)     計13件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 6 期 平成28年12月30日 (第6期分)     計61件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 9 月 平成28年12月30日 (第9月分)     計1件       平成28年度     国 民 健 康 保 険 料     第 9 月 平成28年12月30日 (第9月分)     計1件	亚出20年度	国 民 健 康	<b>学</b> 0 t	平成28年12月30日	⇒4.0 //t-
平成28年度     保險     將     3     期     (第3期分)     計6件       平成28年度     国民健康保險     第     4     期     平成28年12月30日 (第4期分)     計13件       平成28年度     国民健康保險     第     5     期     平成28年12月30日 (第5期分)     計13件       平成28年度     国民健康保險     第     6     期     平成28年12月30日 (第6期分)     計61件       平成28年度     国民健康保險     第     9     月     平成28年12月30日 (第9月分)     計1件       平成28年度     国民健康保險     第     9     月     平成28年12月30日 (第9月分)     計1件	平成20平皮	保 険 料	第 4	(第2期分)	計 3 1十
保險     料     (第3期分)       平成28年度     国民健康保險     第4期     平成28年12月30日 (第4期分)       平成28年度     国民健康保險     第5期     平成28年12月30日 (第5期分)       平成28年度     国民健康保險     第6期     平成28年12月30日 (第5期分)       平成28年度     国民健康保險     第6期     平成28年12月30日 (第6期分)       平成28年度     国民健康保險     第9月     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     第月分)     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     第月分)     平成28年12月30日 (第9月分)	亚比20年度	国 民 健 康	<b>学</b> 9 <del>1</del>	平成28年12月30日	₹4. C. (/±
平成28年度     保険料     第 4 期     (第4期分)     計13件       平成28年度     国民健康保険料     第 5 期     平成28年12月30日 (第5期分)       平成28年度     国民健康保険料     第 6 期     平成28年12月30日 (第6期分)       平成28年度     国民健康保険料     第 9 月     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     国民健康保険料     第 9 月     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     国民健康保険料     第 1 0 月     平成28年12月30日 (第9月分)	平成28平度	保 険 料	第 3 差	(第3期分)	計り1十
保険料     (第4期分)       平成28年度     国民健康保険料     第5期     平成28年12月30日 (第5期分)       平成28年度     国民健康保険料     第6期     平成28年12月30日 (第6期分)       平成28年度     国民健康保険料     第9月     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     国民健康保険料     第9月分     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     国民健康保険料     第10月	亚出20年度	国 民 健 康	<b>第 4</b> 1	平成28年12月30日	⇒1.19//
平成28年度     保険料     第 5 期     (第5期分)       平成28年度     国民健康保険料     第 6 期     平成28年12月30日 (第6期分)       平成28年度     国民健康保険料     第 9 月     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     国民健康保険料     第 9 月     平成28年12月30日 (第9月分)       平成28年度     国民健康保険料     第 1 0 月     平成28年12月30日 (第9月分)	十成20十段	保 険 料	- 宛 4 9	(第4期分)	自1121十
保険料     (第5期分)       平成28年度     国民健康     第6期     平成28年12月30日     計61件       平成28年度     国民健康     第9月     平成28年12月30日     計1件       平成28年度     国民健康     第9月     平成28年12月30日     計1件	亚出20年度	国 民 健 康	<b>第 5</b> 1	平成28年12月30日	⇒1.10//+
平成28年度     保険料     第6期     (第6期分)       平成28年度     国民健康     第9月     平成28年12月30日       平成28年度     国民健康     第9月       平成28年12月30日     計1件	十成20十段	保 険 料	- 宛 り タ	(第5期分)	青 137 <del>十</del>
保険料     (第6期分)       平成28年度     国民健康     第9月     平成28年12月30日     計1件       平成28年度     国民健康     第10月     平成28年12月30日     計1件	亚出20年度	国 民 健 康	<b>第 6 1</b>	平成28年12月30日	⇒LC1/H-
平成28年度     保険料     第 9 月     (第 9 月分)       平成28年度     国民健康     第 1 0 月         平成28年度     第 1 0 月	平成20平皮	保 険 料	- 第 · 0 · 9	(第6期分)	計017十
保険料     (第9月分)       平成28年度     第10月	亚出20年度	国 民 健 康	笠 0	平成28年12月30日	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
平成28年度   計1件   第 1 0 月     計1件	一 一	保 険 料	現 分 り )	(第9月分)	〒  11 <del>  -</del>
<sup>〒                                   </sup>	亚战29年度	国 民 健 康	<b>当 1 0</b>	平成28年12月30日	卦 1 <i>h</i> +
	十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	保 険 料	<del>/ii</del>	(第10月分)	百111十

(別紙省略)

## 川崎市中原区公告第56号

次の国民健康保険料の滞納処分に係る書類を別紙の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226条)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月22日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

国民健康保険の滞納処分に係る書類

【文書番号28川中険第5-399号】差押調書(謄本)

(別紙省略)

### 高津区公告

### 川崎市高津区公告第47号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送 達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業 所が不明のため送達することができないので、介護保険 法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地 方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定によ り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月16日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年度	科	目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28年度	介 保 険	護 料	第1期以降		計3件
平成28年度	介 保 険	護 料	第1期以降	平成29年1月4日 (第1期~第6期)	計1件
平成28年度	介 保 険	護 料	第1期以降	平成29年1月4日 (第1期~第8期)	計17件
平成28年度	介 保 険	護 料	第4期以降	平成29年1月4日 (第4期~第8期)	計2件
平成28年度	介 保 険	護 料	第5期以降	平成29年1月4日 (第5期~第8期)	計1件
平成28年度	介 保 険	護料	27年度随時期第5期以降	平成29年1月4日 (27年度随時期、第5期 ~第8期)	計1件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第48号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記 載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務 所及び事業所が不明のため送達することができないの で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第 80号) 第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226

号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月16日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年度	科	目	期	別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28年度		高 齢 者 保 険 料	第4期	以降		計1件
平成28年度		高齢者 保険料	第3期	以降	平成29年1月4日 (第3期~第5期分)	計1件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第49号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送 達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業 所が不明のため送達することができないので、国民健康 保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用 する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月19日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年 度	:	科	目	期	別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	:	国民健康	康保険料	第 1	期分	平成28年12月30日 (第1期分)	計4件
平成28年度	:	国民健康	康保険料	第 2	期分	平成28年12月30日 (第2期分)	計1件

平成28年度	国民健康保険料	第 3 期 分	平成28年12月30日 (第3期分)	計2件
平成28年度	国民健康保険料	第 4 期 分	平成28年12月30日 (第4期分)	計12件
平成28年度	国民健康保険料	第 5 期 分	平成28年12月30日 (第5期分)	計27件
平成28年度	国民健康保険料	第 6 期 分	平成28年12月30日 (第6期分)	計81件

#### 川崎市高津区公告第50号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定によ

り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年	度	科	目	期	別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年	度	介 保	護 険 料	第 8	期 分	平成28年12月30日 (第8期分)	計23件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第51号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第

20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年  度	科目	期	別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	後期高齢者 医療保険料	第 5	期	平成28年12月30日 (第5期分)	計7件

(別紙省略)

### 宮前区公告

### 川崎市宮前区公告第39号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その 者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す ることができないので、国民健康保険法(昭和33年法律 第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第 226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国民健康保険料	過 年 2 月	平成28年12月30日	計1件
平成27年度	国民健康保険料	第 9 期	平成28年12月30日	計1件

平成27年度	国民健康保険料	第 1 0 期	平成28年12月30日	計1件
平成28年度	国民健康保険料	過 年 7 月	平成28年12月30日	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第 2 期	平成28年12月30日	計2件
平成28年度	国民健康保険料	第 3 期	平成28年12月30日	計4件
平成28年度	国民健康保険料	第 4 期	平成28年12月30日	計6件
平成28年度	国民健康保険料	第 5 期	平成28年12月30日	計8件
平成28年度	国民健康保険料	第 6 期	平成28年12月30日	計29件

## 多摩区公告

### 川崎市多摩区公告第67号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が

不明のため送達することができないので、介護保険法 (平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方 税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により 公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成28年12月19日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科目	期	別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	介護保険料	第 7	期	平成28年12月30日	計1件
平成28年度	介 護 保 険 料	第 8	期	平成28年12月30日	計9件

(別紙省略)

## 川崎市多摩区公告第68号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住 民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第 1項の規定により、別紙(省略)に記載の者について住 民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定によ り、その者に通知しなければならないところ住所及び居 所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成28年12月28日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起する

ことができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

## 川崎市多摩区公告第69号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙(省略)に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成28年12月28日

この処分について不服がある場合は、この処分があっ たことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎 市長に対して審査請求をすることができます。この処分 の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

ついての裁決があったことを知った日) の翌日から起算 して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被 告の代表者となります。) 提起することができます。

## 麻生区公告

### 川崎市麻生区公告第66号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その 者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す ることができないので、国民健康保険法(昭和33年12月 27日法律第192号) 第78条で準用する地方税法(昭和25 年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交 付します。

平成28年12月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

#### 正 誤

川崎市公報第1,713号(平成28年12月26日発行)3853 ページ川崎市公告(調達)第396号中「(3)関連情報を入 手するための照会窓口は、3?と同じ」は「(3)関連情 報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じ」の誤り。

川崎市公報第1,713号(平成28年12月26日発行)3853 ページ川崎市公告(調達)第397号中「4)入札期日にお いて平成28・29年度川崎市製造の請負・物件の供給等 有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気 供給」に登載されていること。」は「(4)入札期日におい て平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有 資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供 給」に登載されていること。」の誤り。

(第1,714号)	平成29年(2017年)	1月10日	Ш	崎	市	公	報